

令和2年第8回（12月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	9	津谷 彰	1. ヤングケアラー支援について 2. 高齢者の残薬と多剤服用対策について 3. ドライブレコーダー購入・設置推進について	4
2	3	瀬戸 純	1. 第8期辰野町介護保険事業計画等について 2. 放課後学習支援について 3. ぬくもりの里の施設利用について	19
3	1	吉澤 光雄	1. やさしい日本語の活用について 2. 福祉灯油券事業の改善について 3. 新型コロナウイルス感染症第3波への対応について	34
4	6	山寺はる美	1. 辰野町内小中学校の教育方針について 2. コロナ禍における移住定住の現状について	46
5	5	松澤千代子	1. 災害時における外国籍の人々への支援 2. 可燃ごみ等のゴミステーション新規開設を 3. 新型コロナウイルス感染症対策	58
6	2	向山 光	1. 板沢地区への最終処分場建設計画について 2. 太陽光発電施設計画について 3. 生活困窮者への対応について 4. 介護保険事業の展開について 5. 町内小中学校のあり方について	68
7	8	池田 睦雄	1. 辰野町第5次総合計画の評価について 2. 平出保育園移転について 3. 荒神山スポーツ公園について	82

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	4	舟橋 秀仁	1. 自治体のデジタル化時代の到来について 2. 北沢東の企業誘致について	97
9	7	樋口 博美	1. 新型コロナウイルス対策について 2. 移住定住施策の成果と課題について 3. 松くい虫対策と森林整備について	113
10	11	小澤 睦美	1. 横川蛇石発電所竣工について 2. 高校再編計画における辰野高校存続に向けて 3. 川島小学校存廃問題について	126
11	10	矢ヶ崎紀男	1. 民生児童委員の活動について 2. 辰野病院について 3. 辰野町における教育全般について	141

令和2年第8回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和2年12月8日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉澤光雄 | 2番 | 向山光 |
| 3番 | 瀬戸純 | 4番 | 舟橋秀仁 |
| 5番 | 松澤千代子 | 6番 | 山寺はる美 |
| 7番 | 樋口博美 | 8番 | 池田睦雄 |
| 9番 | 津谷彰 | 10番 | 矢ヶ崎紀男 |
| 11番 | 小澤睦美 | 12番 | 岩田清 |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	竹村智博
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
生涯学習課長	西原功	辰野病院事務長	今福孝枝

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番 松澤千代子
議席第6番 山寺はる美

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定

足数に達しておりますので、第8回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。欠席の届出ですが、菅沼こども課長より欠席届が提出されております。以上報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。2日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 9 番	津 谷 彰 議員
質問順位 2 番	議席 3 番	瀬 戸 純 議員
質問順位 3 番	議席 1 番	吉 澤 光 雄 議員
質問順位 4 番	議席 6 番	山 寺 はる美 議員
質問順位 5 番	議席 5 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 6 番	議席 2 番	向 山 光 議員
質問順位 7 番	議席 8 番	池 田 睦 雄 議員
質問順位 8 番	議席 4 番	舟 橋 秀 仁 議員
質問順位 9 番	議席 7 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 10 番	議席 11 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 11 番	議席 10 番	矢ヶ崎 紀 男 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席9番、津谷彰議員。

【質問順位1番 議席9番 津谷 彰 議員】

○津谷 (9番)

おはようございます。質問の前に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大第3波におきまして、感染された方に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く回復されることを願います。また心身ともに大きな負担を抱えながらがんばっている、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆さんや、そのご家族への差別、偏見、誹謗中傷の解消を訴え、シトラスリボンプロジェクトが広がり、それぞれの暮らしの場で受け入れられる雰囲気、暮らしやすい社会になることを願いつつ、通告に従いまして質問を始めます。まずはじめにヤングケアラー支援について質問いたします。ヤングケアラーとは家族にケアを必要とする人がいる場合、大人が担うようなケアの責

任を引き受けて家事また家族の世話、介護そして感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもたちのことです。ケアが必要な人には、主に突然の事故また障がい、病気のある親をまた高齢の祖父母をみていることが多いんですが、兄弟またほかの親族の場合もあります。家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話を行うヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任そして負担を負うことで、育ち方また教育に影響を及ぼしていることもあることから、このような子どもや家庭に適切な支援を行っていくことが必要であると思います。国内において全国規模でヤングケアラーの実態調査がされていないこと、また関係者にきちんとした認識がされていないこともあり、対応が遅れがちであるのが現状であります。ヤングケアラーという概念の認識度調査では、自治体規模別で認識しているの割合は政令指定都市・中核市で36.7%、人口10万人以上の自治体で40.6%、人口10万人未満では25.0%となっています。そこで最初の質問ですが、ヤングケアラーという概念の認識の有無も含めまして町による実態把握はされているのでしょうか。お聞かせください。

○町 長

皆さんおはようございます。また傍聴の皆さんにも本当にお寒いなかお出かけいただきましてありがとうございます。それでは津谷議員の質問にお答えさせていただきます。ヤングケアラーという言葉は、これまであまり聞きなれない言葉でありましたが、最近はテレビや新聞などでその実態が報じられております。ただいま津谷議員のご説明していただきましたとおり、ヤングケアラーとは通学や仕事の傍ら、障がいや慢性的な病気、あるいは精神的な問題などを抱える親や祖父母、兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指すということでございます。そういった子どもたちは、ケアをすることを通して家族のためになっていると感じることもある一方、ケアを担い始めた年齢が低くケアが長期にわたるとき、そしてケアが子どもにとって過度な負担となっている場合には、子ども自身の心身の発達や人間関係にも影響を受け、勉強に遅れが出たり進学や就職をあきらめたりするケースもあるということで、その実態の把握は急がれておりまして、国も初めての实態調査を始める方針を固めたと聞いております。全国には一定数のヤングケアラーがいると報じられております。私たちの身近にもヤングケアラーに該当する子どもたちがいるかも知れませんが、町による調査や実態把握はこれまでのところ行っていない状況であることをお話申し上げます。以上です。

○津谷（9番）

介護施設や訪問介護など外部の介護サービスを利用するのはまた異なりまして、ケアラーのみによる介護というのは家庭内で主に行われております。そのためにその実態というのは外部から分かりづらい、把握が困難であります。若い世代となるヤングケアラーの問題ってのは、ほとんど表面化していないってことが言われております。教育現場において、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握する実態調査の実施は、急務ではないかと思いますが、これまでに教育現場においての実態調査はされているのでしょうか。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。ヤングケアラーは周囲の無理解だとか、あるいは思春期の羞恥心などからなかなか外部にはこう伝えられずに孤立をして、学校現場においては先生はじめとした大人も気づかないというのが実態だろうと思います。最近この言葉注目され始めましてね、NHKなんか見ましても先日特集も組まれておりました。正直なところ私もこのヤングケアラーという言葉、あまり認識をしてなかったわけですが、現在、国それから文科省の対応も含めてちょっと話をさせていただければと思いますけれど、11月の17日に萩生田文部科学大臣は政府がこの冬初めて実態調査を行うと、当然教育委員会を通じた学校での調査を想定していたけれど、学校がヤングケアラーの存在を十分に把握できていないとして、児童・生徒から直接聞き取るとそんな見通しを示しております。さらに厚労省からは学校を通じて児童・生徒に直接アンケートを行う方向で検討していると聞いているとしながらも、文科省としても学校側から子どもに調査の趣旨や活用方法等を丁寧に伝えるとして問題把握に協力的な姿勢を示しております。国は学校現場に対して初めてこう実施するこの今回の調査ですけれど、12月中ですね、今月中には調査票をそれぞれ配布をする、そして今年度中にはですから来年の3月までですね結果をまとめたいとしております。じゃあ辰野町内の状況はどうかということですが、家庭の介護だとか世話などによって学校へ行きたくても行けない児童・生徒の実態てのは、正直なところつかんでおりません。ヤングケアラーの問題は、最近家庭における介護の問題のひとつとして、注目を集めるようになってきていますけれど、議員言われるように今後家族が突然交通事故にあってしまうとか、あるいは今のこのコロナ禍によって勤務先が倒産をしてしまう、あるいは雇い止めにあってしまうというような問題から、保護者

が突然その通常の生活ができなくなってしまうと、こんな事態もこれから起こりうるわけでございますので、まさにこれは今日的な課題だろうとふうを受け止めていかなければならないと思っております。もしかすると今まではこういうヤングケアラーという認識で欠席がちな児童・生徒、あるいは不登校というふうに括ってしまっている児童・生徒について、こういう見方をしていなかったわけですが、もしかするとその中にこの対象者がいるかもしれませんので、この部分については早急に対応をとってまいりたいと思っております。具体的には現在各学校にお願いしているのは、児童・生徒が連続して2日から3日休んだら必ず家庭訪問をしていただきたいと、そして必ずその児童・生徒と直接会って、他愛もない話でもいいのでしながら、本人の状況とか家庭の状況をつかんでいただきたいこんなお願いしておりますし、それから町内の各小中学校には心と体の相談室というふうに銘打った保健室ですけれどもございます。心身の不調でもこう訴えてもいいですし、どんな相談でもいいというふうにこうしている窓口がございますので、そうして実際には担任には話をすることができない内容も保健室では語るだとか、保健室へ来て友達同士の他愛もない会話の中でポロッポロッとこういうのがもしかしたら出るかも知れないですので、保健室の先生には聞いてないような振りをしながら、耳をこうダンボにしてしっかり聞き取っていただくというような、こんなことも今までお願いをしてきたわけですが、今月の18日に町の校長会がございますので、ここでその欠席がちな児童・生徒あるいは欠席が連続している児童・生徒につきましては、新たな視点でこのヤングケアラーという視点でまた一人ひとりを見直していく、そうしていただきたいと指示をしていこうと思っております。いずれにしても一人で抱え込んでという事例が大変多いわけですのでね、何とかそのこのヤングケアラーの該当者がいるとするならば、救ってやりたいなあと思うわけですが、なかなか相談に来いってもこれは本人は来れないのが現状だと思っております。周りが状況等察知してこう理解をしていくしかないんだろうなと思っておりますので、なかなか実態把握するのは難しいんだろうなと思っておりますけれど、18日の校長会で指示をして町としてもちょっと対応を考えてみたいと思っております。仮に該当者が出てきたとしますとね、これは教育委員会だけではどうにもなりませんし、学校だけではどうにもなりませんのでまた保健福祉課とも相談しながら対応ができればなと思っております。以上です。

○津谷（9番）

はい。要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協でありますけども、要対協に登録されているケースにつきまして、ヤングケアラーがどのように捉えられているか把握する実態調査が行われております。これは2018年の12月28日から2019年の1月31日に各自治体にアンケート調査とヒアリング調査を行っております。少し調査結果を話しますと、学校等にはあまり行けていけない休みがちっていう人が31.2%、学校に行っているけど何らかの支障がある、たとえば遅刻が多い、授業に集中できない、忘れ物が多い、宿題をしてこないなどが27.4%になっております。どの学年においても女性徒ですね女性のほうが男性に比べて高くなっていると、学年は中学生が43.2%で最も高い、次いで小学生が33.2%で高校生が15.6%となっています。また家族構成というのには一人親が48.6%と最も多いと。自分はヤングケアラーと認識していない44.5%、わからない41.1%、両方足しますと8割以上の子どもが自分自身をヤングケアラーと認識していないということです。半数以上のヤングケアラーが支援者なしで孤立状態で介護を行っているということが判明されるわけです。実態は把握していない理由について、今もありましたけども家族内のことで問題が表に出にくい、これが76.8%とても多い数字で最も高いと、ヤングケアラー本人が子どもであることで子ども自身が問題を認識していない、これはもう家族のお手伝いということなんですね。自分がそのヤングケアラーでことが本当にわかっていない、これ本当に1.1%以上あるんですけども、そこで改めて質問をいたしますが、子ども自身のニーズまた生活状況や要望、その確認をしたりその子のケアを負担を軽くできるように、さまざまなサービスにつなげることが大切ではないかと思っておりますが、今後この実態に沿った支援体制づくりを構築する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

ヤングケアラーの実態が現在把握できていない状況においては、具体的な支援策というものはできていないのが現状であります。ヤングケアラーの背景には議員ご指摘のとおり家族の介護や兄弟の世話のほか、買い物、掃除、洗濯などの家事等、まあ子どもへの負担はさまざまとあります。ここで国による実態調査が行われるということでもありますので、その調査に基づく指針等あるいはすでに取り組んでいる自治体の例も参考にしながら、辰野町としての支援体制を考えていきたいと考えております。以上です。

○津谷（9番）

これはとてもデリケートな問題でありまして、子どもの人権やプライバシー保護に配慮した支援体制づくが必要であると思っておりますが、例えば支援者側からのプッシュ型の支援情報の提供とか、子ども一人ひとりに寄り添ったアウトリーチ型の支援を大切にすること、それから早期発見、早期対応のために関係機関のネットワークを強化するまたマニュアルの作成、情報共有を密にすること、学校との連携を含めて共助、公助による支援の強化、それから福祉・医療・教育が連携をしての支援する体制づくりを改めて要望いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

子どもと接することが多い学校においては、そこで本人の悩みや不安を聞くことはできてもなかなか家庭内の事情に介入することは難しい。介護の現場においてはケアマネージャーですとか地域包括支援センターの職員が介護を受ける家庭の事情を把握できても家庭内の子どもの状況まで把握することは難しい、家庭内の事情に介入することが難しいところに課題があると考えております。また議員ご指摘のとおり子どもたちは家族のために世話をすることは当たり前、家族のためになっていると認めている場合にはヤングケアラーだということを認識していないことも多いことでもあります。子どもが悩みや不安を言える場所を確保することはもちろん、周囲の人がその子どもの異変に気づくことが大切になってくると思います。そのためにはあらゆる見守り活動をする中で、横の連携を図りながら支えていく体制づくりが必要であると考えてます。以上です。

○津谷（9番）

実際にケアの実態と必要なニーズを把握することも大事、重要ではあるんですけども実際にケアをしている生の声、それから経験者の体験などを聞く場、子どもたちが気持ちをどっかにぶつけることができる場所の提供、環境づくりが必要ではないかと思っておりますが改めましていかがでしょうか。

○保健福祉課長

先日のテレビ番組の中で同じ経験をした先輩、経験者たちが支えるといった例が紹介されておりました。これはSNS等を使って、自身もかつてヤングケアラーだった先輩たちが、悩みに答えてくれるというものでありました。町の体制を考えていく上では、参考にしていきたいと考えております。

○津谷（9番）

例えば町で今取り組んでおります健康づくり推進計画 21 ですね、それと辰野町の自殺対策計画、あるいはこれから行われる第 8 期介護保険事業計画などにこれを紐付けてヤングケアラー支援を含めた、誰一人取り残さない福祉の町たつのを構築していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

現在施行中の健康づくり計画たつの 21 につきましては、平成 31 年 3 月に策定したものであり、ヤングケアラーということについては明文化してありません。また現在策定作業を進めております第 8 期辰野町介護保険事業計画についても、現状において把握、現状把握ができていない状況において、計画の中に盛り込むことは少し難しいかなと考えております。ただし健康づくり計画たつの 21 の中に、児童・生徒の SOS の出し方に関する教育というものがありますので、そこに紐付けていければいいかなと考えているところであります。ここのところは学校・児童・生徒・教職員が連携して、子どもが困難に直面したときに SOS を出し積極的に相談や支援、助けを求めることができる環境を整えていくというところでございます。また第 8 期の介護保険事業計画でありますけれども、この計画の中で町全体の会議として地域ケア推進会議というものを設置いたします。どちらかというところ今の介護保険の計画は、高齢者に重点を置いたものでありますけれども、この地域ケア推進会議では町民の皆さん一人ひとりの日常生活に関わる関係機関、団体の皆さんに集まっていただいて情報共有する中で地域でのさまざまな見守り活動を通じて横の連携を図っていきたいと考えております。その中で子どもたちの異変にも気付く取り組みに、結び付けていきたいと考えております。以上です。

○津谷 (9 番)

これはケアラー手帳と言いまして、一般社団法人日本ケアラー連盟というところから愛知県から取り寄せたものです。これはどういうものかと言いますと、いざ家庭の中で介護が必要になったとき、自分がケアしなきゃいけなくなったときのマニュアル等が書かれているものなんですね。今、辰野町の中でもこういうものがないと思うんですけど、例えばこういうものを作っていか、誰一人取り残さないという意味では外国の方も非常に多いので、これはポルトガル語と英語なんです。外国の人にわかりやすく、マンガ調で全部原語で書かれているものがあるんです。こういう一人ひとりの本当にケアに沿った実情に沿った、こういうツールを作ることも一つの周知にな

ってくると思うんですね。そこで相談しやすい体制づくりに関してなんですけども、なかなかヤングケアラーが先ほどもありましたが、自ら SOS を発する相談するってことが少ないかもしれません。子どもたちが外部の相談窓口まで足を運ぶことも難しいと思います。だから余計に実態が見えてこない。なので子どもたちがこの声を届けやすいシステム、例えばケアのことや困っていること何でもいいんで、どんなことでもここ一本に連絡すればいいんだと、例えばスマホを使ったりパソコンやタブレット、これからタブレットも一人1台与えられますので、例えばそこを活用するとかしてケアを担っている子どもたちが相談しやすい環境の構築、つまり簡単に言うとしゃべらなくていい相談窓口、相談というとどうしてもしゃべらなきゃいけないのもありますけど、子どもたち一人ひとりが自分の秘密を守りながら、だけど SOS を発することができる、しゃべらなくていい相談窓口っていうのを設置を提案いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

子どもにとって一番相談しやすい場所は接する場所はやはり学校だと思います。学校の中には保健室等中心として、心と体の相談室っていうものが設けられておりますので、そのようなところへ相談しやすい体制づくりをしていきたいことに合わせて先ほども申し上げましたが、SNS を通じて先輩に相談する等のシステムづくりも必要ではないかと考えております。

○津谷（9番）

まずは大人の私たちがヤングケアラーという概念を、しっかりと周知をしていくことが最優先だと思います。ヤングケアラーが先ほど18歳以下でしたが、そこから18歳から概ね30歳と言われてますが、こういう人たちを今度若者ケアラーと言うんですね。この若者ケアラーになると、内容的には子どもときのヤングケアラーと同じなんですけど、よりケアが責任が重くなるってこともあります。若者ケアラーにはそのヤングケアラーから継続している場合と18歳を超えて初めてケアが始まる場合があります。近年、介護する側が介護疲れやストレスによって要介護者を手にかける介護殺人が続発しております。今年だけでも5月には26歳の子どもが60歳の母親の首を絞めて殺害をしてしまいました。取調べに対して「母の介護に疲れた」と供述しています。また先月も兵庫県で認知症のおばあさんの介護を一任されていた、22歳の女性が祖母を殺害する事件が起きました。このケースでは家庭環境の複雑さもあ

したけども、若い世代に介護が丸投げされていたという背景も大きな問題になっております。介護殺人が起こる原因のひとつとして今も言いましたが、ストレスの増加が引き金になります。それによる介護疲れ、被介護者の状態によっては一日の大半を介護にあてなければならず、介護者の疲労は蓄積をしています。そんな中で今のこのコロナ禍において、ますます今のデータによりますと、今までの在宅の5.7時間増えたというデータも出ております。介護者の約4割がコロナ禍で疲労やストレスが増加したと回答があるんですが、このような若者ケアラーによる殺人も増加傾向にありますので、コロナ禍において在宅介護の時間が増えている現状の中、介護殺人また介護うつによる自殺も視野に、子どもの未来を変えてしまうこうした悲しい事件をなくすための、今後の取り組みに期待して次の質問に移ります。続きまして高齢者の残薬と多剤服用についての質問に入ります。近年、薬の多剤処方による影響で、深刻な健康被害に苦しむ高齢者が増加傾向にあります。その原因の中のひとつとして飲み忘れ、また飲む量、それから回数の間違え、不安や自己判断による薬の数を減らしたり服用を中止してしまう、服用時間が生活習慣に合っていないなどによる残薬、また高齢による摂食それから嚥下障害の低下によりまして、錠剤やカプセルが飲みづらくなると、それも飲まない理由のひとつであります。また10種類以上の薬を処方されて、副作用によって記憶力が低下し認知症と誤診されたり、適切に服用できずこん睡状態に陥ったりするケースも出ています。5つの大学病院の調査では高齢者入院のおよそ1割が薬による有害作用だといいます。さらに最近の調査では、飲み残しなどの残薬を知らずに新たな薬が追加されて、深刻な副作用を引き起こしている実態が明らかになっています。また残薬は在宅の75歳以上の高齢者だけでデータを取りましても、年間500億円にみられるといわれております。これは年々増加している医療費の大きな要因とも考えられております。辰野町は高齢化率37.4%だと思いますが、これは長野県のほぼ32%をはるかに平均の高齢化率を上回っている状況からよそ事ではない問題であります。町や医療機関また福祉事業所、薬局などによりまして、この残薬や多剤服用の実態調査はされていますでしょうか。

○保健福祉課長

はい。残薬あるいは多剤服用につきまして、町が保険者となっております国民健康保険の加入者については、医療機関から出されますレセプト情報によってある程度判断することができます。またこの度、町内の医療機関、高齢者事業所それから調剤薬

局に、聞き取り調査を行いましたのでその状況を申し上げます。医療機関につきましては、すべての医療機関で診察の際お薬手帳を確認したり、今飲んでいる薬を持参していただいているということで、患者さんからの聞き取り調査を行っていただいております。残薬があれば処方量を調整し、中には患者さんの同意を得て、ほかに受診している医療機関等に問い合わせをするといった医療機関もありました。調剤薬局においても同様で、すべての薬局でお薬手帳や患者さんからの聞き取り、また薬の持参等持ってきてもらって残薬を確認し、多剤服用については薬局のデータ管理により、薬歴管理で確認しているということでございます。また薬局で残薬等がわかれば、その場で主治医に確認して処方量を変更し、場合によっては患者さんの自宅に届けることもあるのでその自宅を確認することもあるといったような状況であります。高齢者の入所施設におきましては、看護師や介護職員が入所者一人ひとりの服薬状況を把握し、本人の状況を状態を見ながら施設医や嘱託医と相談して、その都度処方内容の見直しを行っているようです。また在宅の高齢者については、ケアマネージャーが本人や家族に残薬、多剤等の服薬状況を確認し、実態把握に努め必要に応じて医師や薬局への相談を行っているといったような状況でございます。

○津谷（9番）

はい。この残薬や多剤服用などの周知や啓発を兼ねまして町内の残薬、多剤服用の実態アンケートってのを1回とってみるのもいいのかなあとと思いますが、今後アンケート調査をするお考えはありますか。

○保健福祉課長

国民健康保険加入者のレセプト情報に加えまして、今年度から始めました高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業って言うものがありますが、これにより75歳以上の方のレセプト情報を町で閲覧することができるようになりましたので、このレセプト情報からある程度、一定程度の実態を把握することができるようになってまいりました。ただアンケートにつきましては、高齢者の一体的実施事業の中でまた機会があれば考えていきたいと考えております。

○津谷（9番）

はい。高齢者だけではなくて例えば小さい子どもさんが病院にかかったときに、例えばかぜ薬、飲み薬なんていうのは冷蔵庫の中に必ずあったりなんかして、それがいつのものかわかんないっていうのもあるんで、もしアンケート調査をするようであれば

ば、高齢者に限らず町内、町民の方全員を対象としてやっていただきたいなど要望いたします。続きましてポリファーマシー対策についての質問に移ります。ポリファーマシーとは、必要量を上回るあるいはその必要のない処方箋が出ている状況でありまして、4種類から6種類ほどの薬を出されているケースが一般的なんですけども、高齢者になると体に不調が頻繁に訪れまして、複数の病気を抱えることが多い状況であります。そのために複数の診療科に通い多くの薬を処方されていることがあります。これをポリファーマシーと言いますが、代謝が衰えて体の内臓が弱っている高齢者にとっては体に大きな負担をかけることでもあります。それでは具体的にどんなことがあるかと言いますと、これは厚生労働省の研究なんですけども、65歳以上の高齢者700人を対象にデータ取りました。この有害事象の1位が意識障害これが9.6%、それから低血糖これも9.6%、続いて肝機能障害、電解質異常、ふらつき、転倒などが続いていくわけでありまして、3割近い高齢者が10種類以上の薬を飲んでいることが判明いたしました。この中には成分や薬の効力がかぶっているものが数多く含まれていると考えられます。そのため同じような薬を倍以上飲んでいることになるんですね、多剤服用の場合。そうすると副作用も重大になりますので注意が必要になってきます。ポリファーマシーというのは今大きな問題でもありますが、これは高齢者の健康寿命を妨げるものでもあります。薬を処方して完結するというのではなくて、これは2016年厚生労働省の調査なんですけども、患者の来局日以外に継続的な服薬指導を行っているかっていう質問があったんですけど、これであると答えた薬局は39.9%、ないとした薬局は47.9%、半分近くが行っていないということなんですけども、残薬解消には継続的な服薬指導が必要だと思います。この継続的な服薬指導のためにどの医療機関を受診しても薬の受け取り先はこの薬局、例えばこの薬の相談はこの薬剤師と決める、かかりつけ薬局とかかりつけ薬剤師の推進をさらに要望いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

継続的な服薬指導に関してでございますけれども、先ほども申し上げました高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業、これは国が進めるものでありまして、長野県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて辰野町では今年度より始めました。この事業でございますけれども、今までは国保に入っているとき、それから75歳以上の後期高齢者になったとき、検診データ、介護情報を個人について別々に管理していたものですけれども、この事業によってそれらを一括して把握し健康寿命の延伸につなげ

ていこうという取り組みであります。この事業の一つに重複投薬者等への相談、指導の取り組みというものがあまして、レセプト情報等によりまして重複投薬者、併用禁忌薬がある方および多量投薬者に対して、医療専門職が適正診断、適正服薬促進のための訪問指導を行うということであります。議員ご指摘のとおりかかりつけ薬局をつくることも、進めていかなければならないと考えております。実際この事業に取り組むわけでありましてけれども、ほかにさまざまな事業がありますので、この適正な服薬指導に関する事業につきましては、ほかの事業の優先度を見ながら今後順次取り入れていきたいと考えております。

○津谷（9番）

2017年に厚生労働省は薬局に対しまして、患者情報を継続的に把握する取り組みを行っていてよかったことについて調査しました。結果では残薬解消につながったという回答が83.4%に上ったことが判明しております。薬の飲み残しまた飲み忘れは、薬の管理が患者任せになっていることが大きな理由ではありますが、たとえ医師とか薬剤師が患者さんに薬の服用の状況をですね尋ねたとしても、いっぱいあったとしても薬を飲んでいないっていうのは、特に高齢者っていうのは正直に言えない部分もあるんですね、患者の言葉を鵜呑みにするまま薬を処方し続け、結果大量の残薬につながってしまったケースもあるということであります。必ずしもそうではないんですけども、患者と医療機関との決め細やかな連携が必要ではないかと思っておりますが、そのため薬剤師の存在っていうのは本当に重要になってくると思うんですけど、医師やまた薬剤師またケアマネージャーなど、他職種を連携としたポリファーマシー対策というのは、改めて必要ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

厚生労働省が出しております高齢者の医薬品適正使用の指針においても、地域包括ケアシステムでの他職種の協力の下に、訪問看護師や在宅訪問に対応する薬剤師の連携により服薬状況、残薬の確認や整理、服薬支援をすることが望ましいだろうというふうに書かれております。高齢者の一体的実施事業では、服薬に関する情報収集ができるため地域包括支援センターと連携し、訪問指導を薬剤師等に委託するなどして事業を進めていきたいと考えております。

○津谷（9番）

自宅に残っている薬、残薬なんですけれども、これを活用する取り組みといたしま

して、今全国の自治体で取り組み始めております節薬バック運動というんですね、節薬のやくは薬という字なんですけど、節薬バック運動、このいわゆる節薬バックと名付けられましたエコバックを患者様に最初に配付をして、飲み忘れなど発生した残薬を入れて持参をしてもらおうと薬局に、それを薬局で回収をして残薬が新たに処方された薬と同じであった場合に、医師の承認を受けて処方する量を減らしまして、残薬を本人に対してほかの人に回すのではなくて本人に対して再利用すると、薬剤師はその持参された薬の量また使用期限をチェックして、適正な薬の量となるように調整のお手伝いをするということでもあります。この節薬バック運動は薬の適正使用をサポートするということで、患者の薬の飲み間違いによる副作用の発生を防ぐため、また医療費の負担を軽減するために今、全国で注目を集める運動となっておりますが、辰野町におきましても同様な取り組みを提案いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

昨年度であります、県薬剤師会から事業委託を受けた上伊那薬剤師会と連携しまして「残薬を袋に入れて薬局へ持っていくお薬バックを薬局に持ちください」という多職種連携事業を町内居宅介護支援事業所とも連携して実施してまいりました。今後につきましては議員ご提案を参考に、事業に取り組む中で検討してまいりたいと考えております。

○津谷（9番）

ぜひ実現できるように要望いたします。この取り組みが全国的に広がると年間3,300億円の薬剤費を削減できるという推計ですけれども出されています。残薬の利用、再利用以外にも薬局を訪れる機会が増えますので、薬剤師による継続的な服薬指導もできますし、利用者の身体状況を把握する効果もあると思います。ですので積極的な導入推進を要望いたします。続いて服薬アドヒアランスの周知と推進であります、これはどういうことかと簡単に言いますと、患者自身が積極的に治療に加わって薬の効果また副作用を理解した上で処方を求める、これを服薬アドヒアランスといいます。飲み忘れや自己判断での服薬の中断が少なくなる取り組みのひとつとして今、周知や推進がされているわけですが、このような推進はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

はい。先ほども申し上げましたとおり、医療機関等については適正な薬の処方に心掛けていただいているところであります。一方患者さん側につきましては、お薬手帳を

持参したりかかりつけ薬局をもつ等、自分が飲む薬について正しく理解して正しく服用していただくことはもちろん当然必要だと考えております。医療費の増大を抑えるという観点それから害のある多剤服用を防ぐという観点からも、医療従事者と患者さんが一体となって取り組んでいくことが大切であると考えております。以上です。

○津谷（9番）

最後に高齢者の健康増進のために残薬、ポリファーマシーなど広報とかまたいろいろな講演会など活用して啓発を要望いたしますがいかがでしょうか。

○保健福祉課長

広報たつのや町ホームページで広報するとともに、介護予防事業の健康講座の中にも取り入れたり辰野病院の出前講座も活用してまいりたいと考えております。また検診案内や保険料通知など個別の通知にも啓発チラシを同封するなどの方法も考えていきたいと考えております。

○津谷（9番）

辰野町がいつまでも穏やかに暮らし続ける町となりまして、福祉の町としてなっていくことを期待して最後の質問に移ります。では最後の質問ですけれども、ドライブレコーダーの購入、設置推進についてお尋ねいたします。近年あおり運転また運転中の事故などでドライブレコーダーを設置していたことによって真実がわかるケースが増えていっています。ドライブレコーダー設置車両も大幅に増えてまいりました。ドライバーの関心の高さがこれは伺えるわけですけれども、ドライブレコーダーの最大のメリットは、事故やトラブルに巻き込まれたときに真実を動画に残せる点であります。例えば目撃者がいないときでも、映像が自分を守ってくれるため大変心強いものであります。またあたりやそれからあおり運転の抑止力にもなります。また車上荒しのいたずらなど当て逃げなど事故を装った詐欺などいろいろな面で防犯につながるメリットもあります。町民や町内における事故抑制や犯罪防止のためにも、町による積極的な設置の推進を求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○総務課長

運転の状況を常時撮影し動画で記録できるドライブレコーダーにつきましては、議員ご指摘のとおりあおり運転と呼ばれます危険行為が多く報道された以降、非常に設置が進み販売数も急増していると認識しております。自動車事故の折、どうしても当事者間で言い分が食い違うこともありますので、そういったところも同然有効ではあ

りますけれども、自分の運転が記録されているといった中で安全運転意識が向上するといった利点もあります。また議員のお話があったとおりに動く防犯カメラといった部分で犯罪捜査にも活用できるといった大きなメリットがあります。交通ルールの遵守またマナー向上、交通事故防止とともに犯罪の抑止にもつながりますので、現在たつの安協など関係機関と連携しております交通安全の啓発とともに、合わせて設置について推奨してまいりたいと考えております。

○津谷（9番）

今、自治体によりまして条件はいろんなさまざまでありますけれども、普及促進補助事業といたしまして、購入また設置の補助に取り組んでる自治体が増えてきております。ストレートに聞きますけれども、今後この辰野町におきましても購入、設置の補助の考えはあるのかお聞かせください。

○総務課長

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。バスやトラックなどの事業用車両につきましては、国などの補助、助成制度があります。まずはそれをご利用いただきたいと思います。ご紹介をしますと国土交通省では中小企業等を対象にバスやタクシー、トラックなどの事業用自動車に装着する際に経費の3分の1を補助する制度もございますし、長野県のトラック協会でも機器1台あたり事業用貨物自動車の場合ですけれども、20,000円を助成する制度があると聞いております。その他個人等を対象とした補助金については、議員ご指摘のとおり県外市町村等で制度化している例も承知しているところであります。ただまだまだ数が少なく、またその補助金自体が実際の普及につながるかちょっと事業効果が不透明な段階でありますので、現時点では町独自の助成を行う予定はございません。ただ議員ご指摘のとおり非常にメリットのある機器でありますので、引き続き他市町村の動向については見守っていきたいと考えております。以上です。

○津谷（9番）

はい。今課長よりお答えをいただきましたけれども、さらに突っ込みますが例えばこれがバスやトラック業界があることは私も承知しております。町内の運転免許保有者を全対象とするってことは難しいとも思います。例えば積極的に設置の普及、推進をする町内の企業それから事業所などに、そこで働いてる従業員さんにその企業が設置を推進をするとそういう運動だとか、高齢者ドライバーまた妊婦さん、また未就学児

がいるという事故につながりやすい特にそういう方を対象としたことを条件にさらに補助事業を提案していきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務課長

はい。今いくつかご提案をいただきました、先ほどの答弁と同じふうになってしまっていますが、現時点でまだこちらの方は機器自体の価格もだいぶ変動してまいりますので、しばらくはちょっと動向を見させていただくということで、現時点で即町独自の助成というのは考えておりませんのでご承知おきいただきたいと思います。

○津谷（9番）

ぜひ辰野町の交通安全また犯罪抑制のために、一步前進していただきたいと思います。町民の命を守ること、交通安全の向上、犯罪抑制のために積極的な補助事業の導入を要望しつつ、去年の年末には考えられなかった今コロナ禍の状況ではありますが、町民のお一人おひとりが健康で明るくまた希望をもって明年を迎えられるようお願いしまして私の質問を終わりにします。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席3番、瀬戸純議員。

【質問順位2番 議席3番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（3番）

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思います。まず初めに第8期辰野町介護保険事業計画等についてです。先ほども在宅介護について津谷議員のほうからも質問がありました。今年は新型コロナの影響で介護事業所の倒産が過去最多、そして休廃業、解散も最多となる見通しだとのこと。また平時の介護職員不足に輪をかけてコロナ禍で応募者の減少、離職者も出てきており現場は深刻な人材不足と言われています。働いてる職員の皆さんのがんばりでどうにかサービスできているというのが現場の声です。今後のコロナの感染拡大でどのようになってしまうのかとても不安だとの声を多く聞いています。現在来年4月から3年間の第8期辰野町介護保険事業計画策定に向けて、会議が行われていることと思います。今回私の質問は生活支援サービスの施設整備について特に質問をしていきたいと思います。在宅介護、住み慣れた自宅や地域で生活をしていくことを進める中でも、自宅があっても一人で生活していたり、高齢者だけの世帯であったりそういう世帯が増加しています。特に認知症の方が一人である、家族が遠くに暮らしている、高齢者だけの世帯などは本当に生活

が心配これからが心配ということで、低所得者の高齢者も増える中で住まいの確保、生活支援は喫緊の課題だといわれています。私は平成30年6月議会でスーパーや病院、役場などに近い町中へ、サービス付高齢者住宅の整備をと要望しました。そのときの答弁には「必要になっていると思うが要望の実態を調査していく」と答弁いただきました。そこで質問です。要望調査結果と今後の整備についての考えをお聞かせください。

○町 長

はい。瀬戸議員の質問にお答えいたします。介護保険事業計画は先ほど話しをしていただきましたが、法律の定めによりまして3年を1期とする計画で、町では現在令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期辰野町介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定作業を進めておるところであります。団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年を見据えましてこれまでも地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりましたが、第8期計画ではこれまで実施してきました各種事業を継承しつつ、高齢者を支える更なる基盤づくりを進め地域包括ケアシステムの深化、深めるほうです深めるほうの深化あるいは推進を図ることとしています。またこの計画は向こう3年間の介護予防、介護給付サービス料や保険給付額等の総額を推計しまして、新たな介護保険料を算定するための重要な計画であり、現在検討委員会において計画の素案を検討していただいております。住民の皆様が高齢になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることのできる仕組みづくりができるよう、計画の策定を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。詳細につきましては保健福祉課長より説明いたします。

○保健福祉課長

それでは瀬戸議員のサービス付高齢者住宅の整備についてお答えをいたします。平成30年6月の議会では、瀬戸議員の町営住宅の建て替え計画に関する質問の中で、その見解を申し上げたところではありますが、今回は第8期辰野町介護保険事業計画の策定にあたってその考え方を申し上げたいと思います。この第8期計画を策定するにあたりまして昨年度でございますが、在宅の要介護、要支援認定者および元気高齢者を対象に高齢者生活介護に関する実態調査を行いました。要望調査につきましてはその中で希望する施設や住まいの問いを設定いたしました。若干ではありますがサービス付高齢者住宅や有料老人ホームを希望する回答がございました。現在町内にはサー

ビス付高齢者住宅が整備されておらず、希望者は町外の施設への入所をお願いしているところがございます。ただ今回第8期の計画を策定するにあたりまして、町内の事業所よりこの8期計画期間中に施設整備をしたいという要望が出ておりますので、今後計画の検討委員会で検討し上伊那圏域や県との調整も図ってまいりたいと考えております。以上です。

○瀬戸（3番）

はい。今施設のほうを設置したいという要望もあるということをお聞きしました。ぜひね、やはり前回も私ここで質問したときに話したんですけれども、この施設が本当に町から離れた場所にあると、この元気のいい方たちがね生活する場所なので、買い物に行ったりする病院に行ったりすることが、とてもね遠くで自分で歩いていけないという部分があって、できれば町ん中にあるととても便利だという話もさせていただきました。そういう部分で町中への元気なだけでなくやはり何かの支援が必要だという方たちが、サービスがついた高齢者住宅ということなので、ぜひ設置するにあたって場所の検討もしっかり町民の皆さんの声を聞いて設置していただければと思います。次に特別養護老人ホームについて質問をしていきます。特別養護老人ホームへの入所希望者、待機者が上伊那で現在100人以上だとお聞きしています。相部屋の特別養護老人ホームは入所費用が個室よりも安いので、低所得高齢者の相部屋のある施設を利用せざるを得ないとか、そこへ入らざるを得ない待機者も出てしまうのではないかと考えます。夏に行われた中学生議会でも、入所したくてもできない状況だということところは、やはりその部分もあり質問をされたのではないかと私は考えております。そこでこの低所得者でも特別養護老人ホームへ順番を待たずに入れるということを、ぜひ特別養護老人ホームの整備を進めていただきたいと要望します。そこで質問です。低所得者でも入所できる特別養護老人ホームの整備について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。現在辰野町にあります、かたくりの里、ここは相部屋、多床室を持っておりますけれども辰野町のかたで入居されている方は50人、それから入所希望待っている方、待機者については74人いらっしゃいます。74人の中にはほかの施設の重複希望の方も多くいらっしゃいます。現在上伊那圏域で市町村枠として辰野町に割り当てられている相部屋のある特別養護老人ホームは4施設93床、この中にはかたくりの

里 50 床も含まれておりますでございます。また現在の辰野町における待機者数 110 名のうち、相部屋のみを希望している方については 13 名となっております。昨年度実施いたしました実態調査でも、個室に比べて利用料金が比較的安い相部屋の多い施設を希望された方もありましたが、その多くは個室の施設を希望される方でございます。さらに相部屋の場合には男女の調整もあって優先順位どおりに入居できなかったり、今後は特にプライバシー保護や新型コロナウイルス感染症の課題から、個室を希望する方が増えてくることが予想されますので、新たに特別養護老人ホームを整備するにしても、このタイミングでの相部屋を増床することは現実的ではないと考えております。低所得の方につきましては食費ですとか部屋代の軽減負担を行っております、その結果可能であれば個室の特別養護老人ホームを案内することもございます。以上です。

○瀬戸（3 番）

はい。今このコロナ禍の中でやはり相部屋をね作っていくのはとても難しいという話がありました。でしたらやはりその部分、今補助という形もあります、その部分の強化をしていただきたいと思っておりますが、その点について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。これは制度による補助でございまして辰野町の補助としましては、低所得者に対しましては、今年度始めました介護用品等の助成事業を行い始めましたので、幅広く支援をしていきたいと考えております。

○瀬戸（3 番）

はい。本当に低年金者の方たちはこの施設どこでもそうなんですけれども本当に入れなくて在宅を余儀なくされているという方たちもいらっしゃいますので本当にそういう意味でもねこれから特別養護老人ホームがもし増設、増床されるとしたら、そういう部分を本当に鑑みていただきながらの増設、増床にしていただきたいと要望して次の質問に移ります。認知症高齢者グループホームについて質問していきます。私は平成 30 年 3 月議会で低所得のグループホーム入居者に対して、家賃の助成の考えについて質問しました。特別養護老人ホーム入所のみ不足給付をしていくと答弁がありましたが、認知症グループホーム現在町内に 3 事業所ですが今後ますます増える予想だと考えられます。そんな中で施設の協力がなければこの事業は行えないのですけれども、認知症高齢者グループホーム家賃等補助について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

調べてみますと低所得者が特別養護老人ホームに入居することによって、部屋代等の軽減負担をできるといった場合がありますけれども、認知症グループホームに入居することによってこの軽減を受けることができないとゆった場合に、この軽減相当分を助成するという自治体がいくつかございました。しかしながら辰野町では現在のところこのような助成は考えておりません。先ほども申し上げましたが、今後ですけれども紙おむつ等介護用品の購入助成事業、このような事業を始めましたので低所得者の支援としては施設利用者に限らず幅広く行っていきたいと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。先ほどからも私言ってるんですけど、本当に紙おむつも確かにお金はかかります。けれども自宅でね在宅で認知症の方が生活してくると本当に大変なんです。その中でやはり認知症のグループホームに入所できて、安心して生活して行ってほしいという家族もいます。そんな中でやはり本当に低所得者の方、これ認知症グループホームって総額すべてですね10万円以下で入れるところってないんです。本当に年金で収まらない部分っていうそういう施設というのは、だいたいそういうお金がかかるんです。本当にこの認知症の方たち施設に入れなかった場合、本当にどうやって暮らしていくんだらうと本当に不安になります。ぜひともねこれ町がやりますと言っても協力してくれる事業者がなければ、その施設がうちもやりますって言ってくれないことだと思います。ぜひこの第8期のね中ではそういう部分も一緒に、もしこの認知症グループホームを設置したいというような希望がある事業者がいるとか、今設置している3事業者に対してもぜひ相談などして行っていただきたいと要望し次の質問に移ります。次は小規模多機能型居宅介護施設について質問していきます。町には小規模多機能型居宅介護制度が制度上はありますが、町の補助金を使って設置した町内唯一の事業所が設置5年後2012年から現在まで8年間休止状態です。この間議会でも一般質問がされてきました。平成29年9月議会の答弁ではニーズがない、希望がないとの答弁でした。そこで質問です。今もって休止状態の理由と第8期計画に向けて町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。このサービスが休止に至った理由でございますけれども、利用者が増えず採算が見込めなくなったためとの説明を受けております。利用者が増えなかった原因と

いたしましては、当時このサービスであります通い・訪問・泊まりの3つのサービスをうまく組み合わせて利用するということへの、理解あるいはニーズが利用者側から得られなかったとも聞いているところでございます。今後につきましては第8期計画期間中に町内事業者より施設整備の要望が出ています。通い・訪問・泊まりの3つのサービスを1つの事業所で行うことのメリット、デメリットもありますが、小規模多機能型サービスにつきましては定額で利用回数の上限がないため、サービスを多く必要としている方や多機能なサービスを利用したい方にとって利用しやすいサービスでもあり、今後の介護認定率の上昇に伴い在宅要介護高齢者の増加が見込まれるため、地域包括ケアシステムの役割を担うサービスとして、検討委員会で検討し上伊那圏域や県との調整も図ってまいりたいと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。今答弁の中に今休止しているところはニーズがない、理解が得られなかった。今は、今現状はどうなのかをちょっとお聞きしたいんですけども、施設整備要望が出ている、今ニーズがないのに施設要望が出ていて、じゃあそれを今回計画の中に入れていくというのもちょっと変な話だと思うんですけども、今現状止めている休止している状況の理由っていうものをもう1度お願いいたします。

○保健福祉課長

やはりこの3つのサービスでございますけれども、1つの事業所で3つのサービスをやらなければいけないということで、利用される方につきましては3つがすべてその利用されるかたにあったものではないといったようなデメリットがあります。いくつか病床数もっていらっしゃいますけれども、始めてまもなくあまり利用がなかったということで現在まで至っているということ、それから辰野町にはこのサービスを利用、希望する方がまったくないというわけではなくて、希望のあるかたにつきましては町外の施設にお願いしまして、利用していただいているといったような状況でございます。

○瀬戸（3番）

ちょっと悲しいことですが、やはりその施設によってねこの施設には入りたいけどもこの施設はいやだていう、利用者さんの希望というものもあると思います。やはりひとつしかないとそういうことになるのかなというような答弁かなと私は今聞いていて思ったんですけども、やはり今小規模多機能よりも医療が必要になった高齢者

ってというのが在宅で、たくさん在宅を進めているということがあるんですけども、医療が必要な方たちもいらっしゃいます。そんな中でこのデイサービス、先ほどから課長のほうから話がありましたデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプこの3つが小規模多機能型居宅介護施設、それに看護をつけた看護小規模多機能型居宅介護施設というのが今全国的に広がっています。やはり医療が必要な高齢者が在宅でがんばっている、けれどもやはりどこか支援をしてもらえる在宅でもそこへ行って支援をしてもらえる場所があるということで、近隣では伊那市、箕輪では地域密着型として整備が進んで来年4月から開設というところもあります。そこで質問です。医療の必要な高齢者の生活場所として需要が高まってきている、看護小規模多機能型居宅介護事業所設置についての考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

看護小規模多機能型サービスでございますが、これは自宅での医療的ケアが必要な方や在宅での看取りを希望する方の在宅療養支援を担うことに期待が寄せられているところでございます。地域ケアシステムの役割として在宅での看取りの体制づくりにつきましては、ニーズが高まってきておりますけれども今現段階では事業所誘致の検討には至っておらない状況でございます。

○瀬戸（3番）

はい。やはり今この時期コロナの時期、どこの事業所も本当に今が精一杯というなかで、この先を見ての事業所展開ということもあると思います。ぜひともこの第8期のなかにねこの看護小規模多機能の看護多機とよく言うんですけども、この設置もぜひ検討していただきたいと思いますと思います。要望としては「本当に胃ろうをうちでしてるけども、やはりちゃんと看護師さんたちにしていただきたいわ」っていう方たちもいます。いろんな医療の部分が小規模多機能の中でもやってもらえるということなので検討いただきたいと要望して次の質問に移ります。次に介護予防・生活支援総合事業について質問していきます。令和3年度から要介護者の希望者で町が認めた場合、総合事業を利用できるようになると国は予定しています。専門スタッフによるサービスが必要な要介護者は専門的なケアを受け、少しでも病気の進行を遅らせることが重要だと考えると、町として総合事業利用を安易に進めることのないようにすることが介護度を上げないことにつながると私は考えます。そこで質問です。要介護1から5認定者の総合事業利用について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

ご質問の内容は、今年の10月に制度改正されたものでございまして、その内容ですけれども市町村の補助による住民主体により実施されている訪問型サービスB・Dおよび通所型サービスBの対象者について、現在では総合事業の対象者は要支援者等に限定されておりまして、要介護認定を受けるとそれまで受けていた総合事業のサービスの利用の継続ができなくなる点につきまして、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から要介護認定を受けた後もそのまま継続して総合事業を利用できるとしたものでございます。要介護者への支援につきまして身体介護と生活援助がありまして、身体介護につきましては議員ご指摘のとおり専門職による介護給付が必要となっておりまいますが、生活援助としての生活支援につきましては一般の方たちが必要な認識や技術を習得することによって、ボランティアとして行うことが十分で可能であるものと考え、生活援助にまで専門職による介護給付でなければならないということとは言えないというふうに考えております。従いまして町としましては、要介護者が継続して総合事業を利用することを妨げるものではないと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。この介護予防生活支援総合事業っていうのは、元々介護保険給付から切り離されて要介護にならないために介護予防としてできた事業です。要介護の介護者の介護給付の訪問介護や通所などを減らすということは、資格を持つ専門スタッフによる介護サービスを受けるのではなく、無資格の地域ボランティアがサービスを行っている事業に参加するというようになってしまいます。今課長のほうからも説明がありました、その部分についてはやはり介護給付のなかで利用していただいて、今まで総合事業できていた部分も利用できるよという形にしていくということによろしいでしょうか。再度お聞きします。

○保健福祉課長

ご指摘のとおりでよろしいと思います。

○瀬戸（3番）

はい。本当にその部分とっても大事だと思います。リハビリですとか身体介護、生活援助っていうものがなければどんどん介護度上がってってしまいます。けれどもこれやはり安易に、辰野町はそんなことはないと思いますが、本当に安易にこちらの利

用、総合事業を利用しているから、じゃあ介護給付のほうの利用はちょっと控えるわとかって話しになってしまうと困ります。ぜひそのところは町のほうもね町が許可した場合、認めた場合ということになると思いますので、ぜひとも介護度が上がらないよう、それでも地域とのつながりをつけていくということは大事だと思いますが、安易にやはり町としては総合事業に移行、移行という言い方は変なんですけども利用を進めるということのないようにしていただきたいと要望します。次の質問に移ります。次は町内高齢者の要望で一番多い移動手段や多様な困りごとへの支援について質問です。利用者が少ないことを理由に平成30年度の訪問型サービス結事業が中止になりました。この間65歳以上の高齢者に対して町が行ったアンケートでもごみ出し、灯油入れ、雪かきなど多様な困りごとがあることがわかりました。そこで質問です。多様な困りごと解決への支援策として町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

ごみ出しや灯油入れなどを行うサービス結は、平成28年度に総合事業の事業として始めましたが、その事業を行っている中で支援者となる生活支援サポーターのいない地域があったりですとか、全町的な仕組みにならなかったこと、それから利用者が事業対象者に限られてしまったこと、それから制度化したことによって元々あった近所の助け合いの雰囲気ギクシャクしてきたことなどによりまして、平成30年度をもって中止いたしました。しかしながらご指摘のとおり65歳以上の方を対象にしたニーズ調査では依然としてごみ出し、あるいは雪かき等の困りごとが出てきたところでありまして、このため地域等の方に集まっていたいただいて支援策の検討を試みてまいりましたが、これまでのところ具体的な結論には至っていないところでございます。第8期計画の中で地域ケア推進会議に専門部会として、生活支援検討部会を設置して専門的な検討を行ってまいりたいと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。本当にこの部分というのはやはり住民参加によるボランティアの皆さんが担っていただいてたことで、その人材確保が本当に大変、ボランティアさんがすべてできるわけではない、それも近くにその要望にやってもらえるボランティアさんがいないという、本当にボランティアさんに頼る介護のあり方もこれ町民全体で考えなければならない課題だと私は考えます。まずはそうですね、この本当に検討していただけた今度部会ができたということなので、そこで検討していただきたいんですけど

も、これは訪問介護 A サービスにつなげるというか移行できるということとはできないんでしょうか。お聞きします。

○保健福祉課長

はい。訪問サービス A と少し事業内容といいますかできることが違ってくると思いますので、その辺は検討してみる必要があると思いますけれども、まずは専門部会で今まで続けてきた結に相当するようなものがないかどうかを検討したいと思います。

○瀬戸（3 番）

はい。ぜひそのサービス A、訪問看護 A サービスの検討も一緒にしていただければと思います。要望したいと思います。要望します。そしてアンケートの中でもやっぱり一番要望が多いのが移動支援ですね。そしてこの今日質問しているのは総合事業の中での移動支援のことをちょっと質問しますけども、以前令和元年 6 月にも私質問しております訪問型サービスで移動支援ですね、これを本当に移動支援の一部の一手段として、要支援の方たちやチェックリストの該当者の方たちに利用していただくということは私すぐできると思うんですよね。12 月議会でも 100 人ほど程度の利用に限られてしまうっていうことを答弁いただきました。町全体の高齢者、介護認定者への移動手段にまでには及ばないという課題があるという答弁いただいて、その中でもサービスの担い手がないという答弁がありました。確かに辰野町本当に地理的にもう谷がたくさんあるところで、箕輪町や南箕輪みたいに本当にバスが一周して回ってくればある程度いいとか、そういうような地理的なものでもありません。なのでこの移動手段の 1 手段としてですね、訪問型 D サービス移動支援についてぜひとも第 8 期の事業計画の中に入れてほしいと私は要望したいと思います。その点について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

高齢者の移動手段につきましては、この訪問型サービス D のみではなくていろいろのところから要望が出てきておりまして、喫緊の課題であることは十分承知しておりますけれども、残念ながら具体案には至っていないところでございます。第 8 期計画の中では先ほど申しました専門部会において、優先度を上げて重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○瀬戸（3 番）

はい。今優先度を上げて重要な課題で取り組んでいきたいと答弁いただきました。電車、タクシー、町バス、デマンド型乗り合いタクシー、福祉有償サービスなどこの辰野町には様々な移動手段あるんですけども、やはりそれだけではやはり今高齢化が進む中移動手段としては、まだまだ地域の皆さんのね要望にこたえられないというところがあります。ぜひ移動支援させてほしい、できますよという団体もあります。町の委託モデル事業としてモデル地域を限定してでもいいです。地域を決めてぜひ送迎サービス、試験的に来年度から始めていただけることを要望したいと思います。次に訪問リハビリについてです。要介護者に対しての心身機能などへの働きかけるリハビリテーションの重要性と、提供体制の整備を進めるべきと国も認めているところです。現在町内で通所リハビリができる事業所は小野に2事業所、訪問リハビリができる事業所は辰野病院と両小野診療所だけです。特に訪問リハビリは自宅で活動的に過ごすことを支援するサービスで自立支援にとどまらず現在は社会参加を目指す方向で進んでいる中、自宅で暮らし続けるためには特に重要な部門です。しかし町内では受け皿が少なく町外の事業所を利用するとしても事業所から自宅までの距離があり訪問を断られてしまうことがあるとお聞きしています。そこで質問です。訪問リハビリ提供体制の整備について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

はい。ただ今ご指摘いただいたことにつきまして町内の訪問リハビリテーションの利用状況を確認する中では、まだ利用者を受け入れることが可能な状態であるというふうに聞いております。ただ町外から訪問していただくには距離があるということもございますけれども、その利用の仕方の周知が少し足りなかったかもしれません。辰野町外の医療機関にかかりつけている方が町内にあります辰野病院、両小野診療所の訪問リハビリを使いたい場合には、いったん町外のかかりつけ医ではなくて訪問リハビリを利用したい病院、辰野病院か両小野診療所の医師に受診していただいて、そこで指示書を出していただくこととなりますので、ぜひケアマネージャーさんにご相談いただきたいと思います。

○瀬戸（3番）

はい。私も両小野病院のほうにちょっと問い合わせたんですけども、やはり少ない人数でリハビリの職員がねそんなにはいませんということで、少ない人数で通所も訪問も両方担ってますということでした。辰野病院もきっとそうだと思います。その

中でぜひねこのリハビリ部門、やはりもっと人材を確保していただいて訪問リハ、通所リハ、力を入れてっていただきたいと思いますがその点について答弁いただければと思いますが。

○辰野病院事務長

はい。ただ今のご質問の方にお答えします。訪問リハの方も当院の方では、今非常に力を入れてきているところですのでぜひご利用いただきたいと思います。今ケアマネージャーの方にも相談等ありますけれども、かかりつけの先生方に相談してリハビリしたいということで一旦病院の方に相談いただければ、いくらでも対処いたしますのでぜひご利用いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○瀬戸（3番）

はい。リハビリ科の方もスキルアップをされているということで辰野病院もねまだ余裕があるということですのでよろしいですかね。やはり知らない方もいらっしゃると思います。なのでねぜひケアマネさんたちにも伝えていただいて辰野病院、本当にねすばらしい訪問リハもありますのでねぜひ宣伝をもっとしていただいて使ってもらえるようにしていただきたいと思います。次に介護保険料、利用料等についてです。介護保険料は3年に1期として第8期計画でも検討されていると思います。高齢化が進み他市町村では保険料の引き上げがされる事態もあるとお聞きしています。そこで質問です。保険料の見直しについて町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

第8期計画では団塊の世代が75歳となる2025年、令和7年に向けて高齢化率や要介護認定者数が増えることによりましてサービス利用者も増え、向こう3年間の保険給付費等の総額も大きく伸びるとの試算をしております。ここで新たな介護保険料を算定するわけでございますけれども、介護保険料収入の不足が見込まれる場合には介護給付費準備基金の取り崩しを検討してまいりたいと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。今もし足りなくなった場合は、基金の取り崩しで保険料の値上げはしないということだと私は答弁を理解しました。本当にこの介護保険制度が始まって20年たちます。最初にこの保険料2,000円台からスタートして今現在20年たって2倍に膨れ上がりました。そんな中で保険料の滞納により介護サービスの取り上げと言いますか利用できなかつたりペナルティーですね、介護難民、介護離職が社会問題化して本

当に保険あって介護なしの状況というような状況です。これは国の責任で公費割合を増やすことなどが必要だと考えますが、本当にまずは値上げではなく基金取り崩しをいただきたいと要望したいと思います。次の質問に移ります。次現在も大きな課題となっている介護職員等の人材不足について質問します。やっと医療金が出ました。介護職の方からうれしそうに連絡がありました。平時での介護職員不足に新型コロナウイルス感染症拡大で辞めたい、辞めますと離職者、休職者が増え介護現場は大変厳しい状況だとお聞きしています。そんな中で施設整備拡充をしたとしたら人材が確保できるのかとても心配ですが、介護職員の処遇改善が今早急に求められるところだと私は考えます。これは国が進めるべきことだと思いますが国としては進める環境にないと突き放しています。喫緊の対応として町独自の支援も必要ではないかと私は考えます。そこで質問です。町内事業者へ介護職として就職する場合、応援金としての就職祝い金や資格取得のための費用の補助等を要望します。町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

今のところですね、町内の事業所からは新型コロナウイルスの影響によりまして、介護職員の離職者が増えたために事業運営が厳しいといったような相談は受けておりませんが、常に人材確保が大変であることは聞いておりますし、最近では介護職員の高齢化によりまして担い手不足につながっているとの相談も寄せられています。議員ご指摘のとおり国でも介護職員の処遇改善や働き方改革が進められておりますけれども、まだまだ現場で働く職員の下にはその効果が届いていないのが現状だと思っております。このような中で町としても様々な工夫をして人材確保をしていたらいい事業所を、何とか支援したいという思いはございますけれども、ご提案のような一時金的な給付といった支援については考えていないところでございます。今後につきましては介護職場で働く皆さんがいつまでも働き続けられるような職場環境の整備等に支援をしていきたいと考えております。

○瀬戸（3番）

はい。私もお話を聞いたのが町内にある施設の職員さんから話を聞きました。同僚が辞めたいけれども辞めてもらっては困る、もうまわらないからということで本当に辞めたいけど辞められないっていう方たちはたくさんいます。その中でがんばってくれています。そういう方たち、そして事業者ね今離職する人がいないから大丈夫だではなくて、やはり本当にいっぱいいっぱい医療機関が一番大変だとは思いますが、

介護現場も本当に大変な状況です。一時金的な給付はね考えていないということでした。長期的にでもぜひ考えていただきたいと要望して次の質問にいきたいと思いますが、これで第8期計画についてのおおよその要望取り上げて質問してきましたが、現在コロナ禍、今後どんなふうが変わっていくのかまったくわからない状況でのこの第8期の計画策定です。あせらず慎重にしっかり町民の声、要望が反映される計画となるよう要望し次の質問に移ります。次に中学校での放課後学習支援の状況及び継続の考えについて質問していきます。今年の6月議会で私は中学3年生への放課後における学習支援をしたらどうかという質問をしました。その後8月の夏季休業中から休み明けからこの10月23日まで、月曜日から金曜日の放課後の教室開放という形で、指導補助員やボランティアさんの協力を得て生徒の学習支援を行ってきました。多い日には39人という生徒の参加があったとお聞きしています。しかしこの10月23日でこの学習支援は終わってしまいました。高校受験が目前に迫ってきた現在、民間の各学習塾では生徒の募集の広告・宣伝がたくさん入ってきます。コロナ禍での子どもの貧困ますます問題になってきている中、また生徒の精神的ストレスの増加など中学3年生は子どもも家庭も不安をいっぱい抱いて生活しています。あるお子さんは「高校受験をあきらめないのかなあ」と私に話してくれました。10月で終了した放課後学習支援を来年2月まで続けてほしいとの声があります。冬時間となり完全下校時間も早まっていると思いますが、毎日できるとは限りません。けれども12月もしくは年明け1月2月での中学3年生への、水曜日を使った学習支援を実施していただきたいと要望します。そこで質問です。水曜日の学習支援の実施について町の考えをお聞きかせください。

○生涯学習課長

はい。辰野中学校ではですね、今年度コロナ感染症の影響による学習の不安解消及び自主学習ということで夏休み中及び8月20日から10月23日まで放課後、3年生を対象に教室を開放してまいりました。県の学習指導補助員、英語ボランティアのサポートを受けまして先ほど議員おっしゃいましたように、約1日平均20人程度の生徒が利用されております。生徒の中からはですね英語がわかるようになったというような感想もありました。コロナの感染症拡大による学習への不安解消や学習時間を確保することができたことと思っております。先ほど議員おっしゃったようにですね、今現在日没が早くなっているということで、教室開放いたっておりません。しかし学校

へも相談する中で、やはり水曜日下校が早く1時間ほど教室が空くということがございますので、1、2月につきましては学校と相談のうえ、またボランティア等の確保が出来次第ですね実施する方向で考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○瀬戸（3番）

はい。ぜひとも本当に1日でも多く子どもたち心配で心配で、確かに本当に今ね英語がわかるようになったという声は本当にうれしい声だと思います。ぜひ1月実施していただけるように校長先生とも相談をしていただければと思います。本当に実施を要望して次の質問に移ります。最後の質問です。2018年4月からぬくもりの里1階の一部が利用されないまま空きになっております。この間この福祉避難所として指定してはどうかなどの要望が出されてきている中で、私提案したいと思ひます。ぜひこの空いている部分を活用して、地域包括支援センターの事務所、もう中心となる辰野町の福祉の中心となる場所をぬくもりの里に作って、そして事務所を置き誰でもが立ち寄れる、放課後の子どもの居場所にもなる、高校生の電車の待ち時間の居場所にもなる、そして地域の皆さんのお茶や会話をする場所にもなる、そういう共生型の常設の居場所などにも利用できると思ひます。使用されずに3年が経とうとしています。町の財産が放置されている状態です。そこで質問です。ぬくもりの里事業計画についてお聞かせください。

○保健福祉課長

地域包括支援センターにつきましては、まだまだ住民の皆さんに知られていないことも多く、事業内容も十分に理解していただけていないような状況にあつて、ぬくもりの里に独立させることで認知度が上がつたり、あるいは住民の皆さんからの相談場所として適した環境であるということも考えられます。一方この地域包括支援センターにつきましては、役場の全部の課を巻き込んだ地域包括ケアシステムの再構築や、高齢者の一体的実施事業に取り組み始めたばかりで、住民の皆さんを他の係等にもつなぐ役割も大きいために、今のところ地域包括支援センターを単独でぬくもりの里に移動させて利用するといったことは考えておりません。今後の利用方法についてでございますけれども、これまでも辰野町に不足している障がい者の日中活動の場としての利用や、議員ご指摘のようなさまざまなサービスや世代を超えた利用について、関係機関等の話し合いをもつてきたことも事実でありますけれども、現状としては具

体的にはなっていないといったような状況でございます。

○議長

はい。瀬戸議員、まとめてください。

○瀬戸（3番）

本当にこれ3年になります。これ早く決着をつけて利用する、もったいないです。本当に使いたいという事業者さん、団体、そして個人の方もいらっしゃいます。ぜひねどんなふうに貸し出すかとかいうこともあると思います。一度これぬくもりの里利用について町全体、呼びかけていただいて利用したい方はぜひ使ってくださいというぐらいに広報していただいて、利用できる町民が利用できる施設に本当に早急に計画を立てて実施していただきたいと要望します。これ私何回か一般質問したんですけども、障害者施設の方もね利用したいという話もお聞きしています。できれば子育て支援もあの場所を利用させてもらってやれたらという方がいらっしゃいますが、やはりなかなかね町側がどんな思いでいるのかっていうものがわからない中で、住民の方たちが声を上げていくというのはとても難しいことだと思います。なんで町からぜひこのぬくもりの里を使いたい方手を上げてくださいという、相談に来てくださいということを発信していただきたいと要望して質問を終わりにします。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお再開時間は、11時50分、11時50分といたしますので、時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 41分

再開時間 11時 50分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席1番、吉澤光雄議員。

【質問順位3番 議席1番 吉澤 光雄 議員】

○吉澤（1番）

通告にしたがいまして、質問させていただきます。まず1番、やさしい日本語の活用についてです。そのうちの1番災害・避難情報への活用について質問します。町の支援を受けた地球人ネットワーク in たつの講座で去年、今年とこのやさしい日本語について学ばさせていただきました。やさしい日本語はわかりやすい日本語ということです。普及のきっかけは阪神淡路大震災です。外国人の死者、負傷者の割合が格段

に高かったわけです。その原因として災害関連の情報がわかりにくく伝わりにくかったのではないかと言われました。留学生に「頭部を保護してください」と伝えたら10.9%しかわからなかったが、「帽子をかぶってくださいと言い直したら95.2%の方が対応したという弘前大学のデータもあります。外国籍の方で日本語ができる方は国立国語研究所の全国調査によると62.6%意外に高いんです。これに対して英語ができる方については県によって違うんですが20から40%、静岡県が16%、横浜市が39%などだそうです。外国籍の方でも日本語が一番わかりやすいということです。このやさしい日本語は誰にでもわかりやすい言葉ということで、外国籍の方だけでなく子どもや認知機能の衰えた高齢者の方にも有効だと思います。阪神淡路それから東日本大震災のときに、速やかに高台に避難してくださいという避難情報が、特に外国人にわかりにくかったと言われていますが、これをすぐに高いところへ逃げてください、あるいは早く上のほうへ逃げてくださいというふうに言い直せば、もっと伝わったのではないということはこの地球人ネットワークの講座で聞いて私はハッとしたわけです。そこで質問になります。町の防災無線での災害避難情報をやさしい日本語で発するようにしてはいかがでしょうか。見解を伺います。

○総務課長

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。町の防災無線から流れます災害緊急情報でございますけれども、こちらについては危機管理の係等でも、日ごろからわかりやすくかつ簡潔に意識しているところであります。残念ながら緊急地震速報ですとかミサイルの発射情報等、国が発信する緊急情報が流れるJアラートについては、消防庁のほうからもう電文が作られてきますので、こちらについては変更できませんが極力わかりやすいものということで意識をしているところであります。しかしながら先ほど議員お話のありました、先だっては11月の8日とそれから15日に開催されたその伝わる日本語講座ですね、その内容のほう職員のほうも参加しておりましたけれども、さらなる工夫が必要なんではないかなとも感じております。法務省では在留支援のためのやさしい日本語作成のためのガイドラインというものを作っておりますので、こういった部分やらまた近隣市町村の危機管理担当とも情報共有しながら、更なる伝わりやすいまた簡潔で体感的にわかりやすい言葉遣い、表現に心がけてまいりたいと思います。以上であります。

○吉澤（1番）

やさしい日本語の正解は一通りではなくわけですけれどもまた難しい面もあるわけですが、専門家の支援をあらかじめ受けて特に防災無線でのお知らせはかなり定型なものですので、わかりやすい準備をするようにお願いしたいと思います。次に2点目、住民向けの文書をやさしい日本語を活用してはどうかという点です。町政の主人公は町民ですけれども、この町民に行政の情報が十分伝わるのが主人公としての権利を行使していける前提になります。すべての町民にとってわかりやすいお知らせにする努力が、常に求められているっていうのは言わずもがなだと思います。通知内容がわからないと支援が受けられないことは本当に差につながります。先日の講座でも具体的に9月議会で拡充されたインフルエンザ任意予防接種費用助成事業のお知らせ、これを教材にしてわかりやすく言い直す努力をしてみました。例えばインフルエンザにならないための注射のお金が2,000円もらえますというタイトルにして、予防接種対象者というのをどんな人がもらえますかと言い換える、予防接種実施期間っていうのをいつ注射した人がもらえますか、申請受付期間っていうのをいつからいつまで申し込めばいいですか、最後に大事なところがお問い合わせ先ここわからないときはというような形で、全体もQ&Aにしたりしながらわかりやすい日本語に言い換えればもっと伝わるのではないかということを感じたわけです。そこで質問になります。住民へのお知らせ文書にできるだけやさしい日本語を活用して、わかりやすくしていく努力をするべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○町長

はい。今回吉澤議員のほうからやさしい日本語の活用についてということで、一般質問取り上げていただきました。実はこのことに関しては私も日ごろから大きく関心を持っております分野でありまして、ちょっと一例を言うとちょっとある外国人の方と話をしたときに、例えば徒歩10分と私たち普通で言っちゃうんですけど徒歩って何ですか、やっぱり歩いて10分こういうふうに言い換えなきゃいけないなことがひとつでありました。あと外国人の方が一番何言ってるかわからないってのは敬語でございます。私たちは普通尊敬語、謙譲語いろいろありますけれども、申し上げるとかおっしゃいますって言葉使いますけれどもそれも全然わからない。もう端的に言うでいいんじゃないかなってことも私も感じた次第であります。そういったこともともかくですね、本当に町から多くの通知あるいは文書が出ております。時に難解な行政用語も入っていたり、本当に相手に伝えるべきことの9割以上が本当にきちんと伝わ

っていないのではないかと日ごろから感じているところでもあります。去る6月の課長会で、確実に相手に伝えるためには、相手側から見て読みやすい、わかりやすいという感覚が必要であると職員にも伝えたところでもあります。文字ばかりではまた読む気もなくなってきたてしまいますので、なるべくこの横文字も使わずできるだけひらがなに変える等の配慮も必要ではないか、また許されるのであればイラストですとか写真もワンポイントとして入れると、非常に文書の印象が全然違ってくるのではないかとというような工夫もしてほしいと職員にも伝えたところでもあります。その後の対応などについては担当課長よりお答え申し上げます。

○総務課長

ただいま町長からお話のあったとおりに、6月の課長会でそういった指示を受けましたので、6月の18日に町内の文書主任担当者会議というものを開催いたしました。このなかで文書形式の統一等とともに町長からの意向を伝えまして、今後の協議のなかで順次見直しを進めていこうということになっております。先ほどのお話の災害情報との関連もあるんですけども、その後いろいろ研究をするなかで用語によっては、人によって言葉を置き換えたことでかえってわかりづらいといったものもあるようです。特に地震とか津波といったような緊急で端的に伝えなきゃいけない部分については、かえって置き換えずに外国人の方も含めて多くの皆さんに、その内容を知っていただく努力も必要というふうに聞いております。そうした点も考えながら、順次見直しを進めてまいりたいと思っております。

○吉澤（1番）

町長さんの答弁のなかで大事なキーワードがあったと思います。まず先駆的に取り組んでいる、来月には職員向けのやさしい日本語の研修会も計画されていることを聞いています。それとこのポイントは相手の立場に立つ、わかり合おうとする、わかろうとするということがポイントです。ですからわかりやすい日本語じゃなくてやさしい日本語という言葉の意味にはそれも入っていると私は思います。生かして取り組んでおられるということでぜひ進めていただきたい。町内には今年11月現在で13箇国406人の外国籍の方がいます。そのほかに子どもさんやお年寄りもいるわけです。日本は世界4位の移民大国になるそうです、世界的な移民の基準で言うと。また外国人労働者の受け入れを増やす法律改正も行われています。できるだけ多くの住民に公平に情報が届くようにいろんな工夫をしていただきたいと、万能ではないですけどや

さしい日本語は有効なツールだと思いますので、それで辰野町役場っていうのは何しろ親切でわかりやすい言葉を使ってくれる努力しているよと、これは住みたい町、住み続けたい辰野町の魅力のひとつにもなりうるじゃないかと思いますので引き続き努力を求めて次の質問に移ります。大きな2番目、福祉灯油券の交付事業の改善についての質問と提案になります。冬を迎えまして、今年は福祉灯油券が交付されるんだろうかという期待と不安の声があります。そこで質問です。通告の1番と2番を合わせて質問させていただきます。福祉灯油券の対象者や実施基準の内容を教えてください。また過去の交付実績と今年の見込みについて教えてください。

○保健福祉課長

それでは吉澤議員の福祉灯油券の交付事業について説明させていただきます。辰野町では平成19年度に制定しました辰野町灯油購入券交付事業実施要綱に基づきましてこの事業を実施しております。対象者につきましては、辰野町に居住し生活保護を受けている世帯と住民税非課税世帯で町税、公共料金等に未納がない世帯のうち、世帯主と同居の家族が75歳以上の高齢者のみの世帯、施設等に入所していない一定の級に該当する障がい者がいる世帯、施設等に入所していない一定の要介護状態にある要介護者がいる世帯、及び児童と生計を同一にするひとり親世帯でございます。実施基準につきましては、基準日を毎年10月1日としまして平成27年度に決定しました内規により、1リットルあたりの税抜き単価が91円を超える場合として1万円の灯油購入券を交付するものでございます。これまでの実績でございますけれども平成19年度に事業を開始して以来、これまでに6回実施してまいりました。直近では平成30年度に実施いたしました、その実績は事業費で655万3,000円、対象となる世帯数が886世帯ありましたが申請された世帯数は686世帯、申請率でいきますと77,43%でございます。また交付しました灯油券の利用率でございますが95,52%でありました。今年につきましてはこれまで灯油の高騰感もなく資源エネルギー庁が公表します石油製品価格調査でも長野県の灯油1リットルあたりの単価は、ここ数箇月間70円台で推移しているため実施基準に照らし、今年は灯油購入券は交付しないことといたしました。以上です。

○議長

吉澤議員、質問がちょっと聞き取りにくいので、ゆっくりとはっきりした日本語でお願いします。

○吉澤（1番）

声の質もあるもんですから努力します。今説明がありましたように非常に低所得の方に限定しての交付、ただ人口あたりのこの交付の人数で見ると南箕輪や箕輪に比べて辰野町は多いですね。ですから辰野町はそういう該当する低所得者の方が多いという印象です。これは冬場の低所得世帯の方に現物で支援する地方自治体らしい温かい制度だと思います。消費税10%増税に際して住民税非課税世帯と子育て世帯にプレミアム商品券が発行されましたけども、利用したのは27%だけだったと、なぜそのくらい利用率が少なかったのかという委員会のやり取りのなかで、町は低所得の方は1冊4,000円でも買えない方が多くいたと考えられるというふうに答弁されたそうです。そのくらい低所得者の方の生活が厳しい、そういうなかで最大1万円の現物支給が受けられるって非常に大きな制度です。コロナ禍のなかで免疫力を低下させないためにも、暖かく過ごす冬場の灯油券支援はとても大事だと思います。ただ私今の制度には問題点もあるのではないかと、一つは灯油券を交付するしないの基準が要綱に明示されていないことです。今平成27年に内規を作り店頭価格リッター91円を越す場合と決めたということですが、これは町民が共有する福祉制度としては公開しておく必要があると思います。行政手続法でも申請に対する審査基準ちゅうのは、明文化して開示しなきゃいけないってなってますのでそれに照らしても不適切ではないかと思えます。2点目はこの事業に対する予算措置がされていない、当初予算には盛られていないということです。灯油が高騰したら補正予算等組んでやるということでしょうけども、制度が財政的に保障されていないという状況になりますので、これも適切ではないのではないかと私は考えます。一番の問題は店頭価格91円という基準単価が高すぎて灯油券がなかなか交付されないということです。1万円もらえるかゼロかということになると、平成19年から今日までも交付実績は6回ということですから。他市町村でいえば南箕輪村は85円であります。そこで私としては店頭価格91円というのは要綱にもった方がいいんじゃないかという提案、それから当初予算にもった方がいいんじゃないかという提案を申し上げますが、これはあとで検討いただければ結構です。ここからが質問と提案になります。基準単価をですね2段階にして小額でも交付するという形にしてはどうかと、例えば基準単価を南箕輪村の85円と91円にしまして店頭価格85円になったら1回5,000円分交付する、91円になったら残りもう5,000円分を交付する、こういうふうにして冬場の低所得者への現物支援というこ

の大事な政策を実行しやすくしていったらどうかという提案をします。具体的に試算しますと、平成19年から27年まで県のホームページで公表している店頭価格の灯油値段でいうと91円以上は3回だけですが、85円以上になるともう2回交付になります。5,000円交付されれば18リットルタンクで2回は買えるわけですから助かるわけで、そのように交付基準を改善してはと思いますけれどもいかがでしょうか。

○保健福祉課長

はい。内規としている金額につきましては、要綱のなかで毎年町長が定める基準というふうにとらえておきまして、当町では平成27年度に決めました91円を続けているところでございます。それから91円の考え方でございますけれども、実はこの事業につきましては平成19年当時だったと思いますけれども、原油価格の高騰に伴う中小企業ですとか国民生活への緊急対策として国で考え出された事業でありまして、平成26年度までは特別交付税の措置がされていたところです。平成27年度にこの措置がなくなったことによって、この事業に取り組まない自治体も増えてきたというふう聞いておりますけれども、辰野町では引き続き事業を続けてきたところであります。27年に判断する段階で過去の灯油の高騰感を調べたところ、辰野町では91円というふうに判断したところでございます。この事業の目的は、灯油価格の高騰により冬の暖房用燃料費の確保が著しく困難と判断される世帯に対して生活の安定と福祉の増進を図るため、冬季間の暖房用灯油購入費の一部を助成するものでございます。灯油価格の高騰といったその年の特殊事情に応じて実施するものと考えておりますので、当初予算には計上せずこのような特殊事情が生じたところで補正予算を組んでいるといったような状況であります。このような特殊事情によって行う事業という観点から、議員ご提案のような金額を変えてでも恒常的に実施するものではないと考えておりますので、実施基準の見直し等については考えていないところでございます。

○吉澤（1番）

見解が違い残念ですけれども次に移ります。最後の3番目の項目、新型コロナウイルス感染症第3波への対応です。中国の武漢で感染者が確認されてから今日でちょうど1年目だそうです。感染は世界に広がって累計者で世界で6,700万人、亡くなられた方が153万人を超すという大変な数です。日本の累計感染者も16万3,000人を超え、亡くなられた方は2,359名まで増加しました。最近では毎日の感染者が2,000人を超えて第3波の感染拡大を迎えていると言われております。長野県上伊那でもこれまでにない感

染者が連続して出るようになっていきます。コロナ感染がいよいよ身近にきたというのが私の実感でもあります。今とり立たされているのが死者の増加とともに全国的には入院患者や重症者が増えてきていると、それで医療が逼迫して医療崩壊をしかねない、そういう危機に直面している地域が出ているということが連日マスコミでも取り上げられ私も興味深く見えています。具体的な質問に移ります。質問通告の1と2を合わせてという形になりますが、新型コロナウイルス感染者の入院病床とその運用状況を具体的に上伊那についてお聞きしたいということになります。厚生労働省が12月2日に発表した新型コロナウイルス感染者向けの病床の使用率、長野県は28.3%で、政府の指標ではステージ3感染急増段階ということだそうですが、上伊那でのコロナ感染者向け病床の実態と使用の現状はどうなんでしょうか。今後さらに上伊那で増えていった場合これに対応できるとお考えなのか、その場合どうしていくのか方向が出ていれば教えていただきたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。病床数についてですが今現在の上伊那地域っていうことを議員の方質問されましたが、病床数それぞれ公表していないために回答することが難しい状況であります。また医療圏ごとというわけではなくて県の方で全県的に見ておりますので、上伊那の病床数がいくらですって言うところは言えない、また日々変わっていくっていうのも現状であります。それから宿泊施設等のこのご質問もありますけど、これにつきましても県の方で対策を考えているというところで、私たち病院の者にとっても新聞報道で知るっていうのが現状でありますので、すいませんご承知おき願いたいと思います。以上です。

○吉澤（1番）

病床の埋まり具合の数字の分母になります感染者向け病床ちゅうのは、無理すればぎりぎり確保できる数というのが分母になっているので、実態に合わないっていうのがよく報道されています。医師、看護師、医療機関の職員は必死にがんばっているけれども、コロナ対応をやればやるほど施設の赤字が増え人も施設も機材も足りないと、ボーナスも実際にカットされている医療機関も多いということでもあります。医療機関の支援の強化と必要な病床の確保を町としてもしかるべき機関、しかるべき時にぜひどんどん言っていただきたいと思います、県がやることですから言いにくいということではなくてやっていただきたいと思います。次に移ります。公費負担での検査につい

てです。感染を抑えないと経済活動にもブレーキをかけざるを得ないというのは我々実感しているところですね。今月5日、6日に共同通信社が実施した全国調査によりますと、経済活動より感染防止を優先すべきだっちゅうのが76.2%、GoToキャンペーンを一時を含めて停止すべきだという方が78.2%、感染防止に力を入れてほしいというのは多くの国民の声です。私、身近で聞く声もそうですね。この感染を広げてる原因の4割が無症状の感染者だと言われています。発症する2日前から感染を広げちゃうということですから、この無症状の感染者を見つけ出して対策するには大規模一斉検査をするしかないわけです。ところが日本の人口当たりのPCR検査件数は世界153位と大変遅れている、今こそPCR検査の充実が求められていると考えます。PCR検査の検体を採取する機関名は風評被害などを考慮して公表しないということになっています。辰野病院は抗原検査をやることを公表して取り組んでいただいていることには敬意を表しますが、そこで質問になります。私たち町民や事業所が無料でPCR検査等受けられるのはどういう場合なのか、この無料検査の対象が拡大される見通しはあるのかお答えください。

○保健福祉課長

町民の皆さんが公費で受けられる検査でございますけれども、まず一つですが新型コロナウイルス感染症の症状のある方が、保健所でPCR検査を受ける場合には行政検査として費用の全額が県の公費によってまかなわれます。二つ目に新型コロナウイルス感染症の症状のある方が医療機関でPCR検査をするとその診療費それは診療の一環として医療保険の適用となり7割が保険者負担、3割が自己負担となります。この場合長野県と県医師会との契約により、手上げをした医療機関でPCR検査を行った場合には、県が行政検査を委託しているものとして取り扱い、3割の自己負担分を県が公費によって負担することになります。以上2つでございます。

○吉澤（1番）

ぜひこの拡大を国に求めていきたいと思っております。次に移ります。医療、介護福祉施設の検査体制についてです。医療、介護施設の入院、入所者は重症化するリスクが高いわけですね。院内感染で医療や福祉施設がもし止まるようなことがあればそこに入院、入所している家族や社会に大きな影響が出ます。全国の実態を見ますと職員や事業所の努力だけでは院内感染は防げないそういう状態ですね。ですから医療、福祉施設の入院や入所者や職員に一斉に定期的にPCR検査等を実施して無症状の感染者を見つけ

出して対処していくと、これがないと院内感染が防げないと言われていています。そこで質問です。町内の医療・介護施設に全額公費でPCR検査等の検査を定期的にやる考えはないでしょうか。

○保健福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、医療機関、高齢者施設等の入院、入所者は重症化リスクが高いことから施設内感染対策の強化を求めるための通知が12月に国から都道府県に対して出ております。そのなかの一つの通知の内容を申し上げますと、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においてはその期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象にいわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いすること。また重症化リスクが高い入院・入所者の方々に加え重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの病状を呈している方々については、検査の実施に向けとりわけ積極的な対応をいただくようお願いすること等となっております。議員ご指摘の検査につきましては県が実施主体となって行うということでございます。町の取り組みとしては、このようなことを町内の施設等に再周知してまいりたいと考えております。

○吉澤（1番）

課長さんから答弁あったように11月16日と11月19日に国からこの医療、介護施設の検査をさらにやるようにと、一定定期検査あるいは全員検査をやるようにと通知が出されています。ただ問題は国は要請するんですけど、費用の半分は地方持ちというようです。今のお話だと県持ちになるんですかね。そこで足踏みしている自治体が多いと、しかしそれでも医療、介護施設に一斉定期的に検査を行う自治体が増えていきます。本来なら国が全額負担してこういうところでのクラスター発生を抑えるために検査を進めるべきだと思います。全国知事会も全額国が負担してこういう機関へは医療、介護施設等への一斉定期検査はやるようにという要望してますので、全国知事会にもあわせてぜひ国には求めていきたいということと、先ほども触れましたが経営危機のなかでぎりぎり苦勞しているわけです医療、介護機関も。元々厳しかったところへコロナで本当に追い打ちがかかっていると、当面の借金で何とかまわしているという状況ありますので、そういう経営支援もぜひしていた上でさらに県の動きとか悪い場合には、町独自の取り組みも検討していただきたいと思います。次の質問に移り

ます。コロナ禍での事業者への追加支援の課題についてです。コロナ禍のなかで辰野町は独自の事業者支援に力を入れ、数度の支援策をうってこられました。先日総務産業常任委員会として商工会、工業部の皆さんあるいはほたるシール組合とも懇談を持ったわけですが、特に最近やられたプレミアム商品券とほたるポイントの10倍支援は大変大きな評判になって、辰野町すごいねということで近隣でも評判になったという、そして大きな効果があったということをお聞きしまして、改めてその施策については良かったなと思いますし敬意を表したいと思います。しかしまだこの第3波、師走の書き入れ時ですよ、本当に今までも第1波、第2波も年度末の歓送迎の時期にきたり、夏休みの時期にきたりそしてこの年末の書き入れ時と、本当にいい時期に感染の高まりがくるもんだなと思うわけですが、飲食業や商店への影響は深刻だと思います。製造業についてもその懇談の席でお聞きしましたら、業種によってかなりの違いはあるようですけども今でも週休3日、製造水準は7割くらいという事業所も結構あるようです。上伊那の有効求人倍率は県下最低、去年の同時期よりも0.66ポイント下がって0.84倍、10人求職しても8人ちょっとの求人しかないということです。アルプス中央信用金庫の中小企業レポートによりますと、7-9月期の景況感指数はその前の4-6月期よりもさらに悪化していると1.7ポイント悪化だそうです。それからこれも心痛いわけですが伊那職安管内の高卒者への求人前年同期比で100人減ってるということです。今数字的なことをいくつか挙げましたが、それ以外にも皆さんいろいろ感じておられるでしょうが大変厳しい状況です。さらに支援が必要、国・県には大きく求めたいと思います。ですけれども町としてもですね、国が第3次補正を考えているようでその中で地方創生臨時交付金もたぶんくるでしょうから、そういうのを見通しての上の質問になります。何らかのコロナ禍で苦境に立つ事業者へ何らかの追加支援を行う考えはないかお聞きします。

○産業振興課長

はい。それでは追加支援の質問でございます。今議員の質問の項目にありましたように大変この書き入れ時で苦境を制しております商業者の皆さん対しましては、今ご案内がありましたようにガンバル町内商店応援事業という形の中で、現在もですね来年の1月31日まででございますけれども、プレミアム商品券のご利用をいただくなかで、商店への停滞感を防ぐというなかで町民の皆さんにも31日までに使い切っていただくようにご案内をしているところであります。今ご質問の追加支援の内容でご

ざいますが、今紹介ありましたように国の第3次補正予算におきまして地方創生臨時交付金の措置が予定されているという情報が入っております。まだ現在の段階では金額等が明示をされておりませんが、この年末からかけてですけれども商工会あるいはですね窓口等に寄せられました声を元に、今後効果ある支援を計画をしていきたいというふうに考えております。

○吉澤（1番）

私は6月議会で空気清浄機やパーテーションなど感染対策の設備をする事業所へ補助したらどうかということと、それから事業者支援金町独自の30万円の支給対象の拡大、具体的には減収条件30%を20%以上に引き下げる、減収対象期間を今年5月までとせずせめて年内までを対象にしてほしい、それから町に税金を納めている個人事業者に対する支援を公平にするという意味で、町外でお店等構えて営業している個人事業主にも支援してほしいという要望をさせていただいた経過があります。これら含めてぜひ追加支援策を考えていただきたいということを申し上げて最後の質問に移ります。国保のコロナ傷病手当金を個人事業主にも支給してもらいたいという課題です。傷病手当金は仕事以外でけがや病気になり働けなくなったときに、給料の3分の1程度が保障される制度で、国民健康保険制度にはなかったんですけれども、このコロナ禍を受けて国が国保加入の被用者にも支給する財源を出すということで、辰野町でも条例改正され制度化されました。その結果ですね、コロナに感染しても個人事業主にだけは傷病手当がないという状況になってきているわけです。ですが個人事業主ほどコロナにかかったり、あるいはそれが疑われて自宅待機とされて働けなくなったときのダメージは大きいわけです。国においてはですね、国会で市町村の判断で個人事業主に傷病手当を出すのはいいよという答弁ははっきりしています。当たり前のことですが国もそういう見解出しています。しかし金を出さないということなんですけどね。それでも伊那市、駒ヶ根市はコロナに関連した個人事業主に対して、傷病手当金を実質支給するというのを始めました。そこで質問です。辰野町においても個人事業主にコロナにかかった場合傷病手当金を支給する考えはないでしょうか。

○住民税務課長

ただいま議員おっしゃられたとおりでございますけれども、国民健康保険の給与所得者である被用者に対しましては、6月定例会におきまして条例改正を行い傷病手当の制度化をしたところでございます。事業主の方におきましては、持続化給付金等のほ

かの支援策があるということから傷病手当の対象外とされてまいりました。しかし国民健康保険に加入していながら被用者に対しましては傷病手当が支給され、事業主に対しましては支給されないという不公平感があることもお聞きしておるところでございます。10月に伊那市が支給対象拡大を決定しましたことに続きまして、近隣市町村においても検討がされ辰野町におきましても検討をしてみたいところでございます。その結果事業主に対しまして、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合におきまして、傷病見舞金として一律7万円を一回に限りですけれども支給する方向で考えております。本定例会の最終日の追加議案として、一般会計補正予算のなかに計上さしていただいで、提案さしていただく予定でございますのでよろしくお願いたします。

○吉澤（1番）

大変うれしい答弁をいただきました。ありがとうございます。本当に事業主がコロナにかかるかあるいは濃厚接触者になって仕事ができなくなるということは、まだ辰野の感染状況からすればまだとは思いますが、そういう制度があるということだけでどれだけ励まされるかという気がします。ぜひ具体化していただきたいと思えます。以上を述べまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は13時30分、1時30分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 33分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席6番、山寺はる美議員。

【質問順位4番 議席6番 山寺 はる美 議員】

○山寺（6番）

それでは通告に従いまして、今回2点について質問をいたします。まず初めに、先の9月定例議会で3期目の宮澤教育長が任命されました。3期目の教育長の所信表明を聞きたいと町民の方から声が上がりました。決意のほどをお聞かせください。

○教育長

はい。山寺議員の質問にお答えをしたいと思えます。6年前私は教育長に就任した

ときに3つの思いを挙げさせていただきました。ひとつは自己肯定感の育成、人権意識の醸成、自尊心の育成。これは自分を大事にし自分に自身を持つこと、そして自分と同じように周りの人ですね、友人や大人というような周囲の人たちを大事にできるバランス感覚を持った心の育成。二つ目は最後まであきらめない強い心の育成、これは学力あるいは体力も含んでおります。三つ目はキャリア教育の推進と、これは辰野町だとかあるいは学校を正しく理解をし、将来町のあるいは文化の担い手になっていただきたい、こんなことを期待をしたわけでございます。この3つを通して自立、自分で行動することができる人、二つ目は共生、進んで他と関わり自分を高められる人、三つ目貢献、これは他のために働くことができる人とこれを掲げたわけですが、それから6年がたちました。今でもこの思いってのは大きく変わってはおりません。またこの思いは、本年度から小学校でそしてまた来年度から中学校で完全実施される、新しい学習指導要領の狙いともほぼ沿ったものになっております。この6年間で子どもを取りまく環境ってのはこの町内も含めて大きく変わりました。自然環境も大きく変化してきております。ここへきてさらにコロナ禍が一層拍車をかけております。先の読めないまさに混沌とした現代社会を力強く生き抜くためにも、先ほど掲げました自尊心を育て自己肯定感を高めて自立できる力、課題を自ら解決することができる力を身につけさせていきたい。二つ目は共に歩むことができるよう人権感覚に裏付けられた健やかな心の育成を図る。三つ目はどこで生活をしていても、どこでってのは辰野町内であっても、あるいは広く世界を舞台に活躍していてもとこういうことですが、生まれ育ったこのふるさと辰野を1本軸として持ちながら、社会を担うことができる人に成長できる、この3点を期待しているということでございます。そのためにこれからの任期でございますけど、この6年間、2期の経験を生かしながらこのコロナ禍であっても子どもたちの学びのために全力でがんばりたいと思っております。以上です。

○山寺（6番）

はい。人間として生きていくうえの本当の基礎をしっかりと持っている教育長だと思います。100年来の教育の改革と今言われています。その中で教育も大きな変革をする中で社会が求める大きな変革の中で、教育も大きな変革を期待されているわけですが、その中で本当に教育長が2期6年間の間に築かれた手腕を大いに発揮していただいて、この3年間がんばっていただきたいと思います。それで教育長は町の子

どもたちに対する3つの教育方針を掲げています。この3つの教育方針についてお聞きします。まず始めに力強く生き抜く力、自立できる力を身につける、現在普通の家庭に育てている子どもたちは物質的には何不自由なく恵まれて育てられていると思います。ほしいと思うものは大抵与えられ、我慢をすることなどほとんどないこの子どもたち、力強く行きぬく力、自立できる力を身につかさせるには学校生活の中でどのように指導され、家庭ではどう育てることに心がけたら良いのでしょうか。また二つ目の自他を尊重できる健やかな心を持った子どもですが、昔は大家族の中で育てられました。両親はもちろんおじいちゃんおばあちゃんそして大勢の兄弟、喧嘩をする中でも不満も多かったけれど譲り合い助け合い我慢をする心を学んだように思います。また祖父母の後姿を見て老いたもの、年下の弱いものには優しくしなければなど、家庭の中で社会の中で生きていくルールを学んだように思います。しかし今核家族が進み両親のほとんどは毎日の生活と仕事に追われ、子どもとゆっくり向き合う時間などほとんどない、その中で自他を尊重できる健やかな心を持った子どもをどう育てていけば良いのでしょうか。3番目にふるさとを愛する心を持った子どもに育てるのですが、ゲームとテレビに夢中になってほとんど外に出なくなった今の子どもたち、何をどう体験しどう育てればふるさとを愛する心を持った子どもに育てることができるのでしょうか。以上3点具体的に教育長の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。今3点あげられました、私が6年前に掲げた3点ではございますけど、この3つっていうのは一つひとつが個々のテーマではないですね。根っこの部分は全部ひとつにつながっております。この3つをまとめて話しをしていきますとちょっと長くなりますけれど、まず最初に力強く生きぬく力、自立できる力を身につけるということですが、今言われるように今日の社会は急激に変化しています。ICTの機器の進歩も非常に激しくそれに合わせるように我々の社会、価値観も大きく変化している中での今回のコロナ禍ということになっております。この先もさらにこの変化するのは激しいんだろうなと思います。でもそのような変化の中にあっても子どもたちは、これから否応なしに生きていかなければならないわけです。そこで求められるのが強く生き抜く力ってことになるんですけど、状況に対応して力強く生き抜く、生き抜いていく力だとふうに思います。この生きる力、生き抜く力ってのはここを指導したから身につくというこういうもんじゃあない

んですね。学校教育で例えるならば、この教科を学んだから身についたというこういう問題でもないわけです。学校教育においてはすべての教育活動を通して、本当に徐々にこう身につけていくんだらうと、一気に身につくものではない、時間がかかるものですがすべての教育活動を通して、少しずつ身につけていくものなんだろうなと思います。そこにはやはり全体のありました先ほどの質問にも答弁させていただきましたけど、自尊心が育っているこの自尊心、自己肯定感が高まっていないと身につかないんだらうというふうに思います。簡単に言いますとコマーシャルでもありますけれど、やる気スイッチね、やる気スイッチをオンにするということですが、困難な壁にぶつかったりしたときに乗り越えるだけのエネルギー、いわゆるやる気スイッチってのはやっぱりこの自己肯定感が高くて、自分自身にこう自信が持てるようになっていなければオンにはならないんだらうと思うんですね。そのためには学校でも家庭でも、まずこの自己肯定感を高められるような関わりをしていくということは大事なんだらうなと思います。まずどんな小さなことでも常に認めていく、励ましていくところから始まるんだらうなと思います。自分は認められている、自分は自分でいいんだとか、自分は価値ある存在なんだと思えるような温かな愛情に満たされた中で困難なことに会っても克服していこうとする力が身につけていくんだらうというふうに思います。私が最近特に先生方に意識して伝えていることは、学校にはさまざまな子どもがいると、一人ひとり真に寄り添っていただきたい、一人ひとりの子どもの学びだとか子どもの行い、さらには子どもの家庭にそしてその子の学びに応じた支援をしていただきたいとこのようなことを言っております。似てるわけですが二つ目の自他を尊重できる健やかな心を持った子どもの育成ってことになりましてけれど、自分を大切に自分で自信を持つこと、自分と同じように友人や親、周りの人たちを大事にできるバランス感覚のとれた心の育成、これも自尊心の育成、自己肯定感を高める中で人権意識が醸成されていくものだろうというふうに思います。学力の向上も困難な状況を乗り越える力も、そして自他を尊重できる健やかな心も皆、先ほどの質問同様、自尊心の育成、自己肯定感を高めることから始まるんだらうなと思います。小さなことでも認め励まされることによって自己肯定感が芽生え、またやってみようという頑張る、そしてまた褒められたり認めたりすることによって自己肯定感が高まってさらにまたと、このプラスの繰り返しで心が満たされ安定し人権感覚も育ち他者への思いやりも育っていくと。他者への思いやりや他者を尊重する心が育てば、周り

との良好な関係も作られていくのではないかと考えています。これからの混沌とした社会を生き抜いていくためには、直面した課題に対して身につけた知識等を応用して臨機応変に対応できる力と共に、自他共に尊重することができる人間が求められているのではないかなと思います。三つ目のふるさと郷土を愛する心を持った子どもということですが、この心は生まれたときから備わっているというものではないんですね。現在は私たちが育った昔のように野山や林を駆け回って遊んだり、自由に川に行き川遊びを楽しんだりとする環境が随分少なくなっております。また子どもによっては自然外へ出て遊ぶよりも、ゲームやインターネットの方が楽しいと思う子どもたちもいるかもしれません。ふるさと郷土を愛する心を育てるには、まず自然とのふれあいや自然体験を繰り返すことによって、自然の美しさや自然への畏敬の念を持てるようにさせることから始まるんだらうと。このような心が育てば心豊かな人間になっていくんだらうなとこんなふうに思います。子どもにとって自然に触れる機会を多く持つことが大事であるということはわかっていますが、簡単に子どもたちに「外へ出て遊びなさい」とか「自然を愛しなさい」とこう言ってみてもそう簡単にはできるものではありません。学校でも家庭でも意識して子どもを外にこう連れ出さなければならぬというふうに考えます。事前を愛する心や郷土愛の醸成も、学校では今日計画的に仕組んでおります。具体例をちょっと話しをさせていただきますけれど、学校では生活科で外に出て自然を発見する活動を仕組んだり、総合的な学習の時間などで地域の文化や自然に触れさせ、子どもたち自身に地域を再発見させる、キャリア教育や学校・学年行事等で地域ボランティアや地域の方々と触れ合うことを仕組んでいます。家庭でも同様に子どもが驚き、感動しそうなテーマを見つけて刺激させることからではないかというふうに思います。ふるさとを愛する心の醸成は単に町の豊かな自然を再認識させ、町を理解させるだけでは身につく物ではなく、やはり体験がどうしても必要になってくるんだらうと思います。体験活動を通して周囲の人たちと関わり、自他の良さを認め合い、不思議に感じた課題などを自分たちの力で主体的に解決したり、自然や人、文化、歴史等とのふれあいを通して感謝する心、感動する心などが育っていく中で徐々に醸成されてくるものだらうと思います。いずれにしましても学校においても家庭においても、このような心を醸成するってのは簡単ではございません。長い時間をかけて関わらせる中で、徐々に身につけていく醸成されていくものなんだらうなとふうに思います。以上ですが。

○山寺（6番）

はい。しっかり教育長の3つの条件を解説していただきました。これは町内小中学校の校長や教師の皆さん、また機会あるごとに保護者の皆さんにも理解を深めていただきたい教育方針だと思います。次にですね少子化に伴う保育園、小学校のあり方について質問いたします。町内小学校の5校の統廃合の考えはということで、まず川島小学校において、町長は1月末に川島小学校のあり方について結論を出すというお考えのようですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長

はい。町長がこの川島小学校をどうするかという問題につきましてはね、この議会においても何人かの議員の皆さんから質問を受けております。これについては私答える立場ではございません。町長のほうから答弁をしていただければいいものと思っておりますけれど、この少子化に伴って子どもの数が減っていくということ、これは学校にとっては本当に大変なことでございます。子どもたちにとっても、子どもたちのことを考えますと小学校6年間あるいは中学校3年間をただこう過ごせばいいんだというものではないわけですね。子どもたちにはそれぞれ小学校、中学校卒業した後ずっと長い将来こう生活していかなければならないわけですので、その後の生活にも直接関わってくる問題でございます。ですから学校教育というのは今日を行っている学校教育は、遠い将来まで責任を持った状態で取り組んでいかなければならないで、そういう必要がございます。そこを考えますと、あり方検討委員会が1年余の時間をかけて協議をし、そして苦しくも辛い結論を委員みんなで出したということは今でも大変なことだったというふうに私考えてます。その委員会からの提言を受けた町の教育委員会の見解もあるわけですが、3年たった今日でもこの提言それから見解は改めてこの検討する必要はないんだろうなとふうに思っております。しかしそのことと現在学んでいる子どもたちの教育環境をどうするかというのは、これは別問題として切り離して考えていかなければならないわけで、このことは前回の9月の議会でも答弁させていただきました。今年度から実施されている新しい学習指導要領にも、その部分では大変色濃く出ております。一人ひとりの児童が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し多様な人々と協同しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の造り手となることができるようにすることが、求められているというふうにこれ学習指導要領にも

記されております。言い換えますと今まで議会でも何回もこれ答弁させていただきましたけれど、先ほどから言っておりますこれからの混沌とした社会、変化の激しい社会においては予測不可能な社会を自らの力で切り開いていく、力強く切り開いていくことができるそういう力をつけさせなければならない、これが学校に求められている使命なんだろうなとふうに思います。以上です。

○山寺（6番）

はい。ありがとうございます。教育長はあり方委員会の提言を尊重するというところで理解を私はしました。その他の4校についても少子化が進む中、将来の小中学校のあり方を検討しその方向付けをしていくことが喫緊の課題であると先日渡された教育に関する執行の状況の点検および評価報告書でも指摘されておりました。何年か先を見据えて計画に取り掛かるべきと思いますが町の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。人口が減少していく、そしてそれに伴って子どもの数も減っていく、だけれど学びだとかあるいは保育園でいえば保育子の質を低下させるってわけにはいかないわけですね。ですから先ほども言いました将来を担う子どもたちの保育や教育をどうしていくのかってのは、これ本当に教育委員会に課せられた大きな課題であると思っておりますし、しかもこれどれも待ったなしということで、今回の議会においても保育園をどうするんだとそういう質問もいただいております。まさにみんなそこにつながるんだろうというふうに思うんですね。ただこれはなんていうんですかね、先ほども言いました一人ひとりの学び保育ってものを、本当に真剣に考えていってどういうスタイルがいいのかってことを考えていかなければならないんだろうなと思います。なかなか先行事例がない中で考えていかなければいけない課題もきっとあるんだろうと思います。ただいくつかをまとめてひとつにするとかそういうことじゃなくてね、それぞれの地域にそれぞれの保育園、小学校とありますのでそれぞれを生かしながらということも考えなければいけませんし、いずれにしましてもこれだけこの1年で大きく価値観も変わってしまうようなこの社会の変化ですから、これが5年後10年後どういう変化起こるのかまったく想像つかないわけですけど、でも子どもたちには生き抜いてもらわなければならないわけですのでね、それを身につけさせるためにこれは待ったない課題だろうというふうに認識はしております。

○山寺（6番）

はい。教育長のお考えはお聞きしました。今ですね県の高校再編をしております。弥生と伊那北が第8区では統合するという意見になりまして、この間も懇談会に行きました。そしたらもう懇談会が始まっているにも関わらず、まだこれから学校が弥生と伊那北が統合されて学校ができるまでには7、8年かかるだろうという予測をしています。小学校もとにかく早めに考えをまとめて取り組みを始めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。次に平出保育園のあり方についてですが、今年度辰野町は保育園個別施設計画の策定を始めました。その中で平出保育園は建物の老朽化と周辺環境の不安から移転整備が課題とされてきました。平出保育園の具体案の検討に入られたと思います。その進捗状況と保育園の方向性は決定しましたでしょうか。

○生涯学習課長

はい。現在ですね、将来人口などを見据えた上で町内の公立保育園全体の適正配置・規模・あり方をまず検討し、個別施設計画の作成を行っているところでございます。また従来になかった視点で平出保育園をモデルとした未来に向けた新しい保育・教育のあり方を検討し、基本構想の作成をしている最中でございます。平出保育園の区内の公共施設への併設はその一つの案としてあります。教育委員会としましても、早期に再整備されることを望んで今現在やっている最中でございます。以上でございます。

○山寺（6番）

今回私が注目するのは、保育園個別施設の計画案が公共施設マネジメント調査研究助成事業に採択されたということです。補助金がついたうえ民間の経営のノウハウを使って移転整備事業を行政と一緒に考えていくということでした。計画でいけば保育園の施設計画は今年度の3月26日までで終わり、来年度令和3年度には平出保育園の整備に着手すると計画されています。この予定に間違いはないでしょうか。

○生涯学習課長

はい。今アンケート等ですね集計しているところでございます。あくまでも検討させていただいてそして今現在コロナ禍でもございますし、財政状況等見ながらですね今後どういう整備をしていくかってことになるかと思っておりますので、令和3年からということではなく今現在検討している最中でございます。

○山寺（6番）

じゃあこれは計画どおりには進んでいないということですか。

○教育長

はい。個別施設計画の策定これは今年度末で完了しております。一応来年度から着手したいというのは教育委員会の思いでございましたけど、ただこのコロナの関係で財政的にも非常に厳しいものがあるので、そこがちょっとそのとおりに進められるかどうかってのはちょっと不透明な部分がございます。コロナのこれがないければ教育委員会としまして、来年度あたりから具体的な方向付けでもう進めていきたいというね思いを持っていたわけですけどもね、ちょっと今回のこの件で、ですからできるだけですけど、平出保育園の場合には立地の状況を考えますと、これも待ったなしの課題だというふうに認識をしております。何とかしてやらなければいけないという思いはありますが、一方でそういう厳しい財政的な部分もございすしね、そこのあれが非常に苦しいところがございますけれども。

○山寺（6番）

はい、わかりました。長年の懸案である平出保育園の問題、新しい計画に期待したいと思います。それでは次の質問にまいります。コロナ禍における移住定住の現状について質問いたします。コロナ後の社会はどうか、社会は東京圏など都会への一極集中から地方への分散ではないかと専門の先生方は予測しています。若い世代の人たちが都会で暮らすことが、本当に望ましいのかという意識が芽生え始めているからだと思います。リモートなど在宅勤務が結びつけば、地方分散が起きる可能性はあるといわれています。現に長野県内でも茅野市などは、行政も民間も対応しきれないほどの移住に対する問い合わせがあると聞いています。今新型コロナウイルス感染症は都市部を中心に拡大しています。地方への移住の関心はますます高まっています。そこで町長にお尋ねします。コロナ禍の移住定住について町長の考えをお聞かせください。

○町長

はい。新型コロナウイルスの感染拡大に伴います都市部のリスクの顕在化って言いますかね、改めて浮き彫りになった問題、またテレワークの普及、また生活や働き方に対する意識の変化、こういったものによりまして地方移住の関心が高まっていると私自身も感じております。これを好機と捉えてアクセスの良さや豊かな自然など、働きやすく住みやすいといった辰野町の魅力発信に力を入れて取り組んでおります。自粛状況の中ではありますけれども、オンラインを活用したイベントの開催ですとか、県主催のオンライン移住相談会等にも積極的に参加しております。こういったコロナ

禍を逆手にですね、都市に住みながら地方と継続的に関わる最近よく使われる言葉ですが関係人口、この関係人口の創出事業に力を入れて移住促進の下地作りを進めているところでもあります。国の方でも第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で関係人口拡大、これを東京一極集中是正の切り札と位置づけております。都市部の住民に地方への移住定住を働きかける直接的な政策から、長時間かけて地方と関わりを築くことで将来的な移住への思いを深めたりする発想への転換であります。町といたしましてもこの関係人口の視点に力を入れて取り組みを進めていきたいと考えております。関係人口の増加は将来の移住定住にもつながる可能性があるため、地方にとっても大きなテーマになってくると感じているところでもあります。また辰野町では独自施策として取り組んでまいりました、実践型インターンシップこの事業がございます。この事業によりまして多くの学生が町を訪れ、この町を第2のふるさとのように関係が続いている方々もいらっしゃいます。地域おこし協力隊員や地元のコーディネーターの支援を得て、いよいよこれからがこれまでの事業効果を発揮するときになってきていると確信しているところでございます。以下また補足的なことは、まちづくり政策課長の方よりお答えさせていただきます。

○まちづくり政策課長

はい。全国の移住相談員を置きます、東京のNPO法人ふるさと回帰支援センターでも移住相談が増えているといいます。現在辰野町と二地域居住をされている方が、ふるさと回帰支援センターの相談員にこのほど就任されておりました、町にとりましても心強い情報提供者であります、お聞きしましたところ昨年より大幅に増えているということでございます。テレワークで仕事をしながら、何かあればすぐに東京に行ける距離を望む人が多いことから、長野県は強みがあるとおっしゃいました。従いましてコロナが落ち着けば、実際に移住する動きが増えるのではないかと感じているところでございます。一過性の移住者を増やすことだけではなく、地域の理解を深める関係づくりをしながら、一人ひとりと丁寧に向き合うこれまでと同様に移住支援をしてまいりたいと思っております。

○山寺（6番）

はい、ありがとうございます。それでですね県内の移住相談件数の増加は、8月末位で800人ほどの出てく方より入ってくる方のほうが多かったという情報を耳にしましたが、辰野町では移住定住人口に変化はありましたか。前年度に比べての数字を

お答えください。それとまた今町長もおっしゃいました実践型インターンシップで何人の方が辰野町に住むようになりましたでしょうか。そこもちょっと聞きたいんですが。

○まちづくり政策課長

それでは移住定住人口の変化について、昨年と今年の現時点での推移についてお答えをしております。令和元年度に移住支援制度、これは空き家バンクですとか定住促進奨励金などの制度を利用して移住された方は70名、また令和2年11月末現在では48名となっております、今のところ前年度とほぼ同数で推移をしております。一方移住支援制度を利用しない方を含めた全体の転入数は、昨年より減っているものの転入数から転出数を引いた社会増減で見ますと、具体的には平成30年12月から令和元年12月まではマイナス137人の社会減でございましたのが、令和元年12月から令和2年12月まではマイナス56人となっております、その社会減は縮小しております。コロナの影響で転出する方が少なかったことが、大きな要因であるのではないかと推測しております。また空き家改修費等補助金の申請数から見ましても、令和元年度には25件でありましたが令和2年度は11月末現在ですでに30件と前年を上回る状況でございます。移住支援の側面からも成果が上がっているところがございます。以上のことからコロナ禍における移住定住人口に大きな変化はないものの、問い合わせなどが増えていることから、コロナが落ち着けば実際に移住する動きが増えるのではないかと感じているところでございます。それから町長のほうで答えました事例を出ささせていただきました実践型インターンシップ制度、これを利用したですね学生さんは現在具体的には地域おこし協力隊等を通じてですね、こちらの方に町の支援策でもってこちらに移住してきてる方はおりますが、先ほどの説明ではですね、関係人口強化のために実践型インターンシップ制度が大きな役割を果たしているという、住所を移さずにですね関係人口という形の中で実践型インターンシップを経験された多くの学生さんが、辰野町の良さを広くアピールしていただいていると、そういう意味合いでご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○山寺（6番）

はい、了解しました。移住定住の人気はですね知名度の高い地域、地の利が良い地域など当然差はあると思いますが、市町村の取り組みの工夫、意気込みで大きな差が出ているようです。辰野町は移住定住政策の取り組みで何か工夫をしていますでしょ

うか。

○まちづくり政策課長

辰野町が独自の取り組みとして行っている仕組みとしていくつかご案内をいたしますと、まずこのコロナ禍におきましては、令和2年8月からオンラインによる移住相談を実施しております。また辰野町移住定住促進協議会の活動としましては、昨年からはじめました空き家・遊休不動産相談会、これを今年2回目を行いました。新たに空き店舗・工場・土地・空き土地などの遊休不動産まで対象を広げまして、9月末に開催をしたところでございます。相談にはですね伊北不動産組合、司法書士などの専門家にもご協力をいただいております。令和元年の相談件数が13件でしたが今年は18件に増え、空き家の財産処分に関する相談が増えております。また相談会を経て早速1件の空きやバンクへの登録がありました。また移住セミナー等東京で開催することが一般的にこれまで多かったです。コロナウイルスの影響により出向くことが難しくなったことから、東京在住の町出身の方、辰野町の二地域暮らしをされている方などがイベントコーディネーターとなり、東京会場で移住セミナーを開催いたしましたところであります。また交流会として東京と辰野のそれぞれのお蕎麦屋さんを会場に、双方で辰野町の食材を味わいながらオンラインで繋ぎ、生産者の方にもオンラインで参加をしていただき交流を図ったところでもあります。東京会場のお蕎麦屋さんで川島産のそばを取り扱っていただくということにもつながっております。また今年度上伊那地域振興局の支援を受けて行う、長野県つながり人口創出実証実験事業「お困りごとトリップ」このプログラムが、現在川島地域を中心に実施されております。地域のお困りごとと都市部の若者のアイデアをつなぐ実地体験事業でございますが、地域貢献型観光という新しいツーリズムを提案し、関係人口づくりを通じて持続可能な地域を目指す事業でございます。この事業の成果を見極め町全体の取り組みにも波及させていくことができれば、辰野町のブランド力強化にもつながるものと思います。以上新たな取り組みに加え各種補助事業の実施、空き家バンク制度などは継続しながらニーズにあった取り組みをしてまいりたいと考えております。以上です。

○山寺（6番）

はい。それぞれに工夫をなさって色々辰野のPRをしているようです。ぜひ期待したいと思います。それからですね移住定住というとすぐに空き家を思うんですけど、町では宅地を売り出しているところがあると思うんです。でですね私が今1番気になる

っているのは辰野病院の手前ですね、こちらから行ってのところの宅地用の空き地がですね、今工場の材料を置いたり車を置いたりしているところで使ってるんですが、辰野町の持っている土地をですね分譲して、都会の方々に来ていただくっていう考えはないでしょうか。これはちょっと副町長にお答えいただきたいんですけど。

○副町長

はい。おそらくですね山寺議員はそのことを質問されるだろうと、昨日課長会の中で想像いたしまして、その答えについては実は産業振興課長が考えております。しっかり考えておりますので答えていただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。今桜町の今宅地が進んでいるとこの今所有地でございます。事業的にはですね、来年度宅地の販売に向けてのですね今更地といいますか平地になっておりますので、そちらにどんな区画で中の道路線形も計画する中で、来年度宅地分譲に向けた設計等に入って行く予定でございます。

○山寺（6番）

はい、ありがとうございます。ぜひ宅地も造成して都会から若者を呼び込むということも考えていっていただきたいと思います。先日国の地方移住へのテレワーク推進会議がありました。政府は創生総合戦略の改定を議論したとのこと。東京一極集中に歯止めをかけることを加速させるために、新型コロナウイルス感染症で普及したテレワークを推進し、地方移住につなげる計画です。地方への関心は高まっています。国の施策にもしっかりと目を向けて、町の活躍している協力隊の皆さんと町の職員が一体となってアイデアを出し合い、しっかりこの風の吹いているうちに地方へという風が吹いているうちに、ぜひこの政策を進めていっていただきたいと要望いたします。移住定住策は町の最大な課題である人口減少の対策にとっても最も重要なことだと思います。しっかり取り組んでいただくことを期待いたしまして今回の私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席5番、松澤千代子議員。

【質問順位5番 議席5番 松澤 千代子 議員】

○松澤（5番）

それでは通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。コロナ禍の我慢

に我慢を重ねている生活の中で、少しでも心のゆとりが持てる時間や空間が開けるといいなあと思っておりますが、なかなか収束に向かってこない報道に苛立ちさえ感じてしまう昨今です。そしてゴールデンウィークも夏休みも帰省できず、この後の年末年始休業も帰省できないかもしれない家族は淋しさでいっぱいです。仕事を失う人、住むところを失う人、まさにコロナウイルスは災害です。全国的に見ても外国籍の人々が被害を受ける割合がとても大きいようです。今の日本にとって外国人労働力が必要不可欠であります。しかしそれ以上に外国籍の人々は大切な仲間です。経済発展の一翼を担っていただいていることを地域のみんなが認識することが大切なことです。先日のことです。フィリピンから家族で辰野に来て、辰野中学校に通っている女の子がいます。その日は理科の宿題をやっておりました。「何かお手伝いできることある」と聞いてみると、化学、ばけがくですね、化学の問題を解きながら「私は理科が大好き化学は面白いから将来は化学者になりたい」と話してくれました。子どもたちのまっすぐな心とその思い、しっかりとした考えを持って成長している姿に頼もしさを感じとてもうれしく思いました。地域全体が外国籍の人々に寄り添っていきたいものです。さて質問です。現在辰野町の中に外国籍の方々、どんな国の方々がいらっしゃるのか、18歳未満の子どもたちがどのくらいいらっしゃるのか、日本語がわからない人がどのくらいいらっしゃるのか把握している分を教えてください。

○まちづくり政策課長

それでは松澤議員のご質問に多文化共生政策を担当しておりますまちづくり政策課の方からお答えをいたします。令和2年12月3日現在の外国籍の在住者は13箇国403人、うち18歳未満は66人でございます。国籍で多い順に申し上げますと、ブラジル人ブラジルが159人、フィリピン100人、ベトナム37人、中国およびパラグアイそれぞれ32人などとなっております。以下韓国、インドネシア、タイ、アメリカと続いてまいります。従いまして対応すべき言語も複数となっております。残念ながら日本語がわからない人の数については把握できておりませんが、日本語がわからなくて困っている方の情報があった場合は、日本語教室を運営していただいております地球人ネットワーク in たつのにつないだり、外国人支援員を通じて関係団体におつなぎしているのが現状の対応でございます。以上です。

○松澤（5番）

ありがとうございました。400人を超える人がいらっしゃるということですから、

言葉の教室や学習支援など本当に大切なことだと思います。子どもたちは割合に早く言葉を覚えますが、なかなか覚えられないのは大人だと思います。でもね先ほど総務課長がおっしゃったように緊急の情報の言葉それはやはり日本語だと思うんですね。吉澤議員がおっしゃられたようにやさしい日本語で言うのはとても大切だと思うんですが、日本人も一緒に聞かなければいけないということで、緊急の情報また伝達手段の言葉などはピックアップして、そんなやさしい日本語も本当に大事なんですけどもピックアップして1番先に覚えてほしい日本語ということで、みんなに教えていただいたらどうかなっていうふうに思います。そこで外国籍の人々に向けたなんでも相談会を月に2回開いていただいております。しかも言葉も英語やポルトガル語、やさしい日本語を取り合わせていただいているようです。このなんでも相談会についてのかなりの件数で、どんな様子なのかお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

現在、住民税務課の総合窓口の夜間窓口実施日の水曜日に合わせまして、第1・第3水曜日の夕方5時から7時まで外国人向けの相談会を実施しております。これまでに長野県多文化共生センター、辰野町社会福祉協議会、ボランティア団体であります地球人ネットワーク in たつのご協力をいただきながら開催しております。相談件数は延べ10件程度でございますが、徐々に認知されまじめ直近の相談日には開始時間前にお待ちいただくような状況でありました。相談内容は住居、貸付、就労が主なものでございます。親子で相談に来られた方は就労と住居についてご相談がありました。就労についてはまいさぼ上伊那の職員にお越しいただきながら相談することができました。相談に来る人が多いということが当面目標では、それも大事なことです。目標としてはおかずに、相談ができる場所そして機会を設け、辰野町が外国籍の皆様にとりましても住みやすいと思ってもらえることを目標に、継続してこれからも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○松澤（5番）

私も課長と同じように思います。相談の件数はそれほど多くないということでかえって安堵しました。相談の件数はできる限り少ないほうがいいことだと思います。でも件数が少なくても空振りでもぜひ継続して行ってほしい、また地域の皆さんにもこの何でも相談会を知っていただいて、ご近所の外国籍の人々に教えてあげてほしい、こんな相談会があるよ。相談会が救いの手であり方法であり手段であってほしいと思

っています。この相談会の担当者は本当に一生懸命に取り組んでくださっていると関係者異口同音におっしゃいました。とても助かっているそうです。大きな評価をしたいと思います。次に吉澤議員とかぶりますが、やさしい日本語本当に大切です。例えば震度7の地震がどのくらいのものなのか伝えるのが難しいんです。例えば避難してくださいの言葉の意味と避難所はどこにあるのか、どうしたら伝えることができるのだろうか。避難所ではどんなサービスが受けられるのか、給水や配給で理解できるのだろうか、直訳で分かることと分からないことが出てくる、そのときの対応はどうしたらいいのだろうか。また避難所では居住地によって、仲間がバラバラに避難せざるを得ない状況になることを考え合わせると不安になる、その不安をどう解消していくのか、もちろん通訳さんがすべていとは限らない、そのためのやさしい日本語教室だと思うのですがこちらの利用状況はいかがでしょう。

○まちづくり政策課長

はい。それではやさしい日本語教室でございますが、さる11月8日とそれから15日の2回に分けて、こちらのほう地球人ネットワーク in たつのの主催で行いましてですね、吉澤議員をはじめ役場の職員も同席をさせていただき、丸の内ビジネス専門学校講師であります佐藤先生のご講演やら講師のもとでございますね、やさしい日本語教室を学ばしていただきました。私は出席はできませんでしたが、非常に普段使っている平易な日本語って言うてしまうと、平易は優しいと読み替えなきゃいけないことというところですね、行政用語でもさまざま当たり前のように使っていた言葉が外国籍の方には伝わりにくい、さらには子どもさんから特に若い日本人の方にもですね伝わらないという現実を、先生の方から指導をされたというふうに聞いております。こういった取り組み1月には役場の職員にもですね、波及して早速ご講演をいただくような手はずになっておりますので、町民の皆様と共に行政職員も学ばしていただくという気運ができたということが、非常に収穫であったというふうに考えております。以上です。

○松澤（5番）

はい、ありがとうございます。町長も私が議員になったときからずっとおっしゃってくださっておりまして、みんなに分かることは町民に伝えられる言葉それが大事だということ、本当にずっと前からおっしゃってくださっております。それは外国人に伝わるだけではなく、町民の中にも全部分かるようにそんな言葉で生活できたら

いいなっていうふうに思っております。特に外国人の皆さんにとりましては、やさしい日本語教室それにもぜひ出席していただいて利用をしていただいて、日本語を勉強していただきたいと思います。当然のことですが、文化が違えば理解にも違いが出てまいります。ご自由にお持ちくださいが必要な分をお持ちください、そういうふうに訳すのがいいんだそうですが、そのような研究はしていらっしゃるのでしょうか。また宗教による違い、食物の忌避食べてはいけないものとか、アルコール禁止の宗教もありまして除菌用のアルコールもだめなんだろうかなどと、配慮するディスカッションを積み重ねていくことも必要だと思うんですが、避難所における外国籍の人々に対する支援のお考えをお聞かせください。

○総務課長

避難所におけるご質問ということですので、私の方でできるだけわかりやすくお答えをしたいと思っております。先ほどの吉澤議員のご質問でもお答えしましたとおりでございますけれども、危機管理係という係がございますが、こちらのほうではわかりやすく簡潔な日本語表示、表現を心がけているところであります。ただ避難所における外国籍の方も意識したよりわかりやすい日本語表示の研究については、まだまだこれからとゆった状況なんだろうなと考えております。法務省で発行しておりますやさしい日本語作成のためのガイドラインなどを活用しながら、今後研究をしてまいりたいと思います。またその他避難所でわかりやすくご案内をする工夫としましては、避難所への誘導ですとか避難所内の案内表示について、絵による表示ピクトグラムというらしいんですがこれを使いながらわかりやすい案内に努めているところでございます。例にとりまして、そちらの避難口ああいった表示ですね、ああいったものを活用してご案内をしてまいります。またそうはいつでも災害はいつ起きるか分かりません。そうした場合に翻訳機というのも活用をする機会が出てくるんだろうなと思っております。これについてはたくさんいろいろな種類がございますが、簡易にいろいろな方が使える物としまして危機管理係では総務省が所管をします国立研究開発法人情報通信研究機構、もうこの時点でちょっとあんまりわかりやすすくないような気がするんですが、こちらのほうで無償提供しておりますスマートフォン音声翻訳アプリVoiceTra、ボイストラぜひ覚えていただきたいんですが、これを活用して対応させていただいております。これは国が提供しておりますので安心して使えます。また行政関係の用語についてもたくさん登録がされていますので、非常に使いやすいと思いま

す。議員の皆様また傍聴の皆様にもぜひこのボイストラ使っていただきたいと思えます。それからあと食事の関係です。議員ご指摘の部分については、特に戒律の厳しいイスラム教の皆さんを意識されてのお話だと思います。このイスラム教の皆様の世界でいわゆる許されているといった部分で、ハラール認証とゆった制度があるそうです。このハラール認証を取得しました非常食も増えてきていますので、備蓄品の食料の方を補充する際に確認して購入の方も検討してまいりたいと思えます。もう一つアルコールについての手指消毒の考え方があります。これについては国は石鹸による入念な手洗いか、アルコール除菌のいずれかを推奨している状況であります。このハラール認証がもっとも厳しいといわれるマレーシアにおきましては、感染防止のためには礼拝時にアルコールの手指消毒剤を使用することは認められるよといった見解を宗教指導者の方が示されています。また病院ではアルコール消毒を普通に使いサウジアラビアでは食事の後に、アルコールで手を消毒しているとゆった形で使用を認めている動きもあります。ただ非常にデリケートな部分もございますので、今後も情報を集めてより適切な対応を図ってまいりたいと思えます。以上であります。

○松澤（5番）

翻訳機に関しましては区長会かなんかで、皆さんに周知していただければありがたいかなっていうふうに思えます。文化を取り入れたやさしい日本語、それは本当に可能な限りそんな表示をつけた避難所にしていただくこと、要するにそれはフロー情報と言うんだそうですけれども、それが安心につながっていくんだと思えます。どこにどれくらいの外国の人々がどのような生活を送っているのかを把握していただいて、区長さんにはこの避難所にはどの国のどのくらいの人が入る予定だよっていうことを知っておいていただくことが、何かフロー情報を分かりやすく提供することにつながっていくんではないかなっていうふうに思えます。またちょっと戻ってしまいますが、いったん災害が起きればわずかな人数の外国の方々もちりじりばらばらに避難をせざるを得ない状況になると思えます。それは大変心細い状況に間違いありません。だからこそストック情報といわれる事前の予備知識、事前に訓練したり参加したりして知識を蓄えておくこと、その予備知識があることが重要になってまいります。それがあるとないとでは安心感がずいぶん違うと思うんです。そのために県主催で行われている多文化共生のための防災訓練がとても良いと思うんですけれども、先日は12月6日に駒ヶ根市で行われました。この訓練を辰野町で行うご予定はありますでしょ

うか。

○総務課長

ただいまご質問のありました県が主催する外国籍県民のための防災訓練は平成 26 年度に大町市と上田市、続いて翌年度茅野市、千曲市、長野市、28 年度には佐久市 29 年度には松本市と飯田市で 30 年度には塩尻市と白馬村で行われております。昨年度は長野市で予定されていたところでございますが、中止になったといった経緯がございます。それぞれ外国籍の方が比較的多い市町村でありますので、現時点では辰野町での開催は予定はございませんが、機会があれば県と協力して開催してまいりたいと思います。以上です。

○松澤（5 番）

はい、ありがとうございます。多文化共生に一番必要なことは近隣住民、地域住民が手を差し伸べることだと思います。場所が分からなかったら手をつないで「こっちに行くよ」って引っ張ってけばいいんです。手をつないでいけばいいんです。ごみ出しで顔を合わせたら「おはようございます」挨拶からです。地域住民の外国人を受け入れる言動からです。それほど多くの外国人が辰野町にはいらっしやるわけではありませんが、私としては 400 人ってのはとっても多いと思うんです。もし災害が起きたとしたら、もし中央道や国道 153 号線を走っている車が巻き込まれ、その中に外国籍の方がいたとしたらなどと考えると、やはり備えあれば憂いなしかなって思います。事前にイメージしておくことは大切だと思います。特に避難情報の種類は覚えてもらう大切な言葉なので言葉は覚えてもらう、そしてこれは駒ヶ根市で作ったハンドブックです。この中にこれだけは覚えてくださいっていうようなことも書いてあります。このような独自の冊子で PR していくこと、それを提案したいと思います。次の質問にいきます。先日ゴミステーションの新規開設の要望をいたしましたがかないませんでした。それは 18 軒の新しい住宅が建って人口が増えたこと、若い世代が多いため赤ちゃんのオムツもあり可燃ごみが増えたこと、通学路である歩道に乗り上げてごみを出すためごみ出しのマイカーで混雑し交通障害になっていることが新規開設の要望の理由でした。伺います。最近の可燃ごみの収集ステーションの新規開設という要望はあるのでしょうか。どのくらいあるのかその理由は何なのかお伺いしたいと思います。

○住民税務課長

それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。すでにご存知のとおり昨年の4月から上伊那クリーンセンターが稼動しましてそれに伴い、ごみの分別方法の一部が変更されました。それまでは不燃ごみとして出されていたゴム類、革製品や汚れたプラスチック類などが可燃ごみとして出せるようになりました。これにより不燃ごみの量は前年比で大きく減少した一方で、可燃ごみは約1割の増加となっております。現在町内にある可燃ごみの収集場所は300箇所であり、一箇所あたり週2回の収集を行っておりますので、1日平均で約150箇所を収集することになります。ごみの量が増えたこと、伊那市のクリーンセンターまでの運搬距離を考慮しますと、現在の収集業務に時間的な余裕がないのが実情でございます。それでは議員のご質問にお答えしたいと思います。昨年度と今年度新設依頼件数でございますが、3件寄せられております。新設依頼の理由でございますが、それぞれ事情が異なりますけれども、議員がおっしゃるような特定地域の人口増加によるもの、住宅が点在していてゴミステーションまでが遠いからといった理由が主なものでございます。しかし先ほども申しました事情によりまして新設につきましても、やむなくお断りしているのが現状でございます。ゴミステーションは区の管理とさせていただいておりますので、区の中におきまして統廃合また移設によるご対応をご検討いただきたいと思いますと考えております。またゴミステーション自体を大きくして対応することも一案としてご検討いただくようお願いしております。移設などによりまして費用が発生する場合もございます。町にはよりあい事業という補助制度がございます。そのような補助金も利用させていただくことも含めてご検討をいただきたいと思いますと考えております。

○松澤（5番）

とっても不都合をしているもんですから、何とか考えてあげていただきたいと思いますのです。若い子育て世代にとっては住みやすい地域、それであるがためにも考えるべきではないでしょうか。人口を減らさないための施策の一端とは考えられないでしょうか。何とか融通をしていただければありがたいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○住民税務課長

全国的な傾向でもありますけれども、人口減少によりまして辰野町でも減少傾向が今後続くと予想されております。地区によっては人口減少が著しい箇所もあると思います。逆に議員おっしゃられるように宅地造成などにより、特定の地域だけが人口増

加となることも考えられます。現在ゴミステーションの配置・管理につきましては区にお願いをしているところでございますが町内会、常会の枠を超えまして区全体として適正配置となるよう、移設等をご検討いただきたいと考えております。町としましても区の役員の皆さん、また常会の総代さんたちのご相談には応じてまいりたいと思っておりますので何卒ご協力をお願いしたいと考えております。

○松澤（5番）

はい、わかりました。今後人口の一番多い団塊の世代がごみ出し難民になっていくんだらう将来に向けて、ゴミステーションも変化していくものと思われまます。都会では自分の家の前に出すのみ、置いておくのみです。まあ家が数珠繋ぎの都会のようなわけにはいかないということは十分承知しておりますが、もう少し密に便利になっていってもいいのかなあというふうに思っております。便利さのみ追求してはいけなはいとは思いますが、足腰が弱くなってくるとゴミステーションまで重いものや大きいものを持って歩くのが大変になってまいります。少しずつ密にしていく方向を要望いたします。次の質問です。コロナの第3波といわれる昨今の感染者数の増加は想像以上で危惧感は否めません。今月の配布物の中に「11月17日から上伊那地域の発熱時の受診の仕方が変わりました」というピンクのチラシが入ってきました。これですね、これが入ってまいりました。辰野病院の発熱外来も急遽外側に付け足すような形で増設されましたが、その発熱外来の利用状況と11月17日から変わった発熱時の受診方法について、以前と比較して教えていただきたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。発熱外来の対応患者数ですが、この発熱外来4月3日に設置してから11月末までの合計で電話診療も全部含めて240人ほどです。このうち発熱外来での対応患者は51人で、他の患者さんは普通の診察または緊急室等またあるいは電話診療ということで対応しております。また9月から検査が可能になりましたので、検査件数として現在のところ概ね40件ほどを行っております。先ほど議員からお知らせいただいた11月17日からの受診方法です。今まではやはり体調の変化とか心配なことがあると、最初にまず保健所の方の相談というふうになっておりましたが、この11月17日からは全国的な流れとしては、まずはかかりつけ医または近くの医療機関に電話で相談してくださいとなっております。以前は発熱等ある場合は保健所となっております。

ましたが17日以降はかかりつけ医またはその近くの医療機関ということになります
が、今までも発熱時は電話連絡で対応しておりましたので、住民の方々に対する影響
というものはほとんどないと思っております。特に辰野町は検査ができる医療機関が
当院のみとなってしまうため、集中してしまうと対応困難な恐れがあります。今後も
医師会の先生方と連携をとりながら対応してまいりますのでご協力をお願いします。
いずれにしましても発熱時または体調が悪いときは、まず電話連絡をいただくよう重
ねてお願いいたします。また町内の開業医の先生方に相談された場合も、症状により
先生からの紹介となるまたは直接「それは辰野病院に電話してください」という場
合もありますので、それぞれの指示に従ってかかっていたいただければと思いますのでよ
ろしくお願いいたします。以上です。

○松澤（5番）

はい、ありがとうございます。保健所が抜けたというだけかなと思います。保健所
に連絡をしなくていい、とにかくいつもかかっているお医者さんに電話する、医療機
関に電話する、電話まず電話というかかりかたでいいということでもよろしいでしょ
うか。ありがとうございます。これもねいざというときのストック情報かな、予備知識
かなというふうに思いますので、刻々と変わっていく病原菌との先の見えない闘い
はまだまだ続くと思います。町営病院としての責務も大変だと本当にお察ししてお
ります。近所の元看護師さんも再度、人手不足ということでまたお勤めしていらっし
やるとのこと、医療従事者の皆さんには本当の頭が下がり大きな感謝をもって評価し
ております。本当に感謝一言です。自分は大丈夫と思っておりますが、いざというとき
のことを頭の中に入れておく予備知識です。まず電話、お医者さんに電話をする、そ
れが大切な命を守るためそのことだと思えます。気を緩めることなく収束に向かっ
ていくことができる体制にしたいものだと思います。以上で私の質問は終わりにいた
します。

○議 長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお再開時間は、15時5分、3時5分といた
しますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 50分

再開時間 15時 5分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 6 番、議席 2 番、向山 光議員。

【質問順位 6 番 議席 2 番 向山 光 議員】

○向山 (2 番)

通告に従って質問してまいります。今回は 5 点について質問いたします。まず湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場建設計画についての質問です。この間、平成から令和に移ってしまいましたが、平成 28 年 10 月 7 日、町議会全員協議会の場で湖周行政事務組合から最終処分場建設計画についての説明があり、以来丸 4 年議員の任期 1 期に相当する期間が経過しました。定例会の都度この問題を取り上げてきました。今回で 17 回目ということになります。動かなかった事態が今年の春から少し動き始めました。辰野町の重要な水源である井出の清水へ影響を及ぼす恐れがあるとの建設阻止期成同盟会の指摘を受ける形で、地下水等の調査を湖周行政事務組合で行うことになり、ボーリングや電気探査は終わっていますが、地下水の流動調査は 1 年間かかるということで、それらの分析結果等の報告は来年秋ということであります。それまでの間、地元の建設阻止期成同盟会としては事態の推移を見守るしかありません。町では湖周事務組合と長野県を交えての 3 者会で報告を受けているわけですし、先方の理事者も面会に来られたと承知しています。そこで 9 月以降の経過について説明を求めます。

○町長

はい。まずは湖周問題、板沢地区への最終処分場建設計画の問題について、向山議員におかれましては今回で欠かさず 17 回目の一般質問ということでございますが、本当に深く感謝申し上げます。話の趣旨にありましたように膠着したお互いの状況を踏まえ、現地調査を認めた建設阻止期成同盟会の方針は、現地調査の結果内容に関わらず建設反対の意思はいささかもぶれていないものと確信しておりますし、町も同様の判断をしております。さて議員の質問に具体的に回答申し上げますが、9 月議会以降の経過で特別報告する内容はございません。この間 3 者会議は 2 回ありましたが、現地調査の経過報告でありました。また町区長会の視察もいただきました。10 月には湖周行政事務組合の議会全員協議会が行われまして、同盟会役員の皆さんにも傍聴もお願いしたところであります。唯一 10 月 28 日に本年度現地調査の終了に合わせて、事業完了の報告に湖周行政事務組合の副組合長、岡谷諏訪両市の副市長がお礼と調査概要の説明にお越しいただきました。議員ご質問の関係市町の首長との懇談会や情報

交換等についてでございますが、皆さんご承知のとおり今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、ほとんどの行事がことごとく中止となりました。各市町の首長と会う機会も途絶えている状況で、ここで改めて報告するものはございません。以上です。

○向山（2番）

特に報告することがないということで承知いたしました。4年かかってしまいましたが、湖周組合側の強硬な手段を用いずにここまできたことについて、一定の評価をしなければならないと思います。眠れない夜もあったと、今なお心身ともに労苦を背負われている期成同盟会の林会長を先頭に、粘り強い地道な取り組みには感謝申し上げます。一方で平成29年7月3日の期成同盟会との懇談の際に、諏訪市の金子市長が「住民の理解が得られなければ進められないと思う」と発言され、それを守られていたことも大きな要因であり、さらには2代にわたる辰野町の町長も地元住民とともに、建設反対の姿勢を明らかにしてきたことが大きな力になっていると思います。そこで5年目に入ったわけですが、改めて武居町長として今日の状況をどのように捉えておられるのか、この問題に関する基本的な考え方、つまり町長が反対している根拠は何なのか、地元住民が反対しているからなのか、それとも町の豊かな水源や自然環境が侵されようとしているからなのか、その基本的な考え方をお答えください。

○町長

はい。毎回答弁に盛り込んでおります「辰野町は期成同盟会と同一歩調でこの問題に取り組んでいきます」この言葉の意味は、板沢地区への最終処分場建設問題のすべてを網羅するもので、地域住民の支援だけあるいは自然環境の保護を最優先に考えるのみといったような、狭い考えで発信しているものではございません。やはり辰野町にとって大切なものを守る、これに尽きると思っております。以上です。

○向山（2番）

今、町長のあるいは辰野町の基本的な考え方を明らかにしていただきました。これはですね、これからあとにもつながりますけれども、物事を見るうえでの2つの軸、つまり水平軸と垂直軸にとって重要な意味があると考えます。狭い考えでなくて2つの地元住民ということと町の豊かな自然を守るということでもありますけれども、水平軸というのはですね今この時点において進んでいる同様の事案に対する町の共通する姿勢を、内外に明らかにするということであると考えますし、垂直軸とは将来に

起こりうる同様の事案に対して、歴史的に町の判断基準を示しておくということであると考へます。この両方の意味において、また町民の皆さんのなかにある「どうなつてしまったんだ」という今もよく聞かれる、こういう心配や不安の声これに答へるためにも、この間の経過などを議会の場だけでなく広報などを通じて町民の皆さんへきちんと伝えていく、明らかにしていくということが重要であると考へます。このことについて前回は質問しましたが改めて答弁を求めます。

○住民税務課長

具体的な業務に話が及んでまいりましたので、私のほうから議員のご質問にお答へしたいと思ひます。湖周行政事務組合は5年越しとなる板沢地区の現地調査に大きな期待を持っているはずで、膠着状態を何とか打破したい、そのためには期成同盟会の意向に沿つた現地調査の要望を聞き入れていただきました。今年度主となる調査は終了いたしました、今後も信州大学の赤羽教授からアドバイスをいただきながら、今回調査で得られたデータの解析等を見守る予定でおります。住民への周知は解析結果の報告とその後の対応についてのタイミングでと考へております。現在調査データの解析にあたっては、請け負いましたコンサルによる解析が進められております。長野県環境部を含む3事業所による湖周最終処分場整備に伴う3者会へ、内容の共有化を約束いただいております。町も責任をもって期成同盟会への報告をしてまいりたいと思ひております。

○向山（2番）

町から積極的に主体的に情報発信をしていくという答弁ではなかつたというふうを受け止めております。また期成同盟会のなかでも検討をさしていただきたいと考へます。2番目の太陽光発電施設計画に関する質問に入ります。東日本大震災における東京電力福島第1原子力発電所の事故に象徴されるように、原子力発電に対する安全神話の崩壊と、更には新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症を引き起こしている要因とも指摘されている地球規模の気候変動、温暖化への対策、あるいは毎年繰り返される豪雨災害や台風の巨大化の原因、化石燃料等によるCO2の排出抑制、代替エネルギーの有効な発電設備として、更には耕作放棄地や遊休荒廃地の有効利用として太陽光発電が広く普及し今も町内の各地で計画が進められています。反面設置に伴う災害の誘発や景観、生活環境への影響などの不安も高まっています。つまり地球温暖化の防止や地域の環境保全のためにもなる太陽光発電設備が、一方では地域の環境

への負荷をも併せ持つというこのような状況の中で、町では再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例とその施行規則を制定し、太陽光発電施設の設置に関して許可制度を導入しました。そこでこの条例制定にあたっての町の基本的な姿勢、考え方は何か改めて示してください。

○住民税務課長

辰野町におけるSDGs 庁内推進指針によりますと、誰一人として取り残さない社会の実現それと持続可能なまちづくりを掲げ、これは町民にとって暮らしやすいまちづくりの実現であると言っています。太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーは、これからの脱炭素社会に向けた有効な代替エネルギーであるとともに、人口減少や農業経営のなり手不足による耕作放棄地や遊休荒廃地の有効利用にも大きく寄与するものと考えております。一方で近年増加しています水害などの自然災害や景観、生活環境への影響に対する不安が高まっていることも事実です。この条例は再生可能エネルギー発電施設が景観や自然環境と調和し、適正に設置、維持管理されることによって安全で安心な生活を確保できるよう制定をしたものでございます。

○向山（2番）

わが国においては経済活動の自由が憲法で保障されています。そして経済が動けば町も潤い個人の生活も向上します。また私有財産としての土地の利用や処分も個人の権利として保障されています。一方でこれらの経済活動の自由や財産権については、憲法の中でも特に第22条、第29条において、公共の福祉に適合することが求められています。一般の基本的な国民の基本的権利の中で、公共の福祉が二重にかぶせられているということでもあります。したがって町も町土、町の国土これを守り町民のために環境、景観を守り災害を防ぐという視点から、太陽光発電事業に対して制限を加えることにしたものと理解しています。このように考えると太陽光発電施設の設置に関して町が許可をするということは、単に町が事業者と地権者や地域住民の間に入って、中立的に判断するということとは意味合いが異なるのではないかと思いますが見解をお聞きします。

○住民税務課長

議員が申されました経済活動の自由を考えれば、町内外の事業者を問わずその特定の地域によって事業を行うことは自由であると思います。これを妨げることはできません。しかしその事業に対して地域住民の皆さんが不安を抱いている場合、その原因

に対し情報提供や解決方法を共に考えていく必要はあると考えています。町がおかれている立場は基本的には中立であると考えておりますが、地域住民の皆さんの不安解消のための情報提供などは密に行ってまいりたいと思っております。

○向山（2番）

議会における町の答弁としてはそういうことであろうかと思えます。今私が問題にしようっていうかですね提起をしようと思っているのは、先ほどの最終処分場建設問題で指摘したところでありましてけれども、同様の事案に関して水平軸で展開するということでもあります。地域住民の不安に向き合うということは、そのことを通して辰野町の国土を守り、町民の公共の福祉に資するということで板沢の問題と共通の課題であると考えます。そのような考え方、視点を押さえた上で質問を続けてまいります。一般的に大規模な土地の区画形質の変更を伴う行為に対しては、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要とされ、許可権者である県においてさまざまな観点から審査が行われることになってはいますが、太陽光発電については開発行為ではないとされている理由についてお答えください。

○まちづくり政策課長

都市計画法及び建築基準法における太陽光発電システムの取り扱いは、国土交通省によれば、土地に自立して設置をする太陽光発電については、建築基準法に規定する建築物に該当しないものとするというふうに規定をされております。従いまして太陽光発電システムは建築物に該当しないため、基本的に開発行為や建築確認申請は行わなくても良いということになります。ただし3,000平方メートル以上を超える整地を伴う太陽光発電施設につきましては、土地の区画形質の変更に該当するため開発許可申請を行う必要があります。以上です。

○向山（2番）

建築物でないから開発行為にはあたらないという国の制度設計には少し疑問がありますが、いずれにしても大規模な土地の形状変更に対して、開発行為であれば県がさまざまな観点から審査を行うところを、太陽光発電では町が判断していかなければならない、町にそれだけのノウハウ、人材が確保されているのかという点が大きな課題になってきます。そこでまず町が規制をかけている事業規模や事業者の把握についてです。経済産業省、資源エネルギー庁は発電出力50キロワット未満の小規模発電施設に対して認定要件を強化しました。50キロワット以上の場合高压発電に分類され、

変圧器、キュービクルの設置、作業従事者の資格や設備管理者の資格が厳しく定められており、その適用が緩やかな50キロワット未満の施設に分割して申請をし、経費や安全管理の負担を免れようとする案件が全国的に続出し、災害による事故や住民とのトラブルにつながっていることからこのような分割案件を問題視し、実質的な事業者などがどうなっているのかに基づいて審査することになりました。しかしこれは原則として令和2年4月以降に国が認定するものに対してで、それ以前のものに対しては対象外となっています。それに対して辰野町では条例第2条第4号で実質的に同一と認められる事業者、実質的に同一と認められる複数の事業区域と定めており、4月以前に国が認定したものに対しても町では実態にあわせて審査対象としています。分割案件に関しては転売されやすく、その後の管理責任を負うことが難しい、このことは大きな課題として残っています。しかし国の審査対象にならないケースに対して町が関与をしていく、これは大変評価すべきポイントであると考えます。そこで条例第9条の環境審議会の意見を聞くことが求められている案件、つまり事業区域面積5,000平米以上に関して現在計画として相談があるものや、申請が出されているものは何件あるのか、その事業計画に対する住民の反応、審議会の意見はどのようなものかお答えください。

○住民税務課長

現在、辰野町環境審議会に諮問された案件は2件でございます。1件目は主に山林や原野、一部農地に予定されているもので49.5キロワットの低圧発電を13区画、合計で643.5キロワット、事業面積は約23,000平米の案件でございます。現在地元の耕地や区と協議中であり賛否が二転三転し結論には至っておりません。審議会への諮問では、雨水排水対策、撤去費用の見積もり、事業区域周辺での伐採による保水対策などの意見が出されております。出されました意見は事業者に伝え計画の見直しを行っております。この内容につきましては地元区にも随時情報提供を行っているところでございます。2件目も地目は山林と農地に499.9キロワットこちらは高圧発電で事業面積は約16,000平米の案件でございます。地元説明会も開催され関係区からの合意も得ております。環境審議会におきましては排水浸透率に関する意見が出され、資料の追加資料を待っている段階でございます。

○向山（2番）

審議会の役割は大きなものがあると考えます。しかし問題が複雑化、専門化する場

合通常の審議会の委員だけでは期待に応える審議は難しく、過重な負担になってしま
うのではないかと危惧します。今審議会ですまざまな意見も出されているということ
でありますから、それは了としたいと思いますが、町長が許可をするか否かの判断を
するうえで、審議会の意見はどの程度の重きを持つのか、また専門的な知見が必要な
場合、環境基本条例第23条第3項の特別委員の任命による審査を行うべきと考えま
すが所見をお聞きします。

○住民税務課長

辰野町環境審議会の委員は現在、文化財保護、農業委員、建設業協会、衛生自治連
合会、女性団体連絡協議会、消費者の会、また議会からも委員に加わっていただき、
あらゆる分野の知識経験者の方々に構成され、それぞれの専門的立場から貴重なご意
見をいただいているところでございます。審議会から出していただきました意見は、町
が許可決定をする際の重要な指標となっております。議員が指摘されますように今後
問題が複雑化、専門化していくことは容易に考えられます。環境基本条例では審議に
関し必要と認める場合に特別委員を任命できるとされておりまして、必要に応じてそ
のような制度を利用しつつ町としても専門的な知識を蓄積しながら対応してまいり
たいと考えております。

○向山（2番）

先ほど事例が報告されましたけれども、その中のひとつに該当するかと思いますが、
小野中村地籍で進められている計画については、最近地元の皆さんが行った学習会で
は予定地域に断層があること、またトレンチによる排水計画では計画水量が10年に1
度の確率で計算されており、今日の異常気象の実情に合わない等の指摘があったと聞
いています。これらの新たな問題についてどう対応するのか、環境審議会でも再度審議
するのか、町として他の方法で検証していくのか考えをお聞きします。

○住民税務課長

当初におきまして出されておりました計画では、雨水排水対策は浸透枘の中央にトレ
ンチ管を敷設するという方式でありました。環境審議会に諮問した結果、想定雨量の
資料と排水図面等から判断すると、この雨水排水計画では不十分であるという意見を
いただきました。改善策を事業者に伝えまして雨水排水処理計画の見直しが行われ、
再提出された内容で再度環境審議会に諮っております。このように不適切、不適格な
部分がある場合には複数回の審議会を開催することを想定しております。時には専門

的な方に特別委員に加わっていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○向山（２番）

環境審議会での審議が期待通りに進んでいるということについては、了としたいと思いますが今後さまざまな複雑なケースが出てくると思います。これは環境審議会の話しだけではなくてですね今回の学習会はたまたま地域の皆さんが自費で専門的な知見を有する方をお願いをして実現したものです。申請する業者は専門的な知見を有していますが、地元の皆さんはそのような知見を持っていませんしどんな問題があるのかさえ気がつかない場合も多いと思います。町がそういう視点についてアドバイスするあるいは疑問に答えるということ、場合によっては町も一緒に専門的知見を得て許可の判断の参考にするというようなことが必要であると考えます。板沢の最終処分場の問題でも同じようなことが進められているかと思います。条例第４条には土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長しまたは良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならないとの規定があります。地権者に対しても安全確保の努力が義務付けられていますが、地権者から相談があった場合どのように応えるのか、地元住民の不安に応えるのと同時に行政の助言やサポートが求められていると思いますが併せて所見を伺います。

○住民税務課長

条例では事業の計画内容を周辺住民及び関係区に対して説明会等を行うことと定めておりますが、議員ご指摘のとおり地元の皆さんには専門的な視点でご判断いただくことは難しいものと考えております。地元の皆さんが適切な判断ができますよう関係区を通じまして情報提供は行ってまいりたいと考えております。町としましても専門的な知識を蓄積し地元の皆さんに応えることができるように努めてまいりたいと思っております。また地権者から相談があった場合にも同様であると考えております。適切な情報提供を行い、それぞれの相談内容に即した対応を行ってまいりたいと考えております。

○向山（２番）

もとより辰野町における産業の振興は、私の取り組む重要な政策課題のひとつでもありますし、太陽光発電は原子力発電の代替エネルギーとして大いに普及するべきものと考えています。小野地区で学習会などを行っている皆さんも「太陽光発電そのも

のに反対しているわけではない」「景観・環境が破壊されたり災害が発生したりしたら困る」「今それがなくても将来災害や水質汚染などがあった場合、今の私たちの責任が問われる」「将来の世代に今のふるさとを残してあげたい」という思いを語っています。それはまさに板沢の問題に関する、辰野町側地元住民の思いとまったく共通のものであると思います。住民の思いにきちんと向き合うこと、そしてそれは辰野町の国土と住民の公共の福祉を守ることであることを再度申し上げておきたいと思います。また条例第7条第2項では事業区域が5,000平米以上の場合は、関係区合意を得なければならないとしていますが、関係区長は何をもって判断すればよいのか相当悩まれるのではないかと思います。17区の区長に対して丁寧な説明と認識の共有が必要であると指摘しておきたいと思います。3番目の生活困窮者への対応に関する質問に入ります。今日の情勢について多くを指摘する必要はないと思っています。たとえば相対的貧困率は16%前後、つまり6人から7人にひとりが相対的貧困状態にあるという状況でずっと推移しており、G7、7箇国中米国に次いで悪いということ、その相対的貧困家庭の子どもは相対的貧困に陥りやすいということ、負の連鎖スパイラルですね、先ほど津谷議員の中にもありましたヤングケアラーが、この相対的貧困に関わるとは申し上げませんが、このスパイラルに巻き込まれやすいのではないかと質疑を聞いておりました。教育への公的支出についてわが国は、OECD35箇国中最下位であることなど状況はまったく変わっていません。それに加えて現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う経済の低迷によって、低所得世帯や不安定雇用の人々により多くそのしわ寄せが行っています。また女性の自死率、自殺ですね自死率が急増し前年比80%増であることなども報道されています。路上生活を余儀なくされた女性が殴殺されるという痛ましい事件も起きています。この女性はですね終バスが出た2時頃に来て始発が来る5時前にはその場を離れていたと。しかもそのバス停のベンチというのはですね、真ん中に仕切りがあってですね体を横たえることができない、そういう構造になっているのにも関わらず、ここに避難せざるを得なかったということでございます。一般的に社会的弱者といわれている人々により大きな影響が出ていることは言うまでもありません。町でもさまざまな対策が取られていますし、今議会でも同僚議員からさまざまな視点から質問があります。その中で私はこのような生活困窮者の把握がどのように行われ、それがどのように支援に結び付いているのかという点に絞って質問します。まず生活困窮者の把握はどのように行われ

ているのか、どのような相談があるか、日常的に行われている取り組みと、現下の新型コロナウイルス感染症が広まっている中での取り組みについて答弁をお願いします。また町内保育園や小中学校ではどのように対応されているか答弁をお願いします。

○保健福祉課長

生活困窮者への対応についてその把握と対応についてお答え申し上げます。辰野町では生活困窮者の実態等を把握するための一斉調査等は行っておらず、具体的な人数や原因等の把握はしていないところでございます。生活困窮者自立支援法の中で生活困窮者支援を対象とする人の定義はありますけれども、具体的な要件等が明示されていないこともあって、本人や家族による役場への来庁や電話での相談を始め、関係機関からの情報提供により生活困窮状態にあることがわかるということが多いのが現状でございます。日常的な相談内容につきましては、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、生活保護を受けたいなどさまざま、ケースに応じて生活就労支援センター、まいさぼ上伊那ですとか福祉事務所等の関係機関につなげ、その後は何らかのサービスにつながるまで粘り強く支援しています。福祉、就労、税務、住宅等の関係部署が連携するために福祉事務所ごとに支援会議が設けられておりますが、信州パーソナルサポート事業このような事業で支援していくのもひとつの方法でございます。新型コロナウイルスの影響による相談につきましては、4月から5月にかけて派遣の終了ですとか急激な収入減少によるものが数件ありました。備蓄品の食糧支援をしたり、県社協また町の社協の特例貸付等の案内をしてまいりました。その後の支援につきましては日常の支援体制と同様でございます。

○教育長

はい。向山議員の質問にお答えしたいと思います。保育園、小中学校における生活困窮家庭の把握とその対応はということでございますけれども、町の教育委員会では5月の13日町校長会がございました。この席で非正規社員、派遣社員、外国籍児童生徒の保護者への配慮事項として新型コロナウイルス感染拡大に伴い、弱い立場の方が雇い止め、派遣切り等に遭う可能性があること、外国籍児童生徒の家庭も要注意、保護者から相談があった場合には丁寧に対応すること、そして教育委員会にも直ちに報告すること、そしていくつかの制度を活用する場合もあるというそんな指示をいたしました。その後相談が1件ございました。この今回のコロナ禍は言われるように、弱者ほど厳しい状況に追い込まれていくってことは推察できるわけですが、保育園

や小中学校において実際に調査をするだとか教育委員会で聞き取りをするってことはなかなか厳しい部分でございます。そこで保育園あるいは小中学校にお願いしているのは、例えば小中学校においては毎月の学年費とか給食費がきちっと月々引き落とされてるかどうかというようなこと、それから保育園においては汚れた服を毎日着ているとか、いつも同じような服を着ている、そういう子はいないかどうかっていうようなところから、間接的に推測をしているそんな状態でございます。そして何かあれば教育委員会に報告していただきたいと、実際には保護者からも相談がございました。直ちに対応させていただいて就学援助の申請をすすめ、実際にはそれを認めたという例もございました。いずれにしましても特に弱い立場にある外国籍の園児だとか児童生徒については、これからも注視していかなければならないと思っております。

○向山（2番）

生活困窮者をどのように把握し、支援に結び付けていくかということは本当に大変な課題であると思っております。保育園や学校の現場は、日常的に子どもたちを見ているわけですから、気付く機会も多いかなと思っておりますので、ぜひそのところを徹底をしていっていただきたいと考えてます。例えば11月には相次いでフードドライブ、フードバンクの取り組みが行われました。たつのライオンズクラブによるフードドライブは11月中旬に食品の提供を受け、町内の福祉施設や子どもカフェの運営団体へ送られたとのことでもあります。また社会福祉協議会のフードバンクは11月中旬から12月中旬まで食品提供を受け付け、すでに備蓄されていたものなどと合わせて配布を始めているということでもあります。フードドライブは届け先がはっきりしていますが、フードバンクはある意味不特定の方を対象としています。社協では生活支援の相談があった方や貸付を受けている方などへ連絡をしたり、直接届けたりしているようですがまだ相当量残っていると聞いています。これからまだ必要とされる方が出てくると思われる中で、備蓄としてしっかり確保していきたいとのことですから、引き続き食品の提供にそれぞれにご協力をお願いしたいところでもあります。しかし報道されているような世間一般の状況を見ると、本当に必要としている人のところへ届けきれているのだろうかと疑問がわいてきます。それは社協の皆さんの取り組みが足りないとかそういうことではありません。生活困窮者の把握は大変困難です。待っているだけでは支援の情報は届かない場合もあります。行政の持っている情報と社協をはじめとする社会福祉団体などが持っている情報を、どう共有するかというところにも課題があ

と思います。またどんな支援ができるのか一目でわかるような情報がいつでも届くようにしておくこと、目に飛び込んでくるようにしておくこと、広報や地元紙の活用はもとより今日的には SNS の活用も有効ではないかと思います。さらに人々が必ず立ち寄るスーパーやコンビニなどの店頭チラシを置かせてもらったり、併せてその店舗にポスターやのぼり旗の掲出をお願いしたりなど、行政や社協の支援の情報を一括して見える化することが重要であると考えます。また役場の保健福祉課の窓口相談にみえられた方に対して、貸付金は社協だからといってそちらへ行かせているようなケースはないでしょうか。移動も大変だというような場合には社協から職員に来てもらうとか、逆に社協まで送っていくとかの対応、ワンストップサービス提供が場合によっては必要ではないかと思います。町として顕在化していない、見えてこない生活困窮者とどう結び付けていくのかという視点から答弁を求めます。

○保健福祉課長

はい。先ほども申し上げましたが実際に生活困窮者であるかどうかについては、相談に応じたり情報提供されて始めてわかることが多いため、議員ご指摘のとおり見えてこない生活困窮者あるいはサービスにつながっていない方に対して、どのようにサービスにつなげていくかが大きな課題でありますし、困窮の理由が複雑にかみ合っているような場合には、限定した支援が大変難しいところでございます。今後はご提案いただきました SNS の活用や、人が立ち寄る場所へチラシを置いていただくなどにも取り組んでいきたいと考えております。また相談会のあり方についても一つの機会にいろいろな相談コーナーを設けて、ちょっとした困りごとにも対応でき誰でも参加しやすい相談会の開催も研究してみたいと考えております。今月の 16 日水曜日でございますが午後 1 時から 7 時の間、町民会館ホワイエにおいて外国人の方向けに相談会を開催いたしますが、これに合わせてフードバンクも行う予定です。外国人の方に限らず町内在住で食料等に困っている方にお米、缶詰、乾麺等の配布をしたいと考えております。またここに地球人ネットワーク in たつの、長野県多文化共生相談センターの相談員、伊那保健福祉事務所、辰野町社協の担当職員にもご協力いただいて各種の相談ができるコーナーを用意する予定でございます。なおこの案内チラシを幼稚園、小中学校を通じて各世帯に配布することを考えております。今回は行政主導の相談会になりますけれども、このような取り組みをきっかけに関係団体等と連携しながら、必要な方に必要なときにサービスが届けられるように、取り組んでまいりたいと

考えております。以上です。

○向山（2番）

これまで議論されてきましたやさしい日本語、わかりやすい日本語あるいは外国語にも対応したチラシが、間に合うものであればぜひお願いしたいというふうに思います。新型コロナウイルス感染症は第3波に入っていると言われていています。冬を迎え事態はさらに深刻さを増すのではないかと考えられます。食品だけでなく必要なときに必要な人に必要なだけ支援が届く体制が作られることが、早急に求められていることを指摘しておきたいとします。4番目の介護保険事業の展開については、午前中瀬戸議員の質問の中で尽くされているかなあというふうに思っておりますので省かさせていただきます。5番目の町内小中学校のあり方について時間の関係もございまして。2点用意をしておりましたが1点目川島小学校のあり方についての町長の考え方はいつ明らかにされるのか、これについては小澤議員がメインの質問にされているだろうと思いますので、私は視点だけちょっと指摘をしておきたいとします。3年間の猶予期間ということで取り組みをされてきたわけですが、この3年間の取り組みに対する評価とその検証誰が行うのか、その結果を受けて統合するのかしないのかの判断を行うということになると思いますが、その判断基準は何なのか、このことについては町長はきちんと説明をする必要があるだろうと、あり方検討委員の結論をある意味3年間棚上げしてきたわけですから、きちんとしたどういう結論であろうときちんとした説明責任を果たすべきであるということも指摘をしておきたいとします。併せて仮に合併をするというような場合には、相当の移行期間を設けなければいけないだろうと思います。保護者や子どもたち本人の不安を取り除くためにも相当の期間移行期間を設ける、その期間がどのくらい必要なのかというのは教育委員会部局ときちんとつめておくべきと考えます。そこで最後の質問になりますが町長は町内の小中学校のあり方として独自に辰野町の校舎併設型の小中一貫方式ということをして述べてこられました。本来これは川島小学校の存廃とは関わりなく、検討を深めてきているべき課題であったと思います。当然町長の一存で決められるものとは思いません。町長からの提案ですから、最低限総合教育会議に諮るべき課題と思いますが、本来ならば教育委員会サイドで検討を委ねたほうが良いのではないかと思います。教育委員会サイドに検討を委ねるとした場合でも、その検討結果を町長がどれだけ尊重するのかということが最初から問われると思います。あり方検討委員会の答申をある意味、先ほど申

し上げたように棚上げしたっていうことが1回あるわけですから、きちんこの今後のあり方の検討についての進め方っていうものを、明らかにする必要があると思います。これは単なる方法論ではなくてですね、町長と教育委員会の関係、辰野町の教育行政のあり方の根底に関わってくる課題であると考えます。どのように進めていく考えなのか答弁を求めます。

○町長

はい。ただいまの向山議員のご指摘は最もだと思っております。ともかくですね3年前に私が表明させていただいた点に関しまして言えば、まず川島小の存続か統廃合かそのうえで当時から私の中にあった町全体の学校教育のあり方ですね、本当に川島小だけの問題ではない、そういった事態が目の前に迫ってきている。そこらへんも含めて考え方を表明したというところでございます。ただいまのご発言の中でですね、ちょっとご理解いただいているかあれですけど、まずやはり私は存廃を考えたときにはまず今、そのときの当時の情勢なり地域の皆さんの思いが何かを察したときには、まだまだやれるところは十分あるのではないかと、まず存続をやはり前提に動いたわけでございます。そう考えると統廃合を前提にした移行期間、先ほどのご発言の中移行期間を考えるともう私の思考はマイナスのほうに走ってしまいますので、そういった考えも最もだと思っております、ただ私はあえてこれは私の性分です、一切マイナス的な考えは一切捨てて存続だけを考えて、地域の皆さんと一緒にこの3年間取り組んできたというところであります。さていつ表明するかはまた小澤議員の質問の中にもありましたので、またそのときにお答えさせていただきますが少なくともこれまでの取り組みを冷静に分析してですね単なる数字的なものではなくてやはりいろんな判断基準というものがあると思います。どっちにしろどのような影響が出てくるかあるいは今後どういったものが現象として現れてくるか、先ほどのご質問にもありましたけど誰もが想像しなかったこのコロナの中で、大きな価値観の大変換が起こってきておりますので、その中で都会から田舎の方への移住の動き等も含めてですね判断してまいりたいと考えてます。最後にあり方検討委員会の皆様方の提言もですね、決して私は棚上げっていう表現もちょっとニュアンス的にはちょっと違うと思っておりますが、あくまでも尊重しております。通常の世界の中で皆さんがご苦労されたご意見、提言は尊重しながら、それでも何か別の見方がないかという部分で私は勝負させていただいているつもりであります。以上です。

○議長

向山議員、時間です。

○向山（2番）

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席8番、池田睦雄議員。

【質問順位7番 議席8番 池田 睦雄 議員】

○池田（8番）

はい。本日は貴重な質問の時間を賜り大変ありがとうございます。本日の最終質問ということで大変お疲れのところ、もうしばらくでございますのでよろしくお願ひ申し上げます。さて新型コロナウイルス感染症の第3波と言われてますのが全国規模で第1波、第2波より多くなり、拡大傾向となってきました。マスク着用、三密回避等日常生活における自己防衛もすでに1年近く経過し、目に見えないウイルスとストレスと戦いながらの日常生活は限界に近づきつつあります。そんな中で安心が担保でき早く元気を取り戻せる環境にしたいと願っております。それでは通告に従い質問いたします。はじめに辰野町第五次総合計画の評価について伺います。平成23年度から10年計画の辰野町第五次総合計画も今年度で終結となり、来年度から10年間の第6次総合計画基本構想が本定例会で審議され引き継がれます。こういう中で武居町長は平成28年度に副町長として5年間の第五次総合計画後期基本計画立案に関わられました。本年度に町長としてその後期基本計画のまとめを行われます。まだ数箇月残っておりますが、辰野町第五次総合計画と同後期基本計画の総括を町長にお伺ひいたします。

○町長

はい。平成25年11月より前加島町長の下で副町長として、平成28年度から始まる第五次総合計画後期基本計画の策定に関わりました。平成29年の11月に町長に就任するにあたりまして、基本計画における4つの重点プロジェクトに加えて、地方創生関連事業と事前防災対策の推進を公約に掲げて全力で取り組んでまいった次第であります。まず人口減少対策、産業振興対策この項目につきましては北沢東地区の埋蔵文化財の現地調査作業が終わりまして企業誘致に向けた環境整備が一気に進むことになりました。移住定住施策においては空き家バンクの成約率も高く、物件の掘り

起こしが課題となっておりますが、関係人口という新たな言葉がここ数年でなじんできたとおり、辰野町と関わりたいという町外の若者たちの地域活動がだいぶ目にされるようになってきています。2点目、地域医療・福祉・介護対策につきましては、課題となっております辰野病院の経営健全化については、漆原院長の下外部人材の院長補佐兼経営企画幹として打越勝利氏を迎えて一丸となって取り組んでいただいているところであります。一方で辰野版の地域包括ケアシステムの構築については、大きな課題と捉えて現在その構築を急いでいるところであります。3点目、道路対策につきましては、懸案でありました国道153号線宮所地区の歩道拡幅及び小横川橋の架け替え工事が令和元年度に採択となりました。また今年度長野県のご理解を得まして両小野バイパス建設のための調査費も決まりました。地元区やPTAからの長年要望のありました、主要地方道伊那辰野停車場線の樋口矢の坂の東側歩道拡幅工事も令和3年度には完成となります。またこの11月27日に開通しました県道与地辰野線の延伸によりまして、国道153号線の渋滞解消と周辺の新たな土地利用への期待も高まっております。あと辰野町全体の道路網計画の策定については、17区のワークショップを経て検討委員会を立ち上げ早期の策定を目指しているところであります。4点目、協働・住民力・地域力活用につきましては、人口減少が進み地域課題が顕在化、見える化することを前提として地域の力を維持するために17区の地域計画を定めて必要な支援策を講じてまいりました。5点目、地方創生関連事業の推進については、都市から地方に人口を還流させるさまざまな事業を行ってまいりましたが、その中で旧ウォーターパーク管理棟を再利用して、若者が集まる新たな拠点となるたつの未来館アラパとして再生、直営から指定管理への移行に向けて準備を進めております。6点目、事前防災対策の推進については、住民参加型の防災マップの作成、また辰野町オリジナルの非常用持ち出し品セット3,000セットのあっせん販売に取り組みました。以上一定の達成を見たものもございます。また一方では緒には就いたですけれどもこれから本格的に取り組んでいかなければならないものもございます。平成から令和へと時代が変わり、少子高齢化の進展とともに人々の価値観等も大きく変化する時代にあるとの認識でありましたが、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威にさらされている現在、町民の生命を守るという最優先課題に直面するうちにおいては、政策もコロナ対策を優先することになり、第五次総合計画の最終年次ではありますが、軌道修正を余儀なくされている施策も多くなってきたというのが率直な感想であります。従い

ましてこれまでの4年間の取り組みを行政としてしっかりと評価検証すると共に、町民の皆様にも評価をいただく中で、第6次総合計画の政策につなげていきたいと考えているところであります。以上です。

○池田（8番）

はい、ありがとうございます。そういう面では一定の達成を見たということ、コロナという急激な変化が訪れたということに対して、再度見直しを含めて対応していかなくちゃいけないという現状認識、非常に理解できました。そういう中で目標と達成の評価についてももう少し伺っていきたいと思います。第五次総合計画の将来ビジョンに一大住居拠点都市構想として将来人口目標を今年度、令和2年度ですけれども住民基本台帳人口21,000人の維持を目指すとしました。そしてその後平成28年にその構想の中の第五次総合計画の後期基本計画で、残り5年間を見据え今年度の将来人口目標として4項目を見直せられたと思います。一つは総人口を18,861人、合計特殊出生率1.60、子育て世代の社会増減、転出超過36人、64歳以下の人口割合63.7%、これの達成状況と評価についてはいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

今具体的に4項目をあげていただきましたが、それらすべてが人口減少対策に対する人口の減少を緩やかにとどめるという政策に、つながっていくと理解をしております。従いまして私ども第五次の総合計画後期基本計画につきましては、全体の政策をトータルに見て評価検証をしていく取り組みを毎年行っておりましたので、その結果をまず評価の流れというかですね、そういった点についてご説明を申し上げたいと思うわけでございます。この総合計画全体の評価につきましては、町長を本部長とします辰野町行財政改革推進本部会における進捗管理を全般的な政策において行ってまいりまして、その結果を辰野町行財政改革推進委員会に提出して、ご意見をいただくという外部評価を加えるような形で毎年評価検証をしてきております。今年度からは条例を改正しまして辰野町基本構想審議会において、同様の進行管理と施策の効果検証を行いました。その進捗管理がですね有効性、効率性、経済性の3点の視点で性質別に評価をしたわけでございますが、現時点での最新の評価は令和元年度の評価ということで、A評価が前年度より5ポイント多くなりまして32%でございます。そのような形で最終年次は来年の評価になるわけですが、前年度評価に比べてA評価が多くなってきたということでございます。従いまして議員の方で4項目ということ

具体的にあげられましたけれども、全般的な評価の取り組みの中でご説明をするわけですが、特に評価が高いものがやはり将来目標の5番目に掲げました、明日を担う人材と文化を育むまちということで、総合的な子育て支援に学校教育の充実、生涯学習の推進などが高い評価を得ておりますので、こういった形が具体的な施策の評価というふうに考えております。以上でございます。

○池田（8番）

はい。私4項目これは後期基本計画の中に書いてある内容でして、今答弁いただきました総合評価というような考え方ということなんですけれども、こういう具体的な指標に対してまずチェックをしていく、要は達成できたかどうかっていったところから、次の計画を立ち上げていくというのが私は非常に大切だと思っております。そういう面で行財政審議会、ここで評価されるということ今伺ったのですけれども、よくPDCAのサイクルをまわせってということが言われます。Pというプランというのがいつも最初に出たがりくなるんですけども、やはりCのチェック要は現状把握しながらそこに向かって次の政策を立ち上げてく、私はここが非常に大切だと思います。そのためにはある種自己評価だけではなくて、今言われましたが外部の審議含めてですね、そこで厳しい目を見ていただいて真摯に向かい合って、次の政策に立ち上げていくという、そういうスタイルをさらに徹底していただきたいと、これはお願いですけどもそういうふうに思っております。今年度で終了する第五次総合計画後期基本計画の結果、今言われましたけれども、どのように町民に共有されていかれるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

まず町民の皆様への評価結果の周知手段につきましては、辰野町基本構想審議会における効果検証を経て、町のホームページでその結果を公表させていただいております。また本来であれば17区の地域計画策定のための住民ワークショップの折に、これまでの振り返りの説明もできたわけではございますが、新型コロナの影響下で延期となりました。今後第五次総合計画の評価のために住民説明会を改めて開催することはいたしませんけれども、地域住民の事業評価の反映につきましては、昨年12月に行いました18歳以上、2,000人を対象とした住民アンケート、これは第五次総合計画の評価手段として有効に活用し、またその結果はホームページで公表をしているところでございます。現在策定中の第6総合計画への反映、これにつきましてはこういった住民アンケートの結果それを踏まえた理事者ヒアリング、平成28年度から毎年行

ってまいりました、先ほどご説明しました政策の進捗管理を踏まえて、事業の継続・縮小あるいは統合、廃止こういった判断を加えつつ、また新たな事業の頭だしそういったものを踏まえまして、第6次の総合計画前期基本計画に反映するため現在庁内の課長補佐・係長を中心とする策定委員会の作業を進めているところでございます。また第五次総合計画後期基本計画の実施期間五年間の実施状況の概要につきましては、期間満了の翌年であります来年令和3年9月議会に報告すると共に町ホームページにおいて公表をしてまいります。以上です。

○池田（8番）

はい。ホームページをメインにという周知ということですが、なかなかホームページ見られない方もかなりいらっしゃいます。そういうことも鑑みてホームページだけではなくて、当然区のほうの展開もされると思いますが、町民に向かってのやはり何か冊子かですねちゃんと残せるもの、要はそういう評価できるもの確認できるものをですね、ぜひ検討していただいて全町民が今までやってきたことに感じ、次の6次に向かって全員で立ち向かう計画を実施していかなければいけないんですけども、町民の協力ができないと思いますのでそういうことをちょっと徹底していただきたいなというふうに思います。次に第五次総合計画後期基本計画の重点プロジェクト4の中に、協同・住民力・地域力・活力プロジェクトで自助・互助・公助の考えのもと、地域住民の住民力や地域力を最大限に活かすとありました。自助・互助・公助でどのようなことが実現されたでしょうか。簡単な例があれば教えてください。

○まちづくり政策課長

自助・互助・公助、共助の考え方につきましては、議員ご案内のとおり第五次総合計画後期基本計画においては、4つの重点プロジェクトのひとつとして位置づけて推進してまいりました。防災・高齢化・環境問題などさまざまな地域課題に向けて町民が相互に、または町民と行政が理解と信頼のもとに対等な関係で協働しながら、総合的に地域力となる仕組みづくりに取り組んでまいりました。17区で過去3回のよりあい会議を経て作られた地域計画は、地域ごとに住民自らが地域の将来像を描きその実現に向かって取り組む、持続可能な地域づくりの拠り所となることを目指しております。町としては協働のまちづくり支援金やよりあい事業補助金などを通じまして、地域住民の主体性を引き出すそういった支援を継続してまいりました。一例を申し上げますと安全安心な地域づくりを進めるために沢底の山寺喜成先生の指導の下で、専門

コンサルタントと地域住民が一体となって策定を進めてきた住民参加型防災マップは、他の市町村にはない辰野町の独自の防衛力強化の取り組みとなっていると思っております。急激な少子高齢化の進行と価値観の変化によりまして、自助・互助の主体の力が弱まり、これまでの活動を継続できない事例も出てまいりました。消防団や奉仕団、交通安全協会など歴史を重ねてきた既存組織の活動も大きく変化しています。一方で新たな価値観と共に地域づくりに主体的に取り組む活動も現れてきております。下辰野商店街で行われたトビチマーケットの取り組みですとか、地球人ネットワーク in たつのが行う外国人支援活動など、こういった新しい取り組み、こういった新しい変化を踏まえつつ次期第6次総合計画の策定と推進に取り組んでいかなければならないものと考えています。以上です。

○池田（8番）

はい。今お話いただいたその自助・互助・公助の活動または成果っていうのは、紹介いただいた内容かと思うんですけども、私が心配するのに新しい動きってのは感じております。ただこれからの高齢化時代を迎えるにあたり例えば現在の自助・公助で行っている地域の草刈り、雑木伐採、井筋水路の管理、森林管理等負荷のかかる作業がなかなかできなくなるというふうに予測されます。そのため公助の仕事量が増えて役割も変わってくると考えております。時代の変化に合わせた自助・互助・公助、これを今から町民と一緒にになって役割分担、またはそういった準備を始めてはいかかかと思うんですけどもどうでしょうか。

○まちづくり政策課長

先ほどご案内申し上げました地域計画でございますけれども、地域の課題をまず地域住民の力でですねどのようにこの未来に向けて改革していくのか、この大きなテーマをさらに進めるために第6次の総合計画におきましても、現在の地域計画を見直すというよりもですね、検証して住民の皆様役割それから行政、主に支援とする行政の役割こういったものが記載されている地域計画を、実効性のあるものにですねもう一度住民ワークショップを通じて、住民の皆様と行政とが一緒になって検討していく機会を、コロナ禍ではございますが始めてまいりたいと考えております。今月も区長会があるわけですが、区長会の中でもこの進め方についてご意見を賜りたいと存じておりますけれども、人口規模の小さい区からできるだけ早くに進めてまいりたいと考えております。以上です。

○池田（8番）

はい。ぜひ高齢化はこれはもう通っていかねばいけない状況にありますので、そういう面では区長会等でですねぜひつめていただいていたことを要望したいと思います。次に平出保育園の移転について伺います。先ほど山寺議員の質問にもありましたので、できるだけ重複するところは避けたいとは思いますが、今一度伺います。昨年3月に平出区から平出保育園の移転に関する要望が出されました。今現在1年半以上経過しておりますがその進捗は先ほど概要は伺いましたが、そのストーリーとゴールこういったところはどうにお考えいただいているかを伺いたいと思います。

○生涯学習課長

はい。先ほども山寺町議さんにお答えしましたが、現在町内の保育園全体の適正配置・規模・あり方、まず検討しまして、個別施設計画の作成を行っている状況でございます。またそれに平行しましてですね従来になかった視点で平出保育園をモデルとした、未来に向けた新しい保育・教育のあり方を検討し、基本構想を作成しているところでございます。平出保育園の区内の公共施設への併設はまた一つの案でございます。教育委員会としましても早期に再整備されることを望んでいるわけですが、先ほど教育長も申しましたが、当初は令和3年度に実施していく予定でございますが、このコロナ禍財政難というか財政状況を確認しながらですね、また要望していきたいと思っております。なお区からの要望の中でですね、発達障害児等の保育の充実についてということでございますが、これにつきましてはすでに支援できる体制を、今現在保育園で行っておりますのでよろしく願いいたします。

○池田（8番）

はい。今保育園の個別施設計画の策定にかかる、町民アンケート調査っていうのは今されてるということです。目的は先ほども伺いましたけれども、このアンケートの内容を拝見いたしますと、まず平出保育園以外の保護者の方にも平出保育園の移転を例にモデルというお話はありました。このアンケートのモデルとは書いてないんですよ。なくて保育園と小学校の複合化・保小連携による再整備方法の是非、これを問うアンケートとなっております。保育園移転を町全体の問題として取り上げることは、非常に重要だと私は認識しておりますけれども、保育園以外からこの東小学校と複合化・保小連携に反対というようなこのアンケートの結果が出た場合、平出保育園の移

転ってのはどのようにになりますでしょうか。

○生涯学習課長

はい。今ですね、池田町議さんの言われたとおりアンケートの中にはですね、移転して建て替えと、そしてまた隣接保育園との統合、そしてまた隣接小学校との複合化等再整備についてというような項目でアンケートを出してございます。まだ集計途中でございますのでどうなるかっていうことでございますが、平出保育園の今現状を見ますと、再整備はしなければいけない状況にはなっております。ですからアンケートの結果というか、平出保育園をとにかくどのように整備したらいいかという意味でのアンケートでございますので、今のところその結果が逆転するというようなことは考えてはいないところでございますが、整備ありきのアンケートと思っております。

○教育長

はい。今の課長の答弁にちょっと補足させていただきますけれど、これ町内の子育て真っ最中の保護者の皆さんの意見をお聞きをしたいということでとらせていただいたわけですが、これ結果をどういうふうにまとめるかっていうのは大きな問題になってまいります。ただ全町的にまとめて賛成・反対だからこうしようというふうには考えていなくて、これ集計の段階でもクロス集計をしている、例えば竜東地区の皆さんはこう考えてる、あるいは西小学校区っていうんですかね竜西ってすか、こちら側のみなさんはこう考えてるっていうような、クロス集計とか地域別とかそういうようなさまざまな集計の仕方をして整理をしていくっていうように考えております。だから全町的に一律にその賛成が多かった反対が多かったとか、この一案が良かった二案が多かった三案が多かった、こういう集計の仕方は考えておりません。

○池田（8番）

はい。そういう地域でのまとめ方というので理解いたしました。ただですねこの区からの要望がすでにもう2年近くになろうとしています。この要望は安全と防災の観点からも出されているということは認識いただいていると思います。そういう面ではやっぱスピードが大切ではないかというふうに私は感じるわけです。平出区要望の東小学校と複合化・保小連携のモデルということで位置づけられるとするのであれば、これは基本的には移転をするということをお約束していただくことはできますでしょうか。

○教育長

はい。実は今議員が言われるようにスピード感をもってというお話がございましたけれど、先ほどのね山寺議員の質問にも答えさせていただきましたけれど、平出保育園の現状を考えれば時間をかけてゆっくり検討っていう、そんな余裕はないんだろうなと思っているわけですが、昨年度までは平出保育園あり方検討委員会っていうのを、平出区と教育委員会とでこう作らせていただいて会議を持っていたわけですが、実はこの今年度に入ってコロナで1回もそれができていないということで、区とのその公なその協議の場ってのは今できていない状態なんですけどもね、このアンケートが終わった段階で年が明けた段階で、また区とも情報を共有していかなければいけないんだろうなと思っています。いずれにしても現地にあのままってわけにはいかないとそこだけははっきりさせておきたいと思います。以上です。

○池田（8番）

はい。コロナということでどうしても後ろ向きなんです、話になりつつありますがしかしコロナがなくてもあってもですね、やはり財政的な話は常にでできます。ということで私が要望したいのは先ほど申しましたけれども、やっぱり平出保育園を一つのモデルにして進めるよというこういった強いメッセージをですね、ぜひ町民にだしていただきたいとこれを切に要望したいと思います。アンケートが出るまで待つじゃなくて、アンケートはあくまでも地域との他の地域との関連を見るだけの話ですので、平出保育園だけの単独のことを考えるともうすでに話は進んでなければいけないんじゃないかということを思いますので、ぜひ移転までのですねストーリーとかそういう町民へのフィードバックをですね、ぜひしていきたいということを要望いたします。次に荒神山スポーツ公園について伺います。先ほどからでていますコロナ禍ということなんですけれども、コロナ禍で三密となりやすいと思われる未来館アラパの施設の利用状況についてです。アラパの利用制限それからマスク着用やロッカーの利用、コロナの発生しやすいところというようなことで言われているところなんですけれども、この辺の利用状況等はどのようになっていますでしょうか。

○生涯学習課長

はい。それではアラパの関係でございますが、1階2階のトレーニングジムまたスタジオ、ボルダリングの森コーナーでございますが、各10名までの制限させていただいております。またボルダリングの谷のところでございますが、そちらについては5名そして更衣室については3名というような形の制限をさせていただいてご利用いた

だいております。また入館時にはですね特別な事情ない限りマスクの着用をお願いしております。運動時は熱中症ですとか呼吸困難等の危険が伴うことがございますので、外しても構わないような形で対応させていただいております。またマスク持ってきていない方につきましては、アラパで用意してあるものを配付して着用していただくような形でございます。なお更衣室のロッカーにつきましても、先ほど言いましたように更衣室の入室制限により対応している状況でございます。

○池田（8番）

はい。コロナ対策としてやっていただいているということは理解できました。その中で外気を導入するということは大切なことだと思います。施設換気というのは重要ですので、ただこの冬場に向かっての換気これはどのようにお考えでしょうか。

○生涯学習課長

はい。24時間ですね換気扇を使用したりとか、また加えてですね窓の数がかなり複数ございますので、何箇所か窓を開けたままにしている状況でございます。

○池田（8番）

窓を開けて利用いただいているということですね。それでは受付のところで検温されているということなのですが、37.5度以上の発熱でその受付のところで37度以上となった方、発熱外来者、外来の方ってのはありましたでしょうか。

○生涯学習課長

はい。夏場ですね8月の昼間に1名おいででした。そのときは当然暑かったということでございますけれども、体温計の誤差かもしれませんけれども念のためですね、そのままお帰りいただいたというような事例がございました。

○池田（8番）

はい。私コロナこれだけいろいろ1波2波見ていく中で、かなりいろいろなところを学習しているかと思えます。そういう中でやはり今のアラパにおいては、アラパだけとは言えないと思うんですけれども、検温だけの受付対応というのは限界があるのではないかなと、そういう面では日本フィットネス産業協会の感染拡大対応ガイドラインてのがありまして、そこには来館時にですね健康確認を取り入れております。該当者は入館をお断りするとこれは検温だけではなくて、例えば喉や咳等の痛み、風邪の症状はありませんか、だるさ息苦しさはありませんかとか、過去14日以内に政府から渡航制限がある国等へ渡航したことがありませんかとか、濃厚接触者と接触した

ことがありませんかとか、こういった内容をヒアリングするまたは確認を取るといったことが、このガイドラインにあります。こういったところのアラパにおいても検温だけではなくてですねそういう健康確認といったところも取り入れていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○生涯学習課長

はい。受付時にですね担当の者が声かけさせていただいて確認してるわけでございます。アラパに限らずですね他の体育施設等もチェック項目を書かせていただいて、そしてお使いいただいている経緯がございますので、今後も検温また手指消毒等を徹底してですね、やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○池田（8番）

その学習した内容ではですねコロナ陽性者の中には、無症状の方がいらっしゃるとか感染経路不明の方が約半数いらっしゃる、こういった報告があります。アラパ利用者の方に濃厚接触の疑いが出た場合の対処方法というのも危機管理面から十分考えられていると思いますが、コロナ感染症の拡大傾向を鑑み今一度アラパの感染防止対策の再チェックを要望いたします。次に施設利用の繁忙期の駐車場対策について伺います。特に利用者が多くなる夏場ですけれども野球場とほたるドーム、体育館、マレットゴルフ場、陸上競技場ここが駐車場かなり共有化することになります。特に大会とかイベントを同時に企画した場合は、駐車スペースが足りないということが散見されます。駐車場不足は懸案事項となっていると思いますが対策は考えていらっしゃいますか。

○生涯学習課長

はい。野球場とですねほたるドームにつきましては、収容台数が武道館のところも含めまして206台でございます。また体育館、マレットゴルフ場、陸上競技場につきましては体育館の下だけですと52台しか止められませんので、下のテニスコートまたアラパの駐車場を加えて294台でございます。いずれにしましても現在駐車スペースはそれしかございませんので、その中で融通していただく形になるかと思っております。毎年2月ごろにですね開催します調整会議というような形で各大会等ですね予約とか申し合わせをしております。重複しないように事前に調整をしている会議でございますが、やはり重複するときもございます。そんなような時にはですね、毎月月初めには荒神山の職員の打ち合わせ会を行っております、それぞれイベント等の確

認の実施を行っております。イベント、施設を利用するにあたってはですね最終的には主催者側が申し込みに入金に來ますので、そのときには当然また重複していますというようなこともお話しますし、今現在はですね駐車場が少ないもんですからできるだけ乗り合いをお願いしますですとか、また大会関係者も選手、役員というような形でできるだけ絞っていただいております。以上でございます。

○池田（8番）

駐車場についてはですね、そういう事前の確認を取りながらやっていただくというのをぜひ徹底していただいて、いろんな面でのトラブルがないようにしていただきたいということを要望いたします。次に老朽化しています武道館がありますが、今後どのようにっていくでしょうか。

○生涯学習課長

はい。武道館につきましては平成28年11月に策定されました辰野町公共施設等総合管理計画で築44年が経過し老朽化、破損等が著しく耐震診断も未対応の施設でございますということです。主にですね剣道、空手、太鼓の皆さんが使用しております、その当時は利用が低迷して固定化しており、また弓道場につきましては利用者が激減していることで、両施設とも今後の需要拡大が見込めないことから、他施設との統廃合を検討する必要があるということになっておりました。ところがですね平成28年に比べまして平成31年度の利用者でございますが、武道館につきましては1,051人の増、また弓道場につきましては345人の増ということで利用者が増えてきております。そんなようなことがございまして、今後はですねまたコロナを出してはいけませんけれども、コロナ禍の厳しい財政状況でございますので、推移を見ながらですね検討をまたしていきたいなあと考えております。以上でございます。

○池田（8番）

はい。そういう老朽化施設が今後どういうふうになるかってことは、非常に気になるところでございます。やはりスポーツがする場ってのが荒神山に集中して、非常に大きなメリットだと私は感じておりますが、そういう中でどのような施設どのような統廃合をしていくか非常に大切なテーマだと思いますので、ぜひスピード感をもってですね進めていただければありがたいなということを思います。最後の質問となります。10月初めに荒神山パークセンターふれあい前の道路脇で、マリーゴールドの花を

こつこつ手入れされている管理人の方がいらっしゃいましたので声をかけました。すると「植木の間が空いていたので荒神山公園を利用される方々に花を見ていただきたくて」との話でした。私は非常に小さな心遣いですが、心温まる光景かなというふうに感じました。今のコロナ禍で体育施設の入り口のスペースだけでも草花を移植して、荒神山全体ということではなくて、利用者の癒しや和みの場を創出する取り組みは必要ではないかというふうに考えております。副町長は草花が非常にお好きということを知っていますのでちょっとご意見を伺いたいと思います。

○副町長

はい、すいません。

○議長

副町長。

○副町長

すいません、このごろ指名されるパターンが多いものですから、ついそのまま立ってしまいましたけど失礼いたしました。そうですね、私もその光景を見てますし、施設の周りにですねきれいな花々、またいろんな団体さんがですね、あそこの荒神山には植樹をしていただいております。ただいつも思うんですけど、これ管理していくのがやっぱ大変だなと、ちゃんと植えたらですね植えたなりにしっかりとあとも見てあげないといけないのかなとも感じておりますので、本当にこういう温かい気持ちでもって植えていただいている方を大切にしながらですね、管理もボランティア等をお願いしていただければと思っております。特にロータリークラブでしたっけね、福寿草が今荒神山のたつの海の周りにきれいに咲いておりまして、春なんか本当にこの彩りを添えましていいなと思ってるところでありますので、そんな花々がいっぱい植えていただければありがたいなと思ってるところであります。すいません、以上でありますけれども。

○議長

池田議員、まとめてください。

○池田（8番）

はい。そういう花に包まれた公園というのも非常に魅力的かなというふうに思います。植える人も管理する人もこのコロナ禍の中で塞ぎがちになるところを、もう少し前向きに前向きに行動できるまたは関係をつくっていく、これも町として非常に大切

なことだと私は思いますので、大きなことをやる前に小さなことからコツコツやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ強くこれは要望したいと思いますので副町長率先してやってください。よろしく願いいたします。時間がまいりました。以上で終了いたします。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦勞様でした。

9. 延会の時期

12月8日 午後4時44分 延会

令和2年第8回辰野町議会定例会会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和2年12月9日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉澤光雄 | 2番 | 向山光 |
| 3番 | 瀬戸純 | 4番 | 舟橋秀仁 |
| 5番 | 松澤千代子 | 6番 | 山寺はる美 |
| 7番 | 樋口博美 | 8番 | 池田睦雄 |
| 9番 | 津谷彰 | 10番 | 矢ヶ崎紀男 |
| 11番 | 小澤睦美 | 12番 | 岩田清 |

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	竹村智博
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
生涯学習課長	西原功	辰野病院事務長	今福孝枝

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係長 田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第5番 松澤千代子
議席第6番 山寺はる美

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、寒い中早朝から大変ありがとうございます

ございます。定足数に達しておりますので、第8回定例会第9日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出であります。菅沼こども課長から欠席届が出ておりますので報告いたします。ここで昨日の池田議員の一般質問の答弁で修正事項がありますのでお聞き取りください。

○副町長

はい。昨日の質問順位7番、池田議員の質問の荒神山スポーツ公園についての中の、施設の周りに草花を移植し和みの場創出の取り組みはできないか、の私の答弁の中に誤りがありましたのでここに訂正しお詫び申し上げます。私の答弁の中でたつの海の周辺に福寿草を植えていただき管理している団体を、ロータリークラブの皆さんと申し上げましたが、正しくは辰野ライオンズクラブの皆様でした。長年にわたり環境美化のためご尽力をいただいている団体を間違えた失礼をお許しいただき、心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。なおロータリークラブの皆様におかれましても、公園内にサクラやハナモモを植樹いただきまして荒神山スポーツ公園の緑化にご尽力いただいておりますこと、この場をかりてお礼申し上げます。まことにありがとうございます。以上であります。

○議長

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席4番、舟橋秀仁議員。

【質問順位8番 議席4番 舟橋 秀仁 議員】

○舟橋（4番）

皆様おはようございます。事前の通告に従いまして本日は2つのテーマで質問をさせていただきます。まず1点目、自治体のデジタル化時代の到来についてです。この秋に菅新首相が就任されまして、その翌日にデジタル庁を開設するという発表をされました。就任直後に発表されたというところからしても、菅首相のですね肝いりの案件であるということが伺えると思います。その後ですねいろいろ報道で情報流れておりますけれども、おそらく来年の秋9月ごろを目処にデジタル庁の新設を創生されていらっしゃるようです。そのデジタル庁の長官はですね、どうやら民間人を登用するんじゃないかという話がありますけれども、それまでに向けていろいろと今準備が急ピッチで進められている、その陣頭指揮に立っているのが平井デジタル推進担当の大臣でいらっしゃいますね。それと相まって内閣はかなり変わりましたが、そ

の中のお一人で防衛大臣やられた河野大臣が今回行政改革の大臣に変わったと、このお二人によってですね今大きくその行政全体が変わろうとしていると。自治体の行政手続きがまだまだ住民にとってですね、利便性が上がっていないんじゃないかという声がありました。ただ実際には霞ヶ関を中心とするその国の仕組み自体が変わっていないと、自治体がそれに先行してですね進むにはいろいろと縛りもあったという現実を否めないかと思います。ただこのお二人がですね、今陣頭指揮をとって行政改革を河野大臣が推し進めて、それを平井大臣がデジタル化によって住民へのサービス向上させようということで、今動いているというのが大きな流れだと思います。平井大臣がですね今回就任されて、アイデアボックスってのを今な応募されてます。どなたでもですね、いろいろとこういような手続きを変えたほうがいいんじゃないかとか、細かなところまで含めてですね国民からアイデアを募っている。そのランキング1位になったのがメールの暗号化の話ですね。従来まで私ちょっと辰野町の職員の方々どういうオペレーション取っているのか存じ上げませんが、私が前その会社員で働いてたときに霞ヶ関の職員の方とやり取りするときは、まずはメールで普通にきて、添付の文書がある場合は別メールでですねパスワードが送られてくるんですね。その別メールのパスワードでもってその前に送られてきた添付ファイルを開くという、その当時からですねこれが本当にセキュリティーの高い仕組みなのかっていう疑問はありましたけれども、やはり多くの職員の方からのご意見でその仕組みはやめるということをおっしゃいました。それとあわせて行政文書を今度クラウド上に載せてですね、もっと効率化を図ろうというような単にその行政目線ではなくて、住民であつたり実際の職員の方の意見をいち早く取り入れて今改革に進まれていらっしゃいます。じゃあですねその自治体として本当にその国主導の今回の改革、それを待っていていいのかというところも一方で考えなければいけないポイントだと思います。10月にこれはひとつの例ですけれども、岡山県の倉敷市それと高松ですね香川県の高松市、それと愛媛県の松山市ぜんぜん県が違うわけです。非常に近い地理的なところにありますけれども、県をまたがったこの3つの市がですね共同で自治体クラウドのサービスを推進するという発表をしたんですよ。この上伊那においても辰野町であつたりその上伊那地域の市町村が共同的に広域でシステムを運用しているという例はあります。ただ県を越えてしかもクラウドのサービスを使ってこれ住民情報も入れるんですよ、そういうところまできているんですね。これは国が主導したのではなく

て自治体自らが考えて、今後要はお金の話であったり、あと住民へのサービス向上するにはどういう形があるべきなのかということ考えた結果、出されたひとつの形なんです。ですんで自治体は自治体でいろいろと考えて進んでいるという状況があります。今後デジタル化が進んでいきますと、おそらく数年後には行政手続きのかなりの部分がオンライン手続きに変わっていくと思います。今回の冒頭説明申し上げた国主導のですね変革が急速に行われておりますので、それが引き金になっているかと思えますけれども、そのオンラインで住民にサービスが提供できるようになっていくというのは、実は住民にとって非常に平等なことなんです。見方がいろいろあってですね今統計上はインターネットを日々使われている国民の方60歳以下ですか、60歳以下の方は90数%はインターネットを普通の日常の作業の中で使われていらっしゃるようです。ところがその60歳以上の方は70%だったり、70歳になると50%とかパーセンテージが年齢を追うごとに低くなっていくんですが、そこはまた別途手をうっていかなければいけない。ただ世代は変わっていきますのでこれを10年後20年後見据えたときに、じゃあ実際に今の行政サービス、紙の行政サービスがそのままいいのかっていうと、きっとそうではないんですね。その仕組みに対して自治体側は今後対応を積極的に考えていかなければいけない時期にきていると思います。そのひとつがマイナンバーカードで、マイナンバーカードというのは今後行政のいくつかのサービスが、つながってくるのではないかというふうに期待されておりますけれども、一方でなかなか普及が進まないという現実もあるようです。そこで最初の質問でございます。現在の辰野町におけるマイナンバーカードの普及率について伺えますでしょうか。

○住民税務課長

はい。11月末時点のデータでございますが、辰野町の交付率は24.5%となっております。まして県内では5番目に上伊那ではもっとも高い数値となっております。全国平均の22.9%を上回っている状況でございます。また申請率で見ますと27.4%、町民の4人に1人の方が申請をいただいているという状況です。

○舟橋（4番）

これはすばらしい数字なんです。今11月末の数字として24.5%というに説明をいただきましたが、私が調べたのは11月1日付けでした。11月1日付けでしかネット上載ってなくて、そのときのパーセンテージが23.5%で1ポイントさらに上がった

ているということなんですね。先ほど説明いただきましたように上伊那ではナンバー1で長野県では17.9%、全国で21.8%の普及率、これなぜすばらしいかというところのマイナンバーカードの普及が進むということは単にカードの、その今はですね一身分証明書に過ぎないですけど、そこでいろんな証明書ですねが発行できると住民票であったりコンビニで発行できるというのがありますけれども、今後いろいろなサービスがこのマイナンバーカードとくっついてくるんです、これ間違いなく。今年度に今保険証だとかいうお話もありますけれども、結局これ住民のことを考えたときに、このマイナンバーカードを普及させるというのは非常に大切なことであって、菅首相も2020年度末いわゆる来年、2年後ですか約2年後には100%このマイナンバーカードを日本全国の国民に普及させるんだということをおっしゃっています。とはいえですねまだまだその100%には数字はありますけれども、このうめるにはいろいろ対策をとる必要があるんじゃないかというふうに私自身は考えておりますが、町としてその辺今後の対策についてのお考えを伺えますでしょうか。

○住民税務課長

はい。平成31年2月から通知カードなど必要書類を持参いただき申請を受ける際には、顔写真の撮影を無料で行うサービスを行い申請後マイナンバーカードを本人に限定郵便等で郵送するカンタン申請と申しますが、それを導入しまして現在でも継続をしているところでございます。同時期に行われます確定申告受付期間におきまして、お待ちいただく時間を利用してカンタン申請の受付を行ったり、成人式や国民健康保険・後期高齢者医療保険の説明会など町主催のイベント等に出張をしましてカンタン申請の受付を行ってまいりました。今年7月からは水曜日の夜窓口の受付時間をマイナンバー関連業務に限り30分延長し、また9月からは町内の団体や事業所に職員を派遣しまして、マイナンバーカード出張申請の受付を開始、10月からは月1度土曜日の午前中に完全予約制でございますがカンタン申請の受付を行っているところでございます。この11月にはカードをお持ちでない方に申請用QRコード付の申請書が国から郵送されているところです。先ほど議員おっしゃられましたけれど、令和3年度末までに全国民にカードを発行する目標がたてられております。町としましてもこの目標に向けて、あらゆる手段を使って普及に力を入れてまいりたいと思っております。

○舟橋（4番）

今説明いただきましたようなやはり地道なですね、その町側のそういうご努力とい

うのがやっぱり普及率に出ているんだらうと思います。今後もそういう活動を通じてですね、普及率向上に向けて努めていかれるんだと思うんですが、先ほどちょっと私チラッと触れましたけれどもやはりさらにですねこの普及率を上げる、普及率を上げるのが目的ではなくて住民サービスを向上させることがですねが1番の目的だとすると、単にですね国からのお達しを待っているのではなくて、マイナンバーカード自体には自治体の手の入れられる有余というかですねスペースがございますので、自治体自身は要は辰野町がどのようなサービスを展開していくのかというところは、住民にとって非常に大切なところでありましてけれども、現在もしくは今後予定されているそのサービスについて伺えますでしょうか。

○まちづくり政策課長

それでは舟橋議員の現在予定されているサービスの種類等についてご案内申し上げますが、はっきり申し上げて具体的にですね、町独自で運用をしていきたいサービスの具体的なものはまだ検討途中でございます、その経過について少しご案内を申し上げますと思います。現在実施中の業務につきましては、ただ今住民税務課長が説明申し上げますが、マイナンバーカードの取得促進を行うとともに、窓口でマイキーIDといたしましてマイナンバーカードを活用して自治体が発行するポイントでありますマイナポイントを利用する際に必要となる、任意に作成するIDの設定をあわせて進めております。国のデジタル・ガバナメント閣僚会議が示すスケジュールがありまして、それに沿って今後やはり議員おっしゃるように国の方針が決まったことの流れを受けてですね、全体的なそのサービスが展開されていくその環境づくりが急がれるわけですけれども、まず本年この3月末には国家公務員や地方公務員のマイナンバーカードの取得が終わりまして、来年3月末には健康保険証の本格運用また医療機関などのある程度の導入を目指し、令和3年10月には政府が運営するオンラインサービスでありますマイナポータルでの医療費情報、薬剤情報の閲覧開始、それから令和5年3月末には先ほどご説明ありましたとおり、ほとんどの住民がマイナンバーカードの保有を想定して健康保険証として、概ねすべての医療機関などでの導入を示すというふうに国の方は示しております。本年8月ですがまずはマイナンバーカードの健康保険証として利用するために、申し込みの手続きが始まりました。健康保険証としての利用は令和3年3月来年3月から開始され、マイナンバーカードとの連携は、マイナンバーカードの利活用メリットを最大限に発揮する重要な用途のひとつという

ふうに考えております。健康保険証として利用されることで今後医療事務の軽減ですとか健康管理の質の向上が期待されるところでありますが、オンライン設備の導入を図ることが必須のため、町内の各医療機関や薬局のシステム機能について、必要な改修を行っていかねばならず、それぞれの機関にて検討していただく必要が出てまいります。マイナンバーカードの普及促進に関し、サービス面では行政サービスだけではなく、おっしゃられるように民間サービスによる利用の拡大へ向けた取り組みも必要であり、実装に要する費用をどれだけ軽減できるかが課題となっております。ただ現在の中ではですね、役場職員によりますマイナンバーに関する庁内の検討委員会を設け、マイナンバーカードの普及に向けて横断的に、このカードの利活用に対する検討を進めているところでございます。具体的に申し上げますと総務課が現在は統括事務を担い、まちづくり政策課ではこの消費活性化ですとかマイナポイントの活用、それからシステム関係の整備、また住民税務課ではご案内しましたとおりマイナンバーカードの交付、マイキーIDの設定そして国民健康保険証利用への事前登録、こういったものでございます。また産業振興課は消費活性化・マイナポイントの活用こういった部分という形で、庁内の部局横断的に推進体制を構築し取り組みを始めたところというところでございます。各分野でのサービスの向上が期待できることから、利用価値を高めていくためにも国の動向や県内自治体の取り組みを参考とする中で、現在は検討段階ではありますがこのマイナンバーカードを活用した消費活性化、自治体ポイントなどによりますは住民にも身近にある公共施設から、サービスを行える体制を整備していくことを考えております。以上です。

○舟橋（4番）

マイナンバーカードが非常にこの価値の高いものとして、今後さらに住民にとって必要なものになると思います。今説明いただきましたように町でも今後その重要性は十分に理解されて進められると思いますので、今後の進展は強く期待いたします。ほかの自治体ではですね、もうすでにお薬手帳であったり健康手帳っていうんですかね、それとかあとほかの議員の方の一般質問でよくでます高齢者の移動ですね、移動手段をマイナンバーカードと連携させて利用できたり、あと全国でこの市区別ですね町村抜いて市区別で一番普及してるのが宮崎県の都城市ですね、都城市は現時点で46.5%もうすでに普及しています。ここは今申し上げたようなその住民向けのサービスはあるんですけども、私それを拝見して一番びっくりしたのが金融機関とも連携してるん

です。金融機関と連携して何をしているかという、定期預金をマイナンバーカードと連携してやってですね、利率を上げたりとか何かポイントがもらえたりするらしいんですよ。すでに民間のしかも金融機関とやってるっていう。都城市ってのは結構大きな市です。ですので辰野町と比べることはできませんが、すでにそういう自治体があるということです。なので先ほど課長ご答弁いただきましたように、周りの自治体であったりそういう動向ってありますけれども、そういう事例もすでにあるということ認識された上で、常に前に向けてですね進めていただきたいと思います。次の設問ですが今年の7月に町の公式LINEアプリが導入されました。前回の定例会で私ここ伺いましたところ、その時点でまだ2箇月ほどでしたので導入間もない状況でしたけれども、LINEの登録者数は700名ぐらいだったと記憶しておりますけれども、それから導入からね5箇月がたちました。現在その登録状況と住民への皆様に提供しているサービスは、どのようなものがあるか伺えますでしょうか。

○まちづくり政策課長

サービス面のお話をさせていただきますが、9月議会にお答えしましたサービスと現時点でもですね変わりなく、ごみの分別方法ですとか捨て方を自動応答で案内するシステムと、防災に関わる行政情報の提供のみに留まっておりまして、LINEにはさまざまな機能がありまして例えばツイッターのようにシンプルに情報発信ができ、それが拡散を期待するという機能もありますけれども、役場内部でまだその活用面については検討中のございまして、現時点で活用のその幅は広がってないという状況でございます。以上です。

○舟橋（4番）

そうしますとその次にサービス展開に際しての課題ということをお伺いしておりますが、その前回から変わっていないということでもありますね、この課題について何か伺うのもどうなのかなあという気がしてしまいますけれども、やはりその何のためにLINEを使うのか、LINEはもう導入してしまった、このLINEをどうやって生かそうかっていうふうにおそらく考えていらっしゃると思うんです。やはりその考え方をもう逆転させないとその住民にとって必要なサービスは何なのか、それをもしかしたらLINEで提供すればもっと便利になるかもしれないよねとか、もうすでに入れてしまったからこれどうにかしなきゃいけないっていうそういう考え方はですね捨てないといけないと思います私は。確かに導入間もないもので町民の方の税金をも

って導入されてますから、それを無駄にしろと言ってることではないんですけど、入れてしまったインフラをベースに物事を考えていたんでは、住民のサービスは向上するとは私は思えない。私昨晚もですね見ました。町の私登録してますので、そうするとおっしゃるようにほとんど何も変わっていませんよね。ごみの収集に関しても、私のちょっとやり方が悪かったのかもしれないんですけど、結局町のホームページにとんじゃうんですよね。行政手続きに関してはいろいろ聞いてきます。チャットポットでしたっけ、要はその学習機能があってそこで設問に対して答えて、それに対応した問いが次に出てきて次に次になって感じであるんですけど、それ以外のものはほとんど町のホームページにとんでしまうんです。ということは実際にその LINE のアプリを入れた効果っていうのがほとんど実現できていないんだと思うんですね。ですのでやはりその住民目線で、サービスをこういかに利便性高く使っていただくようにするかっていうふうに、その目的と手段をですねもう少しこう思考を逆転さしていかないと、結局これ半年たってもですねそんなに変わらないんじゃないかなっていう気がします。ですんでそこは改めてその行政サービスのどの部分が今、こうオンライン化することによって即座にですね利便性上げられるのかっていう、そういう視点でぜひ考えていただきたいと思います、はい。ぜひその今後、これ今後のスケジュールって伺ってよろしいですかね、はい、ぜひそのお考えになっている今後のプランを伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

さまざまですね課題をご指摘いただきまして、またご提案いただきましてありがとうございます。町としましても冒頭のマイナンバーカードとの連携も含めてですね来年度、これは来年の予算化が必要となるものですが、考えている今後の展開についてお話をさせていただきたいと思うわけでございます。来年度の予算化によりまして LINE のアカウント上での行政サービスの拡大を検討しております。現在予算化にむけて検討している内容につきましては、自治体の LINE 公式アカウントとそれから LINE ペイの決済・送金機能、及びマイナンバーカードによる本人確認機能、この3者の連携によりまして、行政手続きにおいて必要な情報検索から申請・支払いまでのすべてがワンストップで、しかもスマートフォンでまた時間や場所を問わずに申請と支払いができる環境を、LINE 上で完結できる仕組みの提供を始める段階に入りました。これによって各種証明書の発行、子育て関連申請、給付金申請あるいは罹災証明申請など

の行政サービスがオンラインで可能となります。このシステムですけれども来年度の予算とそれから開発体制を整えば、なるべく早い段階でスタートをさせていきたいと考えております。以上です。

○舟橋（4番）

今ご答弁いただいた内容が実現されれば、住民にとっては非常にいいものであると思います。ただおそらくこの場なので今のようなご説明があるんだと思うんですけども、やはり住民にとってこういうサービスを提供しますで、たまたまこういうインフラを使うんですという考えでやっぱ説明いただきたいんですよね。LINEの何とか何とか何を使いますは最初ではなくて、住民のこういうサービスをオンラインで提供するようになります、それが合えば一番大切なんだと思うんです。そうしないとですね結局来年度予定されてる、そういう導入のインフラをベースにすべてを考えていくことになってしまうので、やはり目線はやっぱり常に住民のサービスの向上っていうところにおいて、インフラはその手段だという意識は常に持っていただきたいなと思います。はい。続きましてこれはテレワークの話でございます。これは世の中、特に冒頭私、ご説明申し上げたそのデジタル庁の創設に絡んで、テレワークについても盛んにテレビでも言われるようになってます。プラスコロナの件があつてですね。町ではその補正予算で今年ですね端末20セットを購入されて、少人数から試行していくとこれ先の定例会でご答弁いただいた内容です。対象の職員の方であったり業務っていうのはこれから検討をして必要な環境を整えて、今年度中に着手していくというお話ありました。現状その今年度着手ということは残り3箇月余りになってきておりますけれども、その事業の内容とですね進捗状況について伺えますでしょうか。

○まちづくり政策課長

それでは地方創生の臨時交付金を活用し年度内に構築を予定しております、テレワーク環境構築事業の概要をご説明をいたします。今回は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急的な環境整備事業として考えているものでありまして、まずは職員がコロナ感染により自宅待機となった際に業務遂行を実現するため、自宅から役場内庁内の業務システムへ安全にアクセスするための環境構築を進めております。またテレワークで遂行できる業務の洗い出し、また相対でこう顔つき合わせて打ち合わせ会議をしていたものを、テレワーク用の端末などを利用してオンライン上で行う仕組みについても検討をしており、必要な機器がそろうのは来年3月末を予定しております。具

体的には先ほどパソコン 20 台とおっしゃいましたが、予算の範囲内で少し減るかもしれませんが、自宅で使えるノートパソコンとそれからセキュリティー対策を施したアクセスサーバーなどの通信機器を準備しながら、その環境を 3 月末には実現できるように準備を進めております。またクラスター予防のための施設利用型のテレワーク、これは役場以外の公共施設の空き室を活用して、緊急時の業務継続が可能な環境を整備する予定で、現在場所の選定を含めネットワーク環境が実現できる施設、そちらの方の選定を進めて不測の事態への対応を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○舟橋（4 番）

テレワークは非常に今回のコロナで注目を浴びましたけれども、その災害時の対応であったり実質的にはですね、そういうようなときにも有効に機能していくものだと思います。実際これからその残り 3 箇月の間にですねまだまだいろいろ検討されるべき課題もあるように感じられます。まだまだその具体的なイメージってのが、今伺っただけでは何かよくわからなくてですね、そのリモートで何かやられるんだらうなあってのはわかるんですけど、そのリモートによって職員の方が継続して業務ができる、それによって住民にとってどういうプラスがあるのかというところはやはり大切だと思うんです。限られた予算であるのはもう間違えないわけですがけれども、その予算の中でできることは何かそれでいう考え方もありますけれども、その中でもその住民にとってより有効なテレワーク、職員がテレワークで行うことによってさらに何かこう有効的なものがそこで生まれるのであれば、そちらの業務っていうものは何なのかっていう、そういう目線でぜひ考えていただきたいなと思います。また来年度になりましたらそれが実際に動き出すんだと思いますけれども、ぜひ有効にですねこの期に活用を期待したいと思います。続きまして小中学校の ICT を活用した教育でございます。今や小中学生一人 1 台タブレットが導入されているという状況でございます。先日萩生田文科大臣もですね、今度高校にも高校生にも一人 1 台配るよみたいなこともおっしゃっています。そうなるとその教育現場、大学生はですね当たり前のようにご自身で持たれてますんで、教育現場に一人 1 台そういう端末が導入されるというのももう本当近い将来行われるだろうと。そうしますとインフラは整備されましたのであとはその授業の内容ですね、教育の内容ってのが今後問われてくると思います。辰野町まだ導入されてその 1 年も経っていないわけでございますけれども、その ICT の

環境が整備されたことによって、どのように教育が変化してきたのかについて伺えますでしょうか。ちょっとですねこのあとも設問ありますので、ご答弁少しコンパクトにお願いいたします。はい。

○教育長

はい。舟橋議員の質問にお答えしたいと思います。多くの児童生徒にとってもこのICT特にタブレットの導入というのはね大変良い影響を与えております。子どもたちにも大変好評で今後は非常に楽しみでございます。やっぱり子どもたちはですねタブレットなんかはすぐこう操作を覚えてしまうんですね。ですからどんどん調べていきます、個人だとかグループごと課題を持って調べていうことで、学習がより楽しくなったという声を聞いております。先生たちの方ですけれどタブレットの導入が始まった3年ほど前までは先生たちにもかなり差があったんですね、温度差があってどんどん使える先生もいれば、なかなか使えにくいっていうか抵抗のある先生もいたわけですけれど、先生方同士がお互いにこう教え合うだとか授業を見合うってことを通して、だいぶその垣根は低くなってきたかなあとそんなふうに思っておりますけど、実はこれ議員ご存知だと思いますけどICTが学校に入ってくるってこと、これ今回の臨時休業におけるそのねリモート、オンラインがだいぶ注目されたんですけれど、高校とか大学の場合にはオンラインとかリモートの学習ってのはかなり有効だと思うんですが、小中学校においてはやっぱり昨日答弁にもあったんですけど実体験、実物を見て考えると学ぶってことは大事にされていないといけないので、ここのめりはりってのは今後大きな特に小中学校においては課題だろうとふうに認識しております。

○舟橋（4番）

今教育長にご答弁いただいた最後の内容ですね、まさにそのとおりだと思っております。先日私ネットでですね、私ちょっとテレビ見ないもんですからネットでしばらく前の河野大臣のインタビューですねそれをちょっと拝見していたときに、河野大臣にアナウンサーが聞いたんですよ「何でデジタル化を進めるんですか」と、河野大臣がおっしゃったのは教育現場ですね教育現場での話しですけども、ICTを使ってその一律に質のこう均等なですね教育をできるだけその合理的に進めるには、やっぱりデジタルでその教材を提供してやれるところはやっていきたい、ただ人を教育するというのはそれだけではだめなんだと、人のぬくもりが必要なところに今まで職員の方が全部

こうあたっていたところを、デジタル化することによってそこを省力化して、余った力を人のぬくもりを必要とする場面にあてがっていきたいんだということをおっしゃってたんですね。ですんで今教育長おっしゃったように、その ICT を使って利便性が上がる部分っていうのは確かにあるんですけど、そうでないそこでは補いきれない部分ってところにやはり力は注いでいかなきゃいけない、これは教育だけではなくて皆さん役場の職員の方も同じだと思うんですね。合理化するところは ICT を使ってデジタル化することによってそこは省力化する、でも実際に介護であったり福祉であったり医療であったり、本当に人の手が必要となるところに人を配置していくと、そういうふう今までで言ったところの優先順位のつけ方っていうのが少しずつ変わってくるんじゃないかと思います。昨日ですね、ちょっと話が違いますが昨日移住定住のお話とかもありました。移住定住で今一つこの教育に関して言われていることは、コロナによって都会の方が田舎に地方に住む、住みたいって方が増えている。ただ一方で教育のギャップっていうのがある。都会の教育と地方の教育ってのは少なからず同じではないんですよね。教育レベルに差がある、それをどう是正していくのかっていうのが一つの課題だということをおっしゃってました。そう考えたときに教職員の方のスキルアップ、それらってのは非常に重要なんじゃないかと思いますがそのへんいかがでしょうか。

○教育長

はい。そこの部分が非常に大事だと思っているんですね。現在の GIGA スクール構想が達成されたその後に、何がくるのかっていうことをこう頭に描いたときには、今は児童生徒が持ってる教科書っていうのはいわゆる紙ベースの本なんですね。紙こうめくるパラパラと、ところがこれが全部日本中に導入されてきますと、たぶん教科書は今こう出始めて町内の小中学校にも一通り全教科そろって、授業に使ってはいるんですけどデジタル教科書に変わってくださると、こうなったときにその使い方というのは、本当にどこで学校の授業としてはどこでそれを使っていくのか、どこは通常今までのその授業、先生と子どもたちが対面をするどこで ICT を使って子どもたちに学ばせるのかって、こういう一つ一つのめりはりをつけてくってことをしていかないと、小中学校においては先ほど言いましたそのリモートとかオンラインっていうのはね、高校とか大学生ならば一つ目標に向かっている若者ですのでまだいいわけですけど、小中学生はさまざまな子がおります。勉強の苦手な子も得意な子もいますので、ですの

でこれを一律にやってしまうってことには大変な大きな落とし穴が出てまいりますし、やはりデジタルでは苦手な部分ですねバーチャルでは無理な部分ってのは、従来どおりやっていかなければいけない、ですからそこらへんの授業のめりはり自分の持っている授業を1時間をどういうふうに仕組むかっていう、このめりはりをきちっとつけていかないとデジタルが導入されることによって、逆に大事な部分を落としてってしまうって部分があるんだろうなと思います。ですので町内でもそうですけれど仮に今後臨時休業等でね、家庭でのオンラインでことをしなければならなくなった事態も想定して準備はしておりますけれど、特にここの部分は勉強の嫌いな子が家庭でオンラインで学校で先生とできるかっていったらまず不可能なんですね。そうしますとやはり一つ一つの教科においてその学習場面において、どこで使わせるのかどこは教師と先生とで対面の学習をするのか、どこで友達と学ばせるのかっていうこうめりはりをつけていったことをやっていかなければいけないと、これには非常にハードルが高いような気がしますけれど、でも流れがこうですので町でも準備してこうと考えております。

○舟橋（4番）

やはり若い方々のこのデジタル化への対応、これはご家庭での環境もそうですし日々進歩されていますので、あとはその得てしてスマホだとかそういうものが身近な存在になりますと何でもそこで調べればわかってしまう、つまりその本人が考えていく力っていうのをですねどこで養っていくのかとか、そのスマホであったりデジタル化が進んでいくがゆえの弊害っていうのも当然いっぱい出てくると思います。そこを教育現場に期待するところでも多いかと思っておりますので、教職員の方々のその日々の研鑽も含めて大いにそこは重要な役割を持っていますので、継続した研修等をですね進めていただきたいと思っております。最後デジタル庁の創設についてということですが、ちょっと時間が減ってきておりますのでちょっと質問をですねちょっと要約してやりたいんですが、冒頭から私デジタル庁の話をちょっとさせていただいております。そのデジタル庁の創設に相まってですね、これは恒例ですけれどもその毎月ではないんですがね、経済財政諮問会議というのが菅首相が議長を務められてらっしゃるですね、そういう会議という会議体がございます。これ先月行われたこの諮問会議のなかです、地方への人の流れとデジタル化の加速がテーマだったそうです。その中で公務員の働き方改革については、自治体DX推進計画の検討と併せ自治体でのテレワーク

の導入やデジタル人材の確保などの促進方策を検討している、加えて人事評価の運用・活用など地方公務員における実力・実績主義のですね人事管理の徹底も行っていくということが話されています。これはまだ何か決定しているということではないんですが、やはりこう行政サービスが変わっていくとともに、役場内その公務員の働き方自体が抜本的に今後変わっていくんだろうというふうに考えています。そう考えたときにですねその辰野町として、私の設問としてはデジタル庁の創設をどのように捉えてるかを書いておりましたけれども、こういう改革の波がですねかなり急速におきているということについて、町としてどういうふうに今この流れを捉えているのかその辺について伺えますでしょうか。

○町長

舟橋議員には冒頭よりただいまの国の動きであるとか、デジタル化のこの時代到来を迎えてですね、非常に目的と手段を明確にしていくことの必要性、本当に痛感させられました。そういう中で町としてこのデジタル化の動きに対する期待についてまずちょっとお話ししたいと思います。町としては先ほど来お話がございました国の方針に対してですね急速に進む人口減少社会への対応として、人手不足問題の解決に向けたデジタル活用を最も期待するところであります。また高齢化が進む中で自治体の業務はむしろ増加傾向でありまして、職員には大きな負荷がかかっております。デジタル化によって自治体業務の大幅な効率化と生産性向上をはかり、住民にはより高いサービスを提供するとともに職員のワークライフバランスを図っていくためのデジタル化であるべきと思っております。さてそこでですね、このように急速に進んでいるデジタル化による住民サービスの提供また行政の情報システムの共通化などに対応するために、次年度からの組織体制の整備を検討しております。具体的にはこれまでの情報通信系の業務を再編して、情報通信ネットワークの保守及び管理を担う情報管理系こういったものを作って、これに加えてマイナンバー・マイナポイント等を活用した住民サービスの提供や、各種行政手続きの電子化などの新しい課題に対して的確に対応していくために情報企画係、これらも新設してまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○舟橋（4番）

そうですね、おそらくやっぱり組織を変えるてのは大きなことだと思います。辰野町の役場の中にも優秀なですね人材の方多くいらっしゃいます。その方々をうまくで

すねご活躍いただけるように、適材適所にかつそのこの後行われる行政サービスのオンライン化に向けて、組織をダイナミックに変えていくというのは非常に素晴らしい試みだと思いますので、ぜひそこは期待させていただきたいと思います。すいません、2番目3番目は割愛させていただきます。これはちょっとまた別の機会に質問をさせていただきたいと思います。大きな2つ目のテーマでございます。北沢東の企業誘致でございます。これは昨日の町長のご答弁にもありましたけれども、その第五次総合計画の中で一つやり遂げたこととして遺跡調査ですねを行ったというお話がございましたが、現在そこの北沢東は遺跡調査をするために1億数千万かけたのではなくて、企業誘致をするためにそのお金を投じたわけですが、その進捗について伺えますでしょうか。

○産業振興課長

はい。それでは北沢東の現在の進捗の状況でございます。現在です今までも何社か問い合わせ等は企業からございました。ただしです面積的な部分がです小さかったり全体をという部分の話もなかなかないわけで、今年の3月でございますけれども地権者の会議を開催をさせていただいております。その際にです、一団地今トーンスさんが入って以外の残りの部分です、7ヘクタールですかすべてを取得して工場立地をしてくれる企業を望みたいという声です、総意として決定をされておりますので、その方針で現在進んでいるところでございます。

○舟橋（4番）

私もその地権者の皆様への説明会といいますかその場にも参加させていただきました。この北沢東の土地はですかなりの数の地権者の方がいらっしゃって、代々受け継がれてきた農地をです、町のために町民のためにということでご理解をいただいているところでございます。確かにその企業誘致というのは簡単にいくものではないということは町民の皆様多くはご理解いただけるところではございますが、とはいえ町の多額の費用をかけてですあそこで遺跡調査をしたという現実もございまして、なかなかこう逐次ですその状況を報告してくださいと言えるちょっと性質のものではないということは理解しておりますけれども、おそらくまだまだ時間はかかるもののここは着実にです進めて、町のために地権者のためにというのは要は常に町のためにということになりますので、継続した活動を進めていただきたいというふうに願います。実際にその北沢東のところはまだこれからですけれども、その西側には

ですねオリンパスはじめいくつかの企業さんが入っております。幸い昨日春日街道先線と呼ばれる与地辰線が無事に開通しましたけれども、なかなか朝はですねやはりあそこが通ったことによってかなり渋滞は収まったようです。かなりというのはちょっと感覚的にところなんですけれども、私知り合いがオリンパスにいますので聞いたところ、前よりは良くなったよという話を伺いましたが、やはり帰りの渋滞というのはどうしてもあそこがあっただけではですね解消できていないという状況であります。町としてその東西線今後誘致をする上でも一つ課題になる東西線の渋滞を、今後どういうふうに緩和していこうとされているのか伺えますでしょうか。

○建設水道課長

東西線自体をですね既存の規格にあってまして、右折するレーンと全部できている状況でございます。今問題なのは国道の通過交通ですかその辺が多いためにですね、東西線から出るのに時間かかったりとかってというような問題が大きな問題だと思っております。先ほど言われましたように、渋滞が伊北インターを中心に国道 153 から伊那箕輪線、県道与地辰野線、広域農道っていうのがあそこに 1 箇所集中してたのを解消するために道路計画が策定しまして、今度の事業でバイパス的な整備をさせていただいております。今後ですけども長野県の方ですね交通量調査をまた実施しましてですね、その都度どういう対応ができるんだっていうことを協議をしていきたいということで伺っております。また東西線に入ってくところのですね場所について、右折レーンがないってのが重大な問題になっておりますので、引き続き伊那建設事務所の方に要望していきたいと思っております。以上です。

○議長

舟橋議員、時間がまいりました。

○舟橋（4 番）

はい。東西線は非常にそこが辰野でも 1 番工業地帯が集中してるところでございます。東西線そのものといいますか東西線周辺が少し渋滞で問題を抱えております。これはこの先も少し時間はかかるかと思っておりますけれども、必ずそこは解決しなければ企業誘致もままならない状況になりかねないので、ぜひ継続した調査であったり活動をですねお願いしたいと思います。はい。すいません、時間オーバーしました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 7 番、樋口博美議員。

【質問順位 9 番 議席 7 番 樋口 博美 議員】

○樋口（7 番）

それでは通告にしたがいまして質問をいたします。まずはじめに新型コロナウイルス対策について伺います。全国的に感染拡大の第 3 波の影響で感染者の数も増加の一途です。県内においても各地で感染者の増加また町内でも感染者が確認されております。先日町内最初の感染者が確認されたのを受けて町ではホームページ、メール等各メディアを通じて町民に予防と誹謗中傷防止の働きかけを行ったことは、早い対応で良かったと評価させていただきたいと思っております。しかしながら高齢者など SNS を利用できない方への迅速な広報ということについて、どのように考えているのかお聞きしたいと思っております。

○町長

はい。新型コロナウイルスの感染拡大にあたりましては、その都度感染予防の徹底と併せて人権への配慮について広報してまいりました。11 月 28 日にいたしました町長メッセージでは、新型コロナウイルス感染症は対策はしっかり行っても感染する可能性がある感染力の強いウイルスであり、誤った知識や不確かな情報で感染した方やそのご家族への不当な差別や偏見、いじめ等があってはならないことを町民の皆様をお願いいたしました。そもそもコロナに感染し誹謗中傷で引越しをしたらしい等の憶測や噂、不確定な情報を話すこと自体、人権への配慮に欠けた誹謗中傷の一部でありまして、職員にもそのようなことのないように徹底して指導をしているところであります。ホームページ、メール、SNS、行政チャンネル等町の広報媒体のほか、報道機関への記事掲載依頼などさまざまな機会を捉えて、今後も誹謗中傷や不当な差別、偏見をなくすよう強く訴えてまいります。さらに人権擁護委員とも連携いたしまして、取り組みを強化していきたいと考えております。以上です。

○樋口（7 番）

最初の感染者が公表されました。マスコミ等で公表された時点です、私の耳にもどこの誰というやはりそういったですね声が聞こえてまいりました。どこの誰を問う前にですねやはり早い回復を願う、そのようなやっぱり心が必要じゃあないかなと思っております。昨日教育長の教育方針の中にですね、自他を尊重できる健やかな心を持つ子どもという教育方針の一つがございました。家族に感染者が出ることでですね誹謗

中傷やいじめの対象になるということを本当に心配しております。小中学校ではどのように子どもさん方にですね心のケアをしているのかお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。小中学校での対応ということでございますけれども、常日頃自分の人権と共に友達あるいは周囲の方たちの人権を大事にしようという活動をしているわけですが、今回のこのコロナに関わってまず指示でございますけれども、具体的な指示としましては小中学校の夏休みが終了する直前8月17日に臨時の町の校長会を開催いたしました。ここで新型コロナウイルス感染症に関わる夏季休業明けの対応について確認するとともに、2学期のスタートにあたってそのコロナに対する差別、偏見、いじめの防止についての指導を徹底するように依頼をいたしました。具体的な内容としてはコロナ感染は自分も含め誰にも感染はありえること、もちろん身内の感染もありえるんだということ、それから感染者が悪いのではないということ、正しい感染予防策を取っていけばリスクはゼロにはならないんだけど、限りなくゼロに近づけることはできるというような点について指導いたしました。そしてまた議員言われる先日町内で初めての感染者が出たときには、町の教育委員会と各学校、各保育園、それから幼稚園の連名で新型コロナウイルス感染症に関わるお願いとした文書を家庭通知として一斉に配布をいたしました。児童生徒あるいは園児はもちろんですけどそのうしろにいる保護者の皆さんにも訴えたということなんですけれども、感染した方やそのご家族への不当な差別や偏見、いじめは行わないようにしましょう、誤った知識や不確かな情報を拡散させない、長野県が発表する正しい情報を基に冷静な対応と感染症拡大予防に取り組みましょう、それから毎日の健康チェックの依頼等をお願いいたしました。これ家庭通知でございます。今後も状況を見ながら心の無い誹謗中傷等が起らないように、教育委員会としても見てまいりたい対応していきたいと思っております。以上です。

○樋口（7番）

はい。国は第1波の時にですね全国的に移動制限をかけて収束を図りました。その効果はあったと思います。その後第2波の時はですね経済を動かしながら収束を図りましたが、今回の3波がさらに大きなものになってしまいました。国民は1波の後でですねさまざまなことを学び感染拡大の原因がわかってきたというふうに思います。マスクの着用、手洗いの徹底、三密を避けた移動、会食など、今一度町民にですねここ

ら辺の注意喚起をですね広報する必要性を感じます。また今家族内感染が広がる中でですね子どもへの感染もみられます。誰もが感染してもおかしくないこの今ですね、町には町民の心に寄り添いこの苦難を乗り越える施策を要望いたします。2番目の病院についてですが、昨日吉澤議員の質問にもございましたので割愛させていただきます。世間はですねGoTo トラベル、GoTo イート等でですね世の中の人の動きが見られるようになっております。今日経済も回り始めいろんな場面で支援等もされてまいりました。医療従事者、介護施設勤務の皆さん、また保育士の方々、長きにわたってですね私生活でも自粛の中休むことなく最前線で働いておられました。これらの皆さんへの町独自の追加支援は考えておりませんか。

○総務課長

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。まずは医療従事者をはじめとしますコロナ禍においても社会要請上仕事を休むことができずに、業務に従事されている皆様に改めて感謝と敬意を表すところであります。一方で町民の皆さんの様子を見ますと、町外の医療機関や施設を利用される方も多いと思いますし、また町外の施設等に勤務されている従事者、職員の方もおられます。そういった中で町が単独で支援をするのではなく、やはり国による全国一律の支援がまずなされるべきではないかなと考えるところであります。医療機関や介護サービス、障害福祉サービス施設、事業所の医療などの従事者、それから職員を対象に一人あたり最大20万円の慰労金が県を通じ国から現在支給されているところであります。それから保育士など保育所・児童福祉施設で保育などを担っていただいている職員への慰労金につきましては、現在は支給には至っていないものの関係団体より国へ要望が出されていると聞いています。また介護、保育現場で働く人たちの労働相談を受ける団体がございますが、その代表の方も「本来は国が慰労金を出してほしい、自治体はその上であくまでも地域事情に応じて上乘せをするべき」という発言もされています。報道でも皆さんご存知のとおり政府はこの第三次補正予算で新型コロナ関連に約5兆9千億円、地方への臨時交付金については1兆5千億確保すると報じられています。ただし町への配分額等細部はいまだ不透明の状況であります。こうした状況を踏まえ現時点では町独自の慰労金、助成金などの支援は考えておりません。感染予防のための衛生資材等の支援について、引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

○樋口（7番）

確かにですね医療関係者それから介護福祉の皆さんにはですね国よりの助成金がありました。ただしすべて学校がとまりそれでも保育園はとめなかった、春先からですね本当に保育士の皆さんは、本当に苦しい中で子どもには感染をさせてはいけない、そういう思いの中でがんばってきておられます。ぜひですねこの国の施策を待つのもひとつあるかもしれませんが、この保育士の皆さんへの支援を要望して次の質問に移りたいと思います。春ですね大きな夢を抱いて進学された子どもたち、コロナの影響でですねその生活は想像をできないものになってしまいました。送り出した親御さんの心配も日々大きかったと思います。拡大する中ですがせめて年末年始だけは帰してあげたい、安心して帰れる環境を考えてあげなければいけないと思います。近隣の市でもですね検討されておりますが、帰省の学生を対象にしたPCR検査の費用の助成をですね要望したいと思います。町の考えをお聞かせください。

○町長

はい。振り返りますと本当に今年は町民の皆さんにとって我慢を繰り返す1年でありました。そうした中でゴールデンウィークあるいはお盆、夏休みには我慢してきたが正月くらいは何とか孫の顔を見たい、あるいは慣れない都会の一人暮らしでがんばっている子どもや単身赴任の家族に会いたい、との思いを募らせている方がたくさんいらっしゃるかと存じます。一方で新たな感染者の数は過去最多の水準が続いて引き続き最大限の警戒が必要とされる中、県を越えた移動に伴う感染の広がりも懸念されるところでありまして、これ以上の感染を何とか食い止めなければならない時期を迎えているところであります。そこでこの年末年始に県をまたぐ帰省をされる方とそのご家族の不安解消、感染拡大防止のため自費診療による検査の受診を促すこととしましてその費用を補助することといたしました。具体的には2点ございます。1点目は県外に居住している方で辰野町の実家等へ帰省するため検査を受診してきた方、2点目は辰野町に住所がある方で県外に帰省した後に帰宅目的で検査を受診してきた方を対象に自費診療として受診した検査費用の実費全額、ただしPCR検査の場合は上限20,000円まで抗原定量検査の場合は上限7,500円までで、1回限りの補助としたいと考えております。対象期間は12月16日水曜日から来年1月31日日曜日までの間に、県をまたぐ帰省等を行うために受診してきた場合とする予定であります。ただし今後更なる感染拡大で強く往来の自粛等が求められる状況になりましたら、対象期間の延長、見直し等も行いますので、感染予防を最優先にお考えいただきたいと改

めてお願いするところであります。関連する予算を本定例会最終日に、令和2年度一般会計補正予算（第13号）の中で計上し、提案させていただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。

○樋口（4番）

少しでもですね安心して田舎へ帰って来れるこの環境をですね、今町長の方から答弁をいただきました。確かに感染拡大を未然に防がなければいけないですけども、そのためのひとつの施策として評価したいと思います。続きまして次に町が行っております移住定住施策の成果と課題について質問をさせていただきます。人口減少が進む中、辰野町ではですね第6次総合計画基本計画の策定が進んでおります。その中にもあるようにですね将来に向けて人口減少は避けられません。しかし人口減少を緩やかにする施策をとるということがうたわれております。中でも移住定住施策の取り組みについてどのような取り組みをしてきたのか、また今後どのように展開をしていくのかまた併せてですね、空き家バンクの現状と成果、課題等について町のお考えをお聞かせください。

○町長

はい。移住定住施策は町の重点プロジェクトとしている人口減少対策のひとつであります。地方にとっての重要課題のひとつであると認識しており、これまでに力を入れて取り組んできました。具体的には空き家バンク制度の運用ですとか、空き家改修等の補助金及び定住促進奨励金の運用、また移住検討者向けのお試し住宅の整備のほか、辰野町移住定住促進協議会と連携した特徴ある事業として、空き家DIY事業の実施、また川島区の県移住モデル地区の指定、オンライン移住相談、地域おこし協力隊や集落支援員と密接に連携した移住希望者へのきめ細やかな支援やイベントの実施など、さまざまな取り組みを展開してきたところであります。また下辰野商店街を中心に休眠不動産見学会・相談会・まちあるきを実施しております。この事業は空き店舗のオーナーや地元商店街の方々との連携を図り、移住希望者や開業検討者を対象に隔月で定期開催しているものであります。この取り組みを通じて実際に開業をした事例、また現時点で開業を検討している事例が見受けられるなど一定の成果につながっております。移住支援制度を利用した移住者数につきましては、平成28年度から毎年80名程度で推移しておりまして、大きな成果が上がっていると考えております。このように取り組んできました辰野町らしい事業を継続すると共に、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響下で動きが加速化しております、ICT を活用した柔軟な働き方の一つであるテレワークですとか、会社から離れた場所で働くリモートワークなど多様な働き方を移住定住施策にからめながら、辰野モデルを構築していきたいと考えているところであります。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは併せまして空き家バンクの成果と課題についてのご質問に答えたいと思います。辰野町では空き家の解消と移住定住施策の一環として平成 26 年 10 月から空き家バンクの取り組みを開始いたしました。移住定住応援のウェブサイトたつの暮らしに町内の空き家情報を掲載し、町内で空き家をお探しの方や辰野町への移住希望者と空き家のオーナーをつなぐ取り組みを実施しているところ、制度開始から令和 2 年 11 月末までに 147 件の登録があり、116 件の成約に結びつきました。成約率 78.9%と他の自治体に比べ高い状況でございます。地域おこし協力隊、それから移住定住促進業務を委託する〇と編集者様、それから不動産組合とのきめ細かな連携が他の市町村と異なる辰野町の強みとなっております。空き家バンクに関連する補助金として空き家改修費等補助金がありますが、ここ数年毎年 30 件ほどの利用があり空き家の登録件数が増えている要因の一つだと思っております。課題としては空き家の具体的な処分方針が決まっておらず、登録までに至らないケースが上げられます。そのような空き家バンク登録予備軍の物件オーナーに対し、空き家を保有したまま使える多様な選択肢を紹介することで、柔軟な空き家の利活用ができることを考えていきたいと思っております。以上です。

○樋口（4 番）

はい。空き家バンク制度、こういったものを行政の方で作って終わりじゃあないんですよね。作った後、何でもそうなんですけども制度を作った後それをどうやって運用していくか、活用していくかそこだと思います。そこまでですね踏み込んだ行政としての関わり合いをもっていただかないと、せっかく作ったものもですね「作りましたから皆さんどうぞ」ってそれではですね本当に大切な不動産ですので、その真ん中に入ってですね橋渡しも含めてきちんと対応をしていかないといけないかなと思っております。川島区の現状についてお話しするとですね、今現在はもう住民の 1 割以上の方がですね移住されてきた方です。しかし現在はですね、移住の希望があっても賃貸の住宅が不足している、こういった状況です。片方で移住定住施策を進めて、辰

野町川島へ例えば川島へ訪れて来てみたところ、住む家がないというような状況、9月の連休には4組のご家族の方がみえられましたが、その後話が進まないような現状でございます。住宅の確保、去年の一般質問でも私の方で提案しましたが、分譲型の町営住宅またですれ手を入れなければいけない住めないような住宅がございます。ここにですれ町費で修理をして町営住宅として借り上げて貸し出すとか、さまざまな取り組みができるのではないかなと思います。移住定住施策と併せてですれやっぱりこの住宅の問題もやってかなければ、肝心なところへ結びついていかないと思いますので町の考え方をお聞きします。

○まちづくり政策課長

議員ご指摘のとおり移住定住施策を考える上で、移住者の住まいを確保することは重要でありまして、多くの自治体はその取り組みを進めております。昨年6月のご質問に回答させていただきましたが、公営住宅を整備することも取り組みの一つの手法として考えられ、行政が新たに住まいを提供することは、移住者に向けた大きなアピール効果を発揮する即効性のある方策だとは思いますが、やはり公営住宅の建設には費用がかかりますし、将来の債務を負うことがありますので現在町では老朽化した町営住宅の維持管理が課題となっている現状も踏まえますと、新たな財政出動は難しいということがあります。そこで町議からご提案をいただいている分譲型住宅なんですけれども、たとえ分譲してですれ将来定住に至ったとしましても、実際そのご家庭についてはその間の子育て期間はあまり長くなく、また限られた戸数の建設では子育て世代や地域人口の確保には、なかなかそれほど大きくは貢献できないのではないかなというふうに思っております。ご提案にあります空き家を借り上げて改修して貸し出すという、こういう比較的費用のかからない方法についてですれ、現在平出の上野地区で実施しております移住体験施設の事業がご提案に近いのではないかなと思います。この施設、国の交付金を活用してリフォームした物件であります。1年ずつ更新となっておりますが、現在お住まいの方4年目を迎えて5年間の満期に近づいておりますけれども、現在の入居者は引き続き定住に向けて検討をいただいております。この制度空き家物件を活用して移住体験者と地域との交流を促進し、地域が移住希望者を定住に向けて支援し定住化を図るといところがこの目的の事業であります。町が間に入ることで所有や地域にとっても信頼性が担保されます。この事業空き家を活用して地域と共に行う移住定住施策の有効な手段となるというふうに考えております。こ

の上野の移住体験住宅の成果によっては、今後川島地区も含めて全町的にも受け入れ地域があれば交付金等の活用を視野に検討していきたいと考えております。特に川島地区については民間物件や旧教員住宅などのDIY事業をいくつか経験し、地域ぐるみで取り組んでこられたことから事業そのものに地域の支持が得られつつあるのではないかと思いますので、引き続きこうした活動に焦点をあてて情報発信力を強めることで、空き家の所有者への理解を得られ物件の掘り起こしにもつながっていくものと考えております。以上です。

○樋口（4番）

今の答弁の中でですね、上野での物件の件について一定の評価をしているというふうに私は理解しましたがけれども、ではなぜこの4年間ほかの地区でやらなかったのかそこをお聞きします。

○まちづくり政策課長

答弁の中にございましたとおり、この空き家は物件に焦点をあてるのではなくて、移住者空き家をリフォームした空き家に住まう移住者を、地域がどのように支援しながらたとえその物件が5年間の期限でその先住まうことができなくても、同じ地域の中で別の物件等支援をして引き続き定住に結びつけていくか、この地域の理解が重視される制度でございまして、この間はこの件について5年間の中で評価を加える期間であるというふうに理解しております。以上です。

○樋口（4番）

ぜひですね他の地区も川島に限らずですね、他の地区もそういった可能性があればぜひ進めていただきたいと思います。先日川島小学校の存続委員会、保護者の皆さん等からですね小学校の存続の要望書が町へ出されたかと思います。川島区はもとよりですね各地域でも小学校を核とした地域の活性化を模索していると思っております。子どもが真ん中の地域でないと未来の活性化は期待できません。そのためには多くの子育て世代の皆さんに選んでもらえるまちづくり、地域づくりが大切です。そしてそこには魅力のある学校が必要です。一人ひとりの活躍が作り出す住み続けたいまち、次世代を担う人材が育つまち、そこに向かって辰野町の真ん中に子どもたちの笑顔がある学び舎を新しい学校の姿をぜひ実現してもらいたい。町長は9月議会で来年1月には方針を出すと言われておりますけれども、町の活性化を図る中でですね子どもの存在、小学校の位置づけっていうのは大きな意味をもってくると思います。町長のお

考えをお聞きします。

○町長

はい。ご質問のとおり子育て世代の皆さんに選んでもらえるまちづくり、地域づくりが大切だと思っております。また魅力ある学校づくりについても同様の考えでおります。これまでも繰り返し述べてきているところではありますが、大切なのは住民が愛着と誇りをもって住み続けたいと思える、持続可能性のある地域を実現することにあると考えております。児童数や学校運営にかかる費用といった数値だけではなく、地域にとって例えば川島小学校がどういった存在であるのか、それを踏まえたうえで地域がどんな行動をしていくのかが、非常に重要であると考えているところであります。以上です。

○樋口（4番）

はい、ありがとうございます。未来へ向けてですねやはり子どもが子どもの笑顔がある地域、ここは欠かせない部分だと思います。そのためにですねこの移住定住施策もあり、その中にその真ん中にあるのが小学校だということを、ぜひお願いをして次の質問に向かいたいと思います。次にですね松くい虫対策と森林整備についてお伺いをします。先般辰野町の松くい虫対策協議会が発足いたしました。今年度の被害状況も新聞報道等でされておりましたけれども、幸いにも被害木は少なかったということでもあります。他市町村ではですね被害が進む中で協議会が発足してきているような地域もございます。そんな中で辰野町では比較的早く協議会を発足させたと思っております。各地で被害を食い止めることができずに拡大の一途ですけれども、この協議会の果たす役割についてお聞きしたいと思っております。

○産業振興課長

はい。それでは松くい虫対策協議会の役割につきましてお答えをしたいと思います。この協議会の規約にもございますけれども、この目的も含めましてこの協議会は松くい虫の被害の状況を把握し、また被害の蔓延の未然防止と防除対策またその処理を適正に実施をいたしまして、また関係する皆様の関係者間においての連絡調整を図り、町の特産品であるマツタケの発生地でございます松林を含め、松林の保護育成を果たすことがその役割であるというふうに考えております。

○樋口（4番）

先ほど言いましたとおり、現在被害が最小限に留まっております。今回答の中ので

すね未然防止を図るという言葉がございました。ただ周りの状況を見ていますとすね拡大の心配っていうものは拭えません。被害の要因、被害拡大の要因というものは町はどのように捉えているかをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

はい。ご承知のようにですねこの松くい虫の原因となりますマツノザイセンチュウ、それを運ぶ媒介昆虫マツノマダラカミキリ等が媒介昆虫としてあげられるわけですが、やはりその昆虫の生息に対しましてこれも温暖化等によりましてですね、標高の低いところから標高の高いところに徐々に被害が及んでいるというふうに言われているところでもございますし、またもう一方ですね被害木の移動等にもよりまして飛び火的なですね、被害の拡大も言われているところでございます。以上でございます。

○樋口（4番）

近隣ですね市町村、特に被害の拡大が見られる塩尻市、箕輪町、また先般発見されておりますけども岡谷市、隣接の市町村との連携についてどのようにお考えかお聞かせください。

○産業振興課長

はい。隣接いたします市町につきましてはですね、それぞれ被害が確認された場合はですね、辰野町へ情報提供をいただけるようお願いをしておりますし、こちらからも随時確認をしているところでございます。

○樋口（4番）

特にですね箕輪町さん、こちらの方の被害が心配でございます。ぜひ近隣の情報を取りながら特に北大出それから樋口、この地区の状況について見守っていただきたいと思っております。協議会の資料の中にですね辰野町の区分がございました。南部と北部は未被害地域の中の危険未被害地域、中部地区がですね予防未被害地域っていうふうに分けられております。この境なんですけれども、この分けによってですね材の移動だとかそういったものに若干制限が違います。この境ってのはどこら辺をもってその境を決めているんでしょうか。

○産業振興課長

はい。今、後段質問ありました材の移動という部分についてはですね、辰野町はひとくくりにおいて未被害地域ということになっておりますので、全体的には違うわけ

でございますけども、その分けられている中の今質問にございました危険未被害地域の部分の南部、北部また予防未被害地域である中部との境ということでございますけども、適用条件等にもそのご覧いただいております適用条件等にもあるわけでございますけども、辰野町南部、北部は箕輪町と辰野の境から2キロということでございますので、概ね羽場、向袋あたりまでがその境にあたると、あと北は塩尻市の境でございますけどもそちらも2キロとすればですね、小野下雨沢あたりがその危険未被害地域という部分にあたるものと思います。ですので残りの部分中部という部分はですね、その2キロから内側ということになりますので、その部分が予防未被害地域というふうな境を決めさせていただいてるところでございます。

○樋口（4番）

伐採及び移動、やはりここが大きな問題ではないかなと思います。以前の議会でも質問いたしましたけども、温暖化の進む昨今昆虫の世界でもですね従来いるはずのない、いなかったツマグロヒョウモンが今普通に日常見られる、こんな温暖化が進んでいる現状でございます。そんな中でですね、例えば材の移動も10月から翌年の5月までの間は移動制限がない、これ県の方針なんですけども、温暖化の進む中でですね、こういった制限をかけてる期限がずっと以前からおんなじような状態、このような状態の中でですね本当に松くい虫の被害が止められるのか、そういった心配がございます。またですね、山からの移動これは森林組合や伐採業者さんの方ですので、集積場所が限られておりますのでこちら辺は制限できると思います。ただその先ですね木材市場からの移動についてはほとんど注意喚起もないように思います。例えば安曇野の市場からですねアカマツのチップ材を積んだトラックが153を通過して飯田のチップ工場へ入る、これは日常普通に考えられることなんですけれども、それに加えて一番私が危惧しているのは薪の問題、これはですね箕輪、南箕輪、伊那市で生産されたアカマツの薪がそのまま辰野町の方へ入ってくるという可能性がございます。こちら辺の危機管理、前の質問でですね広報等でやるというようなお考えをお聞かせ願いましたけれども、どの程度広報活動をした今後どのような状況で、町民に対してPRしていくのかっていうことについてお聞きします。

○産業振興課長

はい。今、前段質問ありました薪等の問題でございます。こちらにつきましてはですね引き続き時期を見計らう中でですね年1回、最低でも1回はですね広報等で薪等

の移動によってもマツノマダラカミキリまたはセンチウ等がですね、移動するという部分については広報啓発をしてまいりたいと思っております。また最初の方にお話のございました確かに施業指針の中におきます、10月から5月マツノマダラカミキリの成虫の活動期等の移動等の問題もございまして、そこらへんが議員おっしゃられるようにですね、こう気候が変わってくる中で適切な期間ではないのではないかというふうなお話もございました。確かに議員のご指摘のとおりですね、気候が変わりつつある中で昆虫類のこう発生の時期またこう生息の時期等も変わってくるかと思えます。そういう部分踏まえる中でですね、辰野独自の基準ではございませんので、上伊那の独自基準の見直しまたあるいは県の基準の見直しという部分については、協議会の方で検討がなされていくものというふうに考えております。

○樋口（4番）

ぜひですねそこら辺の働きかけ、それはきちんとしていただきたいそのように思います。現在ですねその搬出間伐、里山整備事業による切り捨て間伐、更新伐、鳥獣対策等による緩衝帯施業等々さまざまな事業で山の整備が行われております。それに加えてですね、近年はですね台風などによる風倒木被害、こういった心配もですね考えなければいけません。手入れの遅れた林にですね強い間伐をすると台風等で風倒木被害を招く恐れがあります。また切り捨て間伐をするとですね災害の温床になるばかりか、里山に足も踏み入れることが困難になってしまいます。里山の荒廃につながりかねません。里山整備ではですね間伐のところには県はお金が出るんですけども、灌木は切らないとかですね、家に近い場所はやはりいろんな危険があるので切らないとか、里山整備を考え景観を考えるとですね、一番やってもらいたいところに手が入らないというような現状も見えております。そんなような所へですね、県の事業でできないところへちょっと町の費用を入れて整備をすとかですね、そのようなかさ上げという表現がいいのかわかりませんが、県の事業が手が及ばないところへもう少し範囲を広げて、きれいにするというような考えはできないものでしょうか。

○産業振興課長

はい。町独自のそういう事業ができないかというお話でございます。議員ご質問の中にありましたようにですね、間伐する中にですね雑木といいますかそういうものは切らないとか、家から10メートルですかほどは間伐をしないとかそういう話もございました。間伐っていうくくりでいきますと上層木ですね、カラマツ林であればカラ

マツ等でありますけども、当然その上層木の部分の間伐3割以上という部分が県の基準の中で決められての事業でございますけども、その下層木であります広葉樹等ナラ、クリまたサクラ等がある場合はですね、そちらの方は特に手をつけずにですね少ない除伐程度で残すとか、そういう施業方法もあるわけでございます。そういうところのですね施業の指針等をですね、しっかり見直す中で今質問いただきましたような部分、町としてのかさ上げという表現もございましたけども、町としての施業施策的な部分を、県の事業に照らし合わせながら施業体系等を作ればというふうに考えております。

○樋口（4番）

以前にも聞いておりますけれども、今辰野町では松くい虫対策の緩衝帯施業ってものは対象外ということでございます。しかしながらこの里山整備をですねどう考えてくのか、景観の問題と松くい虫の問題と、それから先ほど話しました台風等による風倒木災害からの回避ですね。実はですねこの12月私どもの地域でですね、住宅に隣接している木を全部切ろうという話がございます、実際手をつける現場がございます。残念ながら補助金等はないので全部自力でやるわけですがけれども、里山整備の段階で景観も大事ですし住民が入れる山作りも大事です。松くい虫対策もこれはやっていかなければいけない、今のいう風倒木の問題もあります。こういったことを考えるとですね84%ですが森林の辰野町においてですね、この里山の整備というものをやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかな。森林譲与税の活用も含めてですね、里山のアカマツは皆伐して樹種転換を図るとかですね、そのような町独自のですね、里山に対する施業方法、こういったものがあってもいいんじゃないかなと思います、そこら辺の町の考えをお聞かせください。

○産業振興課長

はい。それでは町独自のですね里山整備の考えということでございます。今ご質問にもありましたように現在国から森林環境譲与税を受ける中でですね、その主な利用でございます里山の整備をするにあたっての今準備をここ来年度までかけて実施をする予定でございます。森林環境譲与税でございますけども、現在ある県・国の事業的な補助事業でございますけども、それ以外町が独自に考えるものについては、有効的に利用できるという要綱になっておりますので、今議員提案いただいたような内容もですね、いよいよ里山それぞれの所有者の皆さんからアンケートを受けた中で、手

入れ等する場面になった際にはですね、そういただいた部分の意見等施業指針の中に含めさせていただいて、取り組んでいければというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○樋口（4番）

はい。辰野町独自のですね施業方法をですね確立していただいて、整備された里山が辰野町ぐるっとこう取り囲めるような、そんなまちづくりを目指していただきたいと思います。今見えるですねアカマツの風景、辰野町は45%くらいだったと思います、アカマツ林が。そんな中でカラマツは30何%ですか、やはりね圧倒的にアカマツが多いんですね。このアカマツの見える景色っていうのはですね、これは近い将来当たり前じゃなくなってしまう、近隣塩尻市、松本市に行けばアカマツの見える景色はもう当たり前じゃないんですね。庁舎からこう周りを見回しますとですね大城山なんかはもうほとんどアカマツですよ。松くい虫が一旦入ればあの山はほとんど裸になってしまう、そういった景色をですね何とか防いでですね緑を残す、アカマツ林を残す、町の一つの産業であるマツタケ生産を守るという意味でもですね、里山整備というのは欠かせない事業ではないかなと思っております。近隣と同じことをやっけてはですね松くい虫の被害を止めることはできないと思います。もっと積極的に里山整備を進めて緩衝帯を作りながら守るべき松林を守るということをお願いをしたい、また100年かけて守ってきた今の森林の景色をですね、未来へ残すためにまた自然災害に強い森づくりを進めるために、適切な施策を要望して質問終わりたいと思います。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は11時55分、11時55分といたします。

休憩開始 11時 42分

再開時間 11時 55分

○議長

再開いたします。質問順位10番、議席11番、小澤睦美議員。

【質問順位10番 議席11番 小澤 睦美 議員】

○小澤（11番）

質問の許可をいただきました3点について質問させていただきます。最初に横川蛇石発電所竣工について質問します。去る10月27日に横川蛇石発電所の竣工式があり

ました。このことにより川島横川溪谷の新たな観光スポットが誕生したわけですが、町としてどのようにこの観光資源を活用していくのか、その構想についてお伺いします。長野県企業局の作成した横川蛇石発電所のパンフレットに、楽しいダム眺望&スタンプラリーとして自然エネルギーに関する学習の場として、発電所内部をいつでも見学できるギャラリーにパネルを設置していることに加え、自然環境に調和した発電所デザインや雄大なダム眺望が楽しめる展望デッキ、親水公園などにより横川溪谷の新しい観光スポットとなりました。また辰野町、辰野町観光協会主催の横川溪谷原生林トレッキングスタンプラリーも楽しんでいただけます。また地域の皆様との協働として、辰野町及び地元川島区の源上地区皆様とは管理協定を締結し、協働関係を築きつつ発電所の管理運営や周辺環境の維持に取り組んでまいります、とあります。このように長野県企業局としても、この横川蛇石発電所に対しては観光面から地域の発展に寄与していきたいという思いがあると思います。そこで町としてどのように今後この観光資源を活用し、地域の発展につなげていくための構想があるのかお伺いします。

○町長

はい。ただいま小澤議員のほうから横川蛇石発電所、議員とも一緒に竣工式等参加させていただきましたけど、本当にただでさえ魅力のある地域がさらにこの新たな観光スポットが誕生したことによって、本当にすばらしい施設を作っていただいたなあと感謝とこれからは寄せる期待でいっぱいです。そもそもこの蛇石発電所が竣工した場所は、横川溪谷の入り口でありまして経ヶ岳を源としおよそ18キロメートルの全長を有し、国の天然記念物蛇石をはじめキャンプ場、横川ダム、三級の滝などさわやかな風と清流のせせらぎ、新緑や秋の紅葉など一年を通じて人気の観光スポットであります。横川蛇石発電所につきましては、今年の10月の27日に竣工式が催されまして、以降は一般の方も横川ダムの水を利用した水力発電の仕組みを見学できるほか、新日本歩く道紀行100選、あるいは森の道、これかやぶきの館から横川ダム、横川の蛇石、三級の滝をめぐる往復約17.4キロに認定されております。横川溪谷原生林トレッキングこれの立ち寄りポイントにも新たに位置づけられております。この度長野県企業局のご協力によりまして、新ポイントの蛇石発電所を載せたトレッキングのスタンプ帖をリニューアルしていただきました。多くの方がこのスタンプ帖を手で発電所に訪れていただければ幸いに存じます。以下、観光構想についての考えを課

長の方から申し上げます。

○産業振興課長

はい。それではご質問の観光資源を活用して地域の発展につなげる構想は、どのようなことが考えられるかというご質問でございます。まずは先ほどの原生林トレッキングコースの新ポイントに加えられたこと、これはですね普通発電所などについてはですね、敷地等の立ち入りすらできないわけでございますけども、この度企業局の配慮によりまして、議員のご案内にもあったようにですね、実際の水力発電のモーターが見れるのぞき窓といいますか窓が設置をされておりますし、解説等の表示がありこの水力発電所の仕組み等を伺うことができるということも、一つの魅力があって立ち寄るきっかけができるかというふうに思っております。また今ブームになっておりますけども、カード収集というものがございますけれども、横川ダムカード、またこの度の発電所については蛇石発電所カードというものが新たに作られました。またこの施設に立ち寄った際にはですね、先ほどのスタンプ帖のリニューアルいたしましたので、その施設に置いてありますスタンプを手帳に押しただきまして、その下にありますかやぶきの館等に寄っていただければ、このカードを差し上げているということになっております。これもですね一つはかやぶきの館に足を運んでいただける、大きなきっかけ作りにもなったのではないかとこのふうにも思っております。また辰野サイクリングマップございますけれども、そのルートの中で紹介しております辰野の日本昔話ルートがあるわけでございます。これは川島をエリアとしているルートでございますけども、その中の新たな立ち寄りポイントとしてですねそのルートに加えていただくこともできて、一つのこのルートの付加価値が高まるのではないかとこのふうにも考えております。町、町観光協会としましても川島区また地元の源上区に協定を結ばれ、県との協定も結ばれているわけでございますので、その皆様にご協力をいただきながら地域の賑わいを興して、また新たな観光資源としてこの蛇石発電所を活用をしてまいりたいと思っております。以上です。

○小澤（11番）

ちょっと再質問みたいな形になりますけれども、最近残念ながら言われなくなっちゃったんですが、以前は横川溪谷の紅葉ってのは黒部ダムと匹敵するくらい美しいって言うように言われてました。それで現在も秋には紅葉まつり、かやぶきの館の前でやるんですが今年度はできなかったんですが、そういうものを現地でやるような形のイ

ベントみたいな形は取れないとか、また春になればあそこの対岸にサクラが結構美しく咲きます。その桜まつりまた夏にはあそこにバンガロー小屋がありますので、それを利用してのキャンプ等も誘致できるんじゃないかなというように思いますし、冬場も結構人が蛇石の方に足を運ぶってことが、先日大阪のほうのナンバーの車の方から聞いたんですが、冬場でもあそこは隠れた素敵なところだっていうことで聞いてます。ですんで年がら年中結構蛇石まで遊ぶ現在来てる人たちがいるってことを気がついたもんですから、それらの人たちとまた年のイベント、年間を通してのある意味でのイベントを通じて昨日も話がありましたけれど、関わりしろとか関係人口っていうような方々を、来ていただくことによって川島のまた人口増にもつながっていくんじゃないかっていうふうに思っていますが、そのようなイベントを通じた行事を通じた利用を図って、あの観光施設をより有効に活用できないかっていうように思うわけですがいかがでしょうか。

○産業振興課長

はい。小澤議員が最初にお話いただきました紅葉まつり、もみじまつり等あるわけでございます。以前はですねダム上流付近にあります林道手前ですね空き地等でそういう部分を始めたわけでございますけども、やはり来られる方の人数の多さ部分を地域ではまだカバーできないという中で、かやぶきの館の駐車場を利用しての開催というふうに至ったとも聞いているわけでございます。今後はですねせっかくのこういう今ご紹介いただいたようにですね、名だたる紅葉の観光地と匹敵するくらいというご紹介もいただいたわけでございますけども、そういう部分も利用しながらですね今年には箕輪町のもみじ湖にですね、そのお株を取られてしまった分もあるわけでございますけども、それ以前からですね横川の紅葉という部分は知られているところでもございます。地元の振興をする団体の皆さんとですね観光協会とが手を取り合いながらですね、そういう部分もこれから行事等がどういう形で展開するかっていう部分も含めましてですね、考えていきたいと思っております。また近年のキャンプブームが訪れているわけでございますけども、蛇石にもキャンプ場ございまして今年もあそこは無料ということもそこにあるかと思えますけれども、多くのキャンパーの皆さんがですね訪れていただいております。管理はですね地元の皆さんにお願いをさせていただいて、トイレ等も管理をさしていただいているわけでございますけれども、かやぶきの館もですね今年駐車場の一角にですね、レジャービークル用のいわゆるキャンピングカー

ですね、キャンピングカーが止まってそこで電源供給できるような設備を設置する中でですね、訪れるキャンパー等もかやぶきにこう足を伸ばしていただくというような部分も計画している中で、その周辺にですね新たなキャンプ場がそういう観光としていい場所がありますので、そういうまた観光の事業等を捉える中で誘致できないかという部分も考えておりますので、まだまだですねこの蛇石発電所ができたってことも一つのきっかけとなるわけでございますけども、さまざまなブームがこういう中で到来してるという好機を捉える中でですね、川島横川溪谷等も売り出していければというふうに考えております。以上です。

○小澤（11 番）

今いろいろの今後考えていただけるってことを聞きましたので、ぜひ観光を使つての地域開発っていう面でも有効だと思いますし、かやぶきの館も非常に潤うんではないかというように思いますので、ぜひそれらについて期待して次の質問にうつらさしていただきます。次に横川蛇石発電所を見学するには、車の場合発電所近くにある駐車場まで行くのが好ましいわけですが、この場合県道から源上地区の町道に入り、さらに片側が畑という山際にある道路を使って駐車場に行くこととなります。しかしこの道路は生活道路ということもあり、わかりにくくその上道幅も狭いため車のすれ違いにも難儀を強いられています。観光面からもこの不便さを解消し、横川蛇石発電所を見学に来た人たちがスムーズに駐車場に到達できるよう、源上公民館付近から駐車場にかけて現にある道路の改修かあるいは道路の付け替えができないかお伺いします。

○建設水道課長

横川蛇石発電所の建設につきまして平成27年度から約6年間をかけたんですね、この発電所が竣工されるようになりました。この間にですね川島区や源上地区の関係者と何回も打ち合わせをする中で、今回の道路問題も含めこの竣工を迎えております。また打ち合わせの中で言われた言葉の中ではですね、アクセスは源上の神社に駐車していただいて歩いていただくってということで、地元の方とも協議が済んで動いている状況でございます。現道の整備につきましてはですね地域の皆さんの要望やまた土地の提供等協力ができないってということと、事業費の中でかなり難しい状況でございます。また現在既存のある源上の公民館の駐車場と、発電所の駐車場との高低差が約10メートル以上ありましてですね、取り付け道路等難しい状況でございます。

高低差を解消した橋の新設となりますと、橋が長い橋を架けなきゃいけないということで多額の事業費が予想されて難しい提案と思われます。以上です。

○小澤（11 番）

今、源上公民館前の駐車場っていうような話もありました。正直言いますと今朝私見てきました。現在源上公民館の前の駐車場に駐車禁止の看板が置かれてますし、また源上の公民館から上の駐車場まで行く道路んところには柵があって、そこにも駐車禁止をご遠慮くださいっていうような看板もありました。そのためにじゃあ駐車場に行くにもう一個の先ほどありました、町道から区内を通っていく道を行ってみたんですが、山際のところの畑まで行ってもう少し行こうと思ったときに、ちょうどサルがいたんですけれどその前のところに電柵がありまして、電柵が通ってるもんですから奥には駐車場には行けないっていうような状態になってます。先ほど言いましたけどせっかく県の企業局があれだけの施設を作っていたら、多くの皆さんに見ていただきたいっていう施設だと思うんですが、今言いましたように駐車場には駐車禁止っていうかご遠慮くださいっていうありますし、柵があって行けないという状態で気楽に行くような状態にはなってません。それで先ほど言った竣工式のときにちょうど企業局の管理者と話したんですが、正直企業局は営利企業だというふうに感じてるわけなんですけれど、ですんでせっかくの施設ですんで企業局と町と話をしていただいて、何とかできませんかということも管理者とも話しました。町の町長さんと話してくれよっていうような話で終わってしまったんですが、せっかく作っていただいたものですから、先ほどから言ってますけれど有効に活用するためにももう一度、先ほど高低差があるためにだめだという話ですけれど、何らかの手で企業局と共同して作っていただくようなことができないか、企業局に相談していただけないか再度質問させていただきます。

○建設水道課長

県の企業局でございますが、県民のための利益になるものを建設するという中で対応していただいております。相談することは可能なので相談をしてはみますが、ちょっと難しいかなと思われます。以上です。

○小澤（11 番）

県民のためにとって言いましたけれど、私も県民ですんでまたそういうことを踏まえながらぜひ企業局と相談をいただければ幸いです。それでは次の大きな件名の 2 番目

ですけれど、高校再編計画における辰野高校の存続に向けて質問いたします。過日の令和2年11月26日伊那合同庁舎において、長野県教育委員会は県立高校第2期再編に向けた再編・整備計画1次のうち、伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の再編統合に向けて地元の意見を聞く第1回伊那新高再編実施計画懇話会を開催しました。そして今後新校の開校に向けて、再編実施基本計画を決め県議会に同意を求めるということであります。この高校再編計画については懇話会の資料によりますと再編・整備方針これから実施する計画では、上伊那総合学科高校、仮称ですがまた上伊那総合技術高校（仮称）を設置するとあります。そしてこの設置校に対する再編対象校は、令和3年の再編・整備計画2次案で公表予定とされています。したがって平成30年9月の実施方針策定時には、中山間地存立校となっている辰野高校は微妙な位置にあるのかと思います。しかし辰野町にとって辰野高校を失うようなことは絶対にあってはならないことだと思います。現在辰野高校の同窓会等も存続に向けて活動しているように聞いておりますが、ちょうど1年前の12月議会において辰野町としてどのような取り組みを行うか質問した際、先生方に代わって学校、町、地元企業、地域をつなぐコーディネーターする人材を地域おこし協力隊として募集するという回答をいただきました。質問いたします。1点目ですがそのコーディネーターする協力隊員は確保できたのか、またその現状と活動状況について質問します。2点目の質問ですが高校生が希望しているサッカー場トイレの改築と校門坂の電灯増設など施設整備について質問します。昨年度議会と辰高生との懇談会や今年度三者協議会において出された要望に、サッカーグラウンドのトイレの改築や校門の坂道の電灯の増設が挙がっていますが、辰野町がそれらの工事を行うことができないかということです。特にサッカー場のトイレについては下水道の配水管との距離があるため多額の費用がかかると言われておりましたけれど、グラウンド下の町道よりに建設した場合、現在の場所で改修するより少額で施工できると思います。このトイレの問題については、辰野町も取り組みを進めているSDGs持続可能な開発目標、その中の17の目標の6番目に、安全な水とトイレを世界中に、すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するとありますが、町として辰野高校存続のためにも改修する考えはないか、以上2点について質問いたします。

○町長

はい。辰野高校は県の施設ではありますが、町としてもなくてはならない大切な地

元の高校これの教育環境整備は支援したいという思いであります。辰野高校教育環境整備負担金、令和2年度は100万円を計上しまして、毎年辰野高校教育環境整備期成同盟会の常任理事会などにも参加しまして情報交換を行っております。この中で学校の実情と町への要望などをお聞きしてきましたが、今後も引き続き学校の存続につながる支援に取り組まさせていただき所存であります。さらに今年度から高校・短大と地域をつなぐコーディネーターとして、地域おこし協力隊1名を委嘱して授業支援などのお手伝いもさせていただいております。詳細につきましては、2点目のご質問も含めて担当課長よりお答えさせていただきます。

○総務課長

それでは1点目の協力隊員の現状と活動について、お答えをさせていただきたいと思います。着任当初の4月5月につきましては、ご存知のとおり学校などの休業という大変な時期でございました。そういった中でまずは情報収集と、それから以後の活動に生かせる知識等の習得に、時間を充てていただいたところであります。具体的に申し上げますと、議員先ほどお話のありましたSDGs持続可能な開発目標、地方創生、ファシリテーション技術に関することを勉強していただいております。特にSDGsについては今後の社会活動、ビジネス、地域づくりに欠かせないものとしまして、教育現場や企業等で注目されています。高校でも2022年度から全面実施されます、新学習指導要領の中で持続可能な社会の創り手の育成が明記されており、担当する協力隊員につきましては、8月に2030SDGsカードゲームファシリテーターといった資格も取得していただいております。学校の休業等が落ち着いて活動ができるようになりました6月以降は、辰野高校商業科におきましてマーケティング授業や探求学習授業の支援を行っていただいております。さらに町民を対象としましたSDGsのカードゲーム体験会を実施していただいております、SDGsの考え方の普及を通じて高校と地域をつなげる活動を着実に進めていただいていると私は評価をしております。2点目の施設整備についてでございます。第2グラウンドサッカー場のトイレ改修につきましては、本年7月の先ほど町長申しあげました常任理事会の席上でも話が出ました。町としましても早速、副町長とあわせて現地確認をさせていただいて、いろいろ検討させていただきました。下水道への接続はちょっと厳しいかなという中で、例えば浄化槽とかを作っただけでこの方にこう整備していけば、意外と安価に整備できるんじゃないかなんてことも確認をしまして、改めて学校側へ提案、意向を伺いました。ところが学校側

としましては校内のトイレ改修がまだ進んでない段階において、そちらの方が優先事項であると、グランドのトイレの早期改修は現時点では希望しないよということでお答えでしたので、対応自体は保留をさせていただいてる状況にあります。また校門坂の電灯増設につきましては、三者協議会で要望があった後にすでに増設対応済みというふうに伺っております。今後も学校の方と連携をまた情報交換を密にしまして、必要な対応をとってまいりたいと思います。以上であります。

○小澤（11 番）

丁寧な回答いただいてありがとうございます。コーディネートの方の活動状況は詳しく説明いただいて、本当に大変なことをやっていたらというように思うと同時に、今後もぜひ活動を続けていただきたいなというのを思っています。過日なんですけど辰野中学校の校長先生と話したときがありまして、その中でもコーディネートの方が高校と結びつきをつなげるような活動も、協力いただいているっていうようなことを聞きまして、先生も非常に喜んでましたんで、その面からも町全体を通しての辰高存続に向けていただければと思いますんで、これからも活動続けていただきたいということを希望します。それとあとトイレの関係ですけれど、ちょっとびっくりしちゃったんですが、トイレずっと高校生と話す中でももう何十年まではいかないでしょうけど、困ってるって聞いてほいで三者協議会とかまた懇談会の中でも、こういうことがありましたってことを校長先生にも伝えてきたんですが、先ほどの話だと断られたっていうかちょっとショックな出来事なんですけど、県立高校ではありますけれど辰野町として予算化してやってやるってことも、また辰高の存続につながっていくのではないかというように思いますんで、県の高校の事務局の方はたぶん予算化申し出たら、県の方で断られるっていう前提で答えているんじゃないかと思いますけれど、町としてやりますよってことを、やらしていただきたいとかそういうお願いを県教委にも伝えることができるんじゃないかというように思いますので、その努力をしていただきたいというように思います。高校の先ほどの街灯の話ですけれど、これも先般の辰高生との懇談会の中で言われたことなんですけど、つけていただいていたのはあるんですけどまだ暗いよという話がありましたんで、ぜひその点をもう1回検証いただければというように思います。以上希望申し上げます。次に3番目の質問に移らさせていただきますが、川島小学校存廃問題についてということであります。この質問については昨日の山寺議員、向山議員、そして先ほど樋口議員の質問にもありましたんで、若干、

若干ていますか重複するところがあると思いますけれども質問さしていただきますけれども、ちょっと質問順序を変えさせていただきますして、2番目の総合教育会議において協議・調整を行うのかについて、先に質問さしていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。町長は3年前平成30年3月26日の総合教育会議において、平成29年9月26日辰野町立小中学校あり方検討委員会から教育委員会に答申された、学級規模が概ね10人としその後も増加の見通しが立たない場合、関係校の統廃合について教育委員会において検討されたいとの提言書に反して、「移住モデル地区の認定有効期間さらには後期基本計画の実施計画期間の3年間をチャレンジ期間として取り組まさせていただきますと思ひます。そして私の想ひは3年間徹底的に挑戦させていただきます、その時間を私にくださいと願ひするだけであります」として町長のある意味一方的な宣言により、3年間の存続期間が決まり今日に至っております。しかし本来の総合教育会議は町長と教育委員会が教育施策について協議調整する合議体であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて地方公共団体に設置されたものです。質問いたします。今回は川島小学校の存続について決める際には、本来の総合教育会議設置の趣旨に則り総合教育会議を開催し、辰野町の教育をあずかる教育委員会と協議の上存廃を決めるべきと思ひますが、町長は総合教育会議において協議・調整を行う考えがあるか質問いたします。

○教育長

はい。小澤議員の質問にお答えしたいと思ひます。本当ならば1番を先に言っただけだと、町長の方からいつというのがはっきり出るんですけども、実はこの日って言うのは総合教育会議を予定しております。総合教育会議の場でこの3年間やってきたこと総括しながら町長の方で町長の意見としてこう出されるということでございます。そんなふうに乗っております。まだ1箇月の半でございますのでね、町長自身がどういう方向で今進めているかって言うのは私まったくこう話は伺っておりません。個人的にこう突っついて聞いてみてもまったくねまだ思案中でっていう話ですのでね、これはまあ大事にしておいていただければなあと思ひます。総合教育会議の意味って言うのは今言われるように、町で言いますと町長部局と教育委員会とが町の教育施策について協議をし、そして一定の合意をみたところからやっていきましょうというふうになっております。これ非常に大きな課題ですのでねそれぞれの町長の立場それから教育委員会の立場がでございます。3年前の総合教育会議3月26日のときに

も私町長の方から表明されたときに、教育委員会の立場はこうで町長の立場はまた教育委員会の立場とは違う視点でこう見て町政全体を見てるので、こう違いが出てきますってのはそういう協議をさせていただいたってのは記憶しております。以上です。

○小澤（11 番）

2 番目ということで準備がっていう話で申し訳なく思ってますが、一応総合教育会議を開催するという話でありますので、教育長に2点について質問させていただきます。町長今回川島小学校存廃についてやるということですので、教育委員会の立場っていうことについてお伺いしたいんですが、昨日の山寺議員の町内小中学校の教育方針についての、町内小中学校5校統廃合についての質問の中で、町内小中学校あり方検討委員会からの提言について大事にし、変更はないとの答弁であったというふうに理解しました。このことは私も何回か教育長にお尋ねしているんですが、教育長の今までの答弁の中でも提言を大事にしたいとの答弁に、それは表れているというふうに理解してます。そのような中での今回総合会議が開催されるわけですけど、教育委員会の見解ということでなっている子どもの学びの環境、質の観点から見解の中の②にあります統合の実施日は早急に決定する必要があるとの教育委員会の思いは現在も変わらないのか再度お伺いしたいと思います。もう1点なんですけどちょっと過去になって教育長さん思い出していただけるかと思えますけれど、平成30年の3月の熊谷議員が移住希望者に川島小学校をどのように紹介するのか、町の対応についての質問の答弁において教育長さんは学校は地域の拠り所、この考えは私も大賛成でございます。ただ学校にはやはり地域の子どもがいてということなんだろうなと思うんです。そこで私は前々からこの場でもそうですけれど、町の施策と学校の存続というものは切り離して考えるべきだと、こういうふうに申し上げてまいりました。町の中心から車で20分もあればほとんどの地区へ行くことができるこの辰野町でございます。ですから20分ほどですべてのところに行くことができる辰野町ですから、移住定住の施策と学校があるなしっていうのは、あんまり関係ないんだろうと勝手に思っています。実際には学校はない、小学校がない、沢底だとか小横川にも移住定住の方たちが来ているっていう事実を見ますと、あんまり関係ないのではないかなあというふうに思っております。前々から私そう思っておるところでございますというふうに答弁しているわけですけど、現在も思いは同じでしょうか。2点について質問いたします。

○教育長

はい。この6年間その私とその小中学校の教育に対する考えってのは、昨日ね山寺議員の質問に答えさせていただきましたが、この思いってのは変わってないんですね。どうであれ実際に子どもたちが今学校にいるというこの現実を見たときに、これ昨日向山議員は時間がなくて質問されなかったんだけど、もし閉じるっていったときに、早急に閉じることは可能かどうかって考えたときに子どもにとってですよ、これ非常に厳しいことになってしまうんですね。子どもの学ぶその保障ってのはやっぱり最後まで極力大事にしていかなければいけないので、仮にこれ川島の話をするわけじゃあないですけど、学校をいろいろの事情で来年の3月じゃあもう閉じましようとして決めても完全に閉じるのは、じゃあ変な話で来年の3月にできるかったら机の上ではできるんだけど、子どもの学びだとかいろいろ考えればそんなことはできないですね。実際にさまざまな事情があっている子どもたちの一人ひとりどうするかっていうことは、これまた考えていかなきゃいけないので、どこの自治体でもそうなんですけど、学校の統廃合を決めてある学校を閉じますってなったときには、必ず何年かの猶予はもたないとこれは子どもに対して申し訳ないと、そういう気持ちは今でももっております。ですからあくまでも教育委員会としましては、その今いる子どもたちの学びはやっぱり保障してかなければいけない、でも現実問題いろいろ子どもの数減ってくとか財政はどうだとか、こうさまざまな要因があって仕方がなくそういう方向になったときには、ある程度余裕ってか猶予をもってかないとこれは混乱させてしまう、子どもたちにはその何ていうんですかね責任を負わせてはまずいんだろうと思うんですね。やっぱりそこは大事にしていかなければいけないんだろうと思います。やはり学校っていうのは地域の拠り所ってのは、これはもう私も変わってございません。今の沢底っていう話を出されましたけど、例えば旧朝日村のことでいえば昔は樋口にも赤羽にも沢底にも平出にもみんな学校がありました。それぞれがこう統合していく中で整理されていって現在の東小学校ね、朝日小学校になってるわけですけど、やはりこれじゃあ相当の時間をかけてこうふうになっているわけですのでね、やっぱり地域においてもその学校っていうものは、子どもの学びにとっても大事なことで地域にとっても大事なところ、そこはこう考えていかなければいけない、ただ教育委員会にするとどちらかという子ども、昨日も答弁させていただきましたけれど、小学校6年間あるいは中学3年間しっかり学べればよかったねではすまない、その子どもた

ちにはこれからずっと長い将来この社会で生き抜いていってもらわなければいけないわけで、そこまで教育っていうのは責任をもってかなければいけないっていうことでございますので、基本これは町長の立場と多少違うかもしれない、子どものそこまで将来まで責任を持たなければいけないのが教育だと思っております。ちょっと正確な回答になったかどうかわかりませんが。

○小澤（11 番）

最後に教育長さん正確な回答になったかわからないという話で、私もちょっとこんがらかっちゃったんですが、そうしますと今川島小学校1年から6年まで12名いる、来年は9名になる1年生が現在確かいたと思いますので、1年生が卒業するまで6年間は面倒を見なければいけないというふうに解釈すればいいのでしょうか。教育長にお伺いします。

○教育長

はい。そういうことではなくてね、そこは今の1年生が卒業するまでとかこれはちょっと仮定の話ですのでね、私はここでいろいろ言うとまたへんに誤解されてもいけないんだけど、これはじゃあすべての子どもたちがいなくなるまで待つのかとか、そういう問題ではないんだけど、理解していただきたいのは乱暴に来年閉じますとか、そういうことはできないんじゃないかということです。実際そこで学んでいる子どもがおりますので。

小澤（11 番）

ちょっと昨日やさしい日本語っていう話もあったんですけど、今の話だと結局1年生が卒業するまで見なければいけないっていうふうに思うんですが、そういうことではないんですかね。

○教育長

すいません、私もどういうふうに説明したらこうわかっていただけるか、私頭混乱しておりますけれど、時間的にそのね1年生が卒業するまで6年間見るとかそういう問題ではないんだろうと。ただその子の学びの中でもしかするとほかの学校へっていうこともあるんだろうけど、そこらへんは時間かけて理解をしていただいたりしていきながらという形になっていくんだろうと思いますので、ただこれはあくまでも仮定の話ですのでね、実際にそのときになったときにどうふうにしていくのかってのは、また個々に対応させていただきたいと思います。

○小澤（11 番）

議会が終わってから十分私ももう1回意味を考えさせていただきたいなと思ってます。同じ点で町長にお伺いしますけれど、先ほど言われた教育長、移住定住政策と川島小学校の存続とは関係ないというように言われていたように思ってるんですが、町長が5年後には入学児童が町内で100人をきるっていうことは統計上でもはっきりしてるわけですが、来年の9名先ほど言いましたけど小学校を存続するっていうことは、やっぱり町全体の教育を考えたときにその判断はいいのかなというように私は思います。このことは昨日向山議員も最終まで質問しなかったわけですが、町内小中学校のあり方に関する町長の考え方の具体化についての質問っていう中で、辰野町の教育の根底に関わる問題であると指摘しているわけですが、提言についても10人以下は難しいってことは教育現場でも言われてることでありました。それを3年間引き伸ばしてきたということは、町長の周りの方はわからないですけど、私の周りの方は変じゃないかというように言ってます。それで先ほど言いましたように教育長、移住定住政策っていう感じと教育とは考え方が違うっていうように思うんですが、今後も移住定住政策と川島小学校との存廃ってのを、同一のまな板じゃないですけど同じように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○町長

はい。ちょっと元へ戻りますけれど、3年前に表明した3年が終わろうとしている次なる表明時期ですけれども、年明けの来月1月25日に、本年度第2回目になります辰野町総合教育会議が予定されております。この会議の席上で私のその時点での考えを述べたいと考えております。そこでただ今の質問でございます。移住定住政策と教育をですね子どもの学びあるいは教育、人それぞれ考えはあるんでしょうけど、そもそもですね川島地区の皆さんが地域の人口が減ってってしまう、このままでは川島がなくなってしまう、そういう中でほかの地区に先駆けて減少対策委員会をつくって、何とか川島を存続させていきたいという思いでスタートしたと聞いております。その中で地域を存続させるにはやはり人がまずいること、減ってく人をどう維持してあるいはできれば積極的に多くの人を呼び込む、そういう政策の中でいろんな考え方があります。シニア世代で全国1位という評価もいただきましたけども、中高年の方が移住してくるのももちろん歓迎しなければいけないし、子育て世代の皆さんが来ることも本当にこれはより歓迎しなければいけないことかなあとと思います。ただ長く地

域が存続するためには、やはり本当に、特に最近私も寂しく思うのは下伊那の小さな小学校もさらにまた存続危機が叫ばれておると聞いております。いろんな地域の伝統文化、お祭り等も含めてですね本当に担い手がいなくなっていってしまう、つまりやはり子どもたちあるいは少年がいれば未来はつながっていく、それもひとつの見方かなと思っております。そういう中で本当に歴史のある川島小学校が昔から存続している、その川島小学校を存続させたいさせていくことが、まず解決策のひとつというような見方も当然認めていいのではないかなという考えでおります。そういう中でですね、いろいろ含めて現在もその先ほど言った来月の教育会議での表明に向けて、現在考え方を整理しているところであります。富士山は登ったことはあるんですけど、ちょっと今毎日こうまとめながら登ったことも見たこともないんですけど、エベレストへ登るような気持ちで、今何が待ち受けているんだろうかと自分の考えをこうまとめていく中でも、まだ迷いも当然ありますしどうい世界を自分は表明しなければいけないんだと、当然表明にも責任も生じますのでそういう中でただ一言だけ言わせてもらいます。やはり教育は私の独断で決めるものではないと思いますし、昨日向山議員のご発言の中にもありましたけど、先ほどの小澤議員の話もありました、教育委員会とのですね調整・協議というものも当然必要となってきますので、今回は本当にどういう形で進むかわかりませんが、しっかりと皆さんで考えていきたいそんなような場作りをまたお願いして表明していきたいなと考えております。今日はそこまでにしていただきたいと思います。以上です。

○議長

小澤議員、時間です。

○小澤（11番）

時間が過ぎちゃったもんですからいけないんですけど、この質問したのは女団連と一緒に一緒じゃあなかった女団連との懇談会の中で、年末か年始初めにはしたいっていう約束してるみたいなもんですから、ぜひそれに合わせてやるのが町長としての約束事の中の努めじゃあないかなあというように思ったもんですから、質問させていただきました。ちょっと申し訳ないです。もう1点、県の移住定住政策を入れていただいているんですけど、あんまり今日数字は言えないもんでいけないんですけど、あんまり効果がなかったんじゃないかなというように、小学校の入学したいって目的で来た人は一人だけだったもんですから、あんまり効果がないんじゃないかなということ

を例にあげて質問したいと思ってましたけど、時間になりましたんで以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ただ今より、昼食のため暫時休憩といたします。再開時間は1時半、13時30分ですので時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 47分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。質問順位11番、議席10番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位11番 議席10番 矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（10番）

それでは通告に基づいて一般質問をさせていただきます。まず最初に辰野町における、失礼しました。まず最初に民生児童委員の活動について質問をさせていただきます。民生児童委員は100年を超える歴史の中で一貫して地域において困りごとのある人やその家庭に寄り添い、関係機関につなげるという重要な使命を負っております。急速に人口構造や世帯構造が変化し地域社会や家族のあり方も大きく変容しています。各地域では社会的孤立などを背景にさまざまな生活課題、福祉課題に直面しているのが現状かと思えます。そこでこれから委員の高齢化と、なり手不足の原因と対策についてこれは一緒に質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。民生委員は住民の身近な相談相手と言われますが、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行うものです。民生児童委員の年齢制限はありますか。お答えいただきたいと思えます。

○町長

はい。細かなご質問に対しては、またこの後、保健福祉課長の方より申し上げますが、私のほうからは本当に日ごろ大変お世話になっております民生児童委員の皆さんに対する、ちょっと思いをちょっとまず最初に述べさせていただきます。人口減少や少子高齢社会を迎えた今日、家族や社会を取り巻く環境も大きく変わり生活課題や福祉課題は多様化、複雑化、深刻化しております。その中で民生委員の皆様は地域住民の身近な相談相手として家庭への訪問や見守りを中心に、地域福祉活動や定例会・研

修への参加など仕事内容も多岐に渡り、また行政の協力者として福祉制度の橋渡しの役割も担っていただいております。今年には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域住民の一番近くで活動される民生委員の皆様にとっては、大変厳しい環境での活動であったことと思いますが、感染防止対策に徹していただきご尽力いただきましたことに心から感謝申し上げます。辰野町では現在 56 名の皆様に民生児童委員として熱心に活動していただいておりますが、いまだその役割や活動内容は一般に十分に理解されていない面も多く、個人のプライバシーに関わることへの難しさや活動の負担、高齢者雇用の延長などを背景に民生委員のなり手不足や高齢化が課題となっております。高齢社会や地域のつながりの希薄化が進む中、民生委員の皆様の活動もますます厳しい状況になることが予想されますが、今後も無理なく続けられる仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。それでは個別の質問に対して保健福祉課長より申し上げます。

○保健福祉課長

はい。それでは民生委員の年齢の基準でございますけれども、3年に1回の任期替えのときに推薦会を設けて推薦していただいておりますが、推薦の基準の年齢につきましては75歳未満ということを基準としております。以上です。

○矢ヶ崎（10番）

3年に1回の改正時期において、75歳未満を前提として選考してるわけですね。これもやはりなんちゅうんですかね、果たしてこの75歳ちゅうのはこれ町の基準に基づいた年齢であるわけですね。

○保健福祉課長

はい。これは町だけではなくて全国的にこういう基準になっていると思います。はい。

○矢ヶ崎（10番）

はい、わかりました。社会が多様化する中でやはり人生100年時代と言われるように、今後はまさに70歳代はまだ十分に働ける年代であろうと、健康な人もいっぱいいるわけでありまして、やはり70歳80近くまでもやはり現役世代として立派にその勤めを果たされるような時代であろうと、これは国の決まりあるいはまたそういうことによって決まっているんで、これはこれとしてですね理解いたしますけれども、そのあとに続く少子高齢化による人口減少、あるいは特に生産年齢人口の急減により多

くの分野で人手不足となりつつあるだけでなく、地域そのものの存続が危ぶまれる状況になっています。また人々の暮らしや価値観の多様化、核家族の進行、地域におけるつながりが薄い等、雇用形態の多様化などにより社会保障の前提として存在してきた共同体としての機能の低下もあるわけでございます。ここで民生委員にそれぞれの地区から選ばれるわけでございますけれども、やはり人手不足ということ、これは社会の構造そのものの変わる中で、やはり働く世代あるいは働く多様化によってこのなかなか今後人手不足ということに対しての、これといった策は非常に厳しいものがあるかと思いますがその点についてお伺いいたします。

○保健福祉課長

はい。民生委員のなり手不足の件でございますけれども、ここにはやはり高齢化が関係してくると思われまます。少し辰野町の状況について説明をさせていただきたいと思ひます。現在の民生委員の皆さんは去年の12月に改選された方々でありますけれども、全体の平均年齢が67.2歳でございます。50歳代が2名、60歳代が36名、70歳代が18名でございます。その前の平成28年12月の改選期と比べまして平均年齢は辰野町の場合では1.5歳上昇している状況であります。さらに70歳代の委員の方が11人増えているといった状況であります。先ほど年齢の基準につきましては75歳未満の方と申し上げましたが、この年齢を引き上げて選任させていただいてる方も中にはいます。また過去の全国的な統計を見ましても、高齢化の傾向にあるということである辰野町でも高齢化は進んでいるといったことがいえると思ひます。民生委員のなり手不足についてですが、やはり民生委員の役割や活動内容が一般的にまだ十分に理解されていないということ、それから対象者が増加していることに伴う業務量の増加が考えられます。あとはですね民生委員の職務については、民生委員法という法律に規定がされてはいますが、非常にそれが抽象的でありまして具体的な活動は個人の裁量に委ねられているのが現状であって、民生委員の職務か否かの線引きが曖昧となっている、このことによって本来民生委員の職務に含まれない作業を引き受けてしまうといったようなことも原因かと思われまます。またあて職として行政ですとか地域の関係団体から、別の職務も依頼されるといったようなことも背景にあるのではないかと考えております。このようなことに対してですけれども、民生委員の活動が無理なく続けられる仕組みづくりでありますとか、職務ではないものについてははっきり民生委員ご本人に周知をしていくということ、それから地域の福祉活動についてはほか

にもいろいろなボランティア団体があると思いますけれども、その辺の役割分担をすることが大切ではないかと考えております。以上です。

○矢ヶ崎（10 番）

確かに今、なり手不足の問題は民生委員そのものの本来の目的、これは行政につながることであり各関係機関につながるものが主たる目的であるわけでありましてけれども、やはりなかなか地域においても理解されていない面々があることも事実であります。なぜならば昨日も出たごみ問題、それから等々の問題において雪かきそういうものがやはり一人住まいの家庭も増えているわけでありましてけれども、こういうところに民生委員にお願いしたらというような声も聞くわけでありましてけれども、これは間違ったことであろうと思います。最終的にはやはり自分の身近な組単位あるいはその最小の範囲でお互いに助け合っごみを出すあるいは雪をかいてあげる、そういうことをするような地域にもっていかなければならないであろうと思うわけでございます。何でも民生委員にお願いしたらというようなことは、改めていく必要があるかと思っております。これについてそういうような考え方を、これから広報とかあるいはまた新しく民生委員になられた方々に、教育という研修の場において民生委員のやるべき仕事そういうものをやはり学習させるような機会をぜひ設けていただきたいと思っておりますけれどもこの点について。

○保健福祉課長

はい。民生委員の皆様には地域への活動のほかに研修会等にも出席していただいております。1 期目の民生委員の方それから 2 期目以上の民生委員の方と分かれての県全体の研修会でございますが、そこで初めての方については民生委員としての役割を研修していただいております。また町の活動につきましては支部会がありまして、それぞれの地区会ですね、地区会の中で研修を深めていただいておりますけれども、仕事内容につきましては事務局も協力して一緒に研修していきたいと思っておりますし、住民皆様にも民生委員さんの本来の仕事について周知しなければいけないと考えております。以上です。

○矢ヶ崎（10 番）

先ほどは失礼しました。定数とそれから両方が一緒に質問してるものですから、今度は定数について町の基準は民生委員は 75 名でしょうか。

○保健福祉課長

はい。現在の定数は56人でございます。

○矢ヶ崎（10番）

この人数ちゅうのは今後この基準は変えて、例えば56人が60名になるとか逆に減るとかそういうことは弾力的に運用できるんでしょうか。

○保健福祉課長

民生委員の定数につきましては、民生委員法の中で定めがありまして都道府県の条例で定めることになっております。国の基準では町村の場合には70から200世帯ごとに1人とされておりまして、この基準に合わせますと辰野町の民生委員は40人から112人の範囲ということになります。さらに民生委員が40人以上いる場合には主任児童委員を3人配置することになりまして、ここしばらく辰野町では56人の方に民生児童委員をお願いしてまいりました。定数の見直しでございますけれども、この定数の増減がある場合には改選時ですねその前に、世帯数等を地域の実情を踏まえまして県に要望を提出して県のヒアリングを受けた後、増減ある場合にはそこで決定をして新たに県の民生委員の定数を定める条例によって定められるというような手続きになります。

○矢ヶ崎（10番）

非常にわかりました。最後に先ほど町長が話されましたとおり、私のほうから地域とともにという使命感と熱意で、仲間たちとともに活動に取り組む民生児童委員の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。それでは次の質問に入ってまいります。辰野病院についてであります。インフルエンザの流行期とコロナの対応について、それから発熱外来時受診時における注意点でありますけれども、1と2この二つの項目については昨日に同僚議員が質問をしておりますので、この項は省かせていただきます。1点インフルエンザ流行期へ向かっておりますけれども、現状の感染状況はどのようなものか、予防接種はこれからも必要だと思いますが今までどおり電話連絡をしてそれから予防接種は可能なんでしょうか。その2点をお願いしたいと思います。

○辰野病院事務長

はい。インフルエンザの流行につきましては幸いにしまして大変皆さんの手指消毒、マスク等の着用もありまして、まだ上伊那管内、長野県でもたぶんまだ出てないと思います。この辺の情報をやっぱり新聞等で皆さん方と同じような情報で流れてまいり

ます。また予防接種の方につきましては、やっぱり今年は例年よりも非常に接種される方が多かったです。各医療機関も現状のところもうワクチンがほぼほぼ終了してしまう、辰野病院においてもおそらくこの先週の時点ではあともう数人っていうふうに聞いておりましたので、いっぱいになってしまってる恐れがあるので、もしこのあとやりたいっていう場合は、いったんちょっと病院の方に電話していただいて相談していただければと思いますが、もう本当に残りはわずかだということをご承知願いたいと思います。たぶんほかの医療機関においても、もうワクチンがないという状況ですので、大変申し訳ないと思いますがよろしく願いいたします。

○矢ヶ崎（10番）

辰野病院はそういうことで聞きました。ただ辰野病院じゃあないんですが、町がもっている第一診療所、川島診療所これについてはどのような情報を得ているんでしょうか。

○保健福祉課長

はい。インフルエンザのワクチンにつきましては、高齢者のインフルエンザワクチンは一部公費で接種しまして定期接種として行っております。一般の方の分もそれぞれの医療機関で確保しているわけですがけれども、ただいま病院の事務長が申し上げたとおりどこの医療機関にももうワクチンの手持ちがないような状況でして、川島診療所、それから第一診療所についても状況は変わらないっていうふうに認識しております。高齢者の分につきましては上伊那の広域で一括調達しまして、昨年の実績に合わせて各医療機関、上伊那管内の医療機関に薬品会社から配られておりますけれども、その薬品会社につきましてももう手持ちはもうごくわずかだというような連絡を昨日受けたところでございます。以上です。

○矢ヶ崎（10番）

あれですか、住民税務課長、今手挙げかけたんですけれども何かありますか。

○住民税務課長

今、保健福祉課長答弁したとおりでございます。

○矢ヶ崎（10番）

それではまた町民に愛され信頼される病院に対する期待度は非常に高まっていると思いますが、この取り組みについて説明をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○辰野病院事務長

はい。コロナの影響により病院経営も苦しい状況です。このような中で病院として何ができると考え、各プロジェクトチームも真剣に取り組んでまいりました。前回の議会においても一部紹介しましたが、お手軽検診のPRを外部団体で行ったり、また職員一人ひとりにアンケートをとって増収対策や経費節減に対する意見を求めたりしております。また接遇研修におきましてもこの度、町のほうに来ました地域おこし企業人として来られた福田さんを講師に、今までの研修スタイルを変えて職種ごとまた複数回にわたる研修を現在行っているところです。患者さんに対して少しでも安心してもらえるよう取り組んでおりますが、まだまだ行き届かない面も多数あります。今後も信頼される病院となるよう努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○矢ヶ崎（10番）

今、病院事務長が言われたとおりに教育に対しても相当力を入れていると、接遇を始めとして全般にわたって教育が今まさに始まって、今後その教育の成果に期待するものであります。今回の新型コロナウイルス感染症において、我々は新たに医療従事者に対してマスコミを通じて大きくクローズアップされてきました。東京の小池知事は食事会においてももうご存知だと思わんですが、小人数で小さな声で小皿にとって食事会を楽しみましょうと、そこにプラスアルファがありましたね。それは医療従事者に心からの気遣いをしましょう、感謝をしましょうということが含まれておるわけでございます。ここに11月16日にこれは17歳の高校生であります、10代の。読まさせていただきます。「ウイルスが猛威を振るう中、保育所など医療従事者の子どもの預かり拒否をしているという記事を読んだ。私は怒りを覚えた」途中省きます。「私は医療従事者の方にもっと感謝するべきだと思う。私自身は本当にありがとうございますとお礼の気持ちを伝えたい」それから諏訪郡の高校生の方であります。これは12月の3日です。これも途中からですが「そして今私たちにできることは医療従事者への感謝だろう。それと感染を広げないためのできることを自分たちでしよう」とこういう記事が載っておりました。まさにそのとおりであって我々のできることは感染防止に努める基本的なことであるけれども、手洗いをするあるいはマスクをするこれに尽きるかと思っておりますけれども、これを徹底してやっていくことがこの地域から感染者を出さないひとつの方法であろうと、基本的なルールでありますけれども、もう一度

この原点に帰ってお互いにこれを徹底していきたいと思います。そうして今病院事務長が言ったとおりに病院経営そのものことなんですけれども、全体の経営改善は重要な課題であります。院内のプロジェクトの結果などを踏まえて取り組みをしておられるわけでございます。その成果は着実に上がっております。これは評価していかねばならないし、もちろん昨年度迎えた院長補佐からの提言により、新たな取り組みが行われその結果は出始めていると理解してます。今年度の取り組みに大いに期待するものであります。はい、議長。

○議長

矢ヶ崎議員。

○矢ヶ崎（10番）

それでは最後の辰野町における教育全般についてでありますけれども、これについて進めてまいりたいと思います。コロナ禍の中で子どもたちは何を学び何を教訓としたか、通常の学校行事、体育大会、文化祭あるいは運動会、修学旅行等々そういうものができなかったわけでありましてけれども、この中で子どもたちは何を学んだかまず答えていただきたいと思います。

○教育長

はい。矢ヶ崎議員の質問にお答えしたいと思います。このコロナ禍で子どもたちは何を学び何を教訓としたかということですが、まず今回のコロナ禍、誰もが想定してなかった大事件であったわけでございます。学校に行くことそれから友達と普通に話をすること、遊ぶことが当たり前に行っていたわけですが、実はこれは当たり前ではないんだと、こうすることができるってことは非常に尊いことなんだってことを、改めて子どもたちは学んだと思います。私自身も思い知らされたそんな気がいたします。学校が5月21日から町内は再開したわけですが、当たり前に行っていた授業風景もそれから今議員言われるようなさまざまな学校行事、学年行事も例年どおりできなくなってしまうわけですが、あれもできないこれもできないと先生たちや子どもたち最初は戸惑いもあったんだろけれど、私こう先生方をお願いしたのはできない理由をコロナにつけるんじゃなくて、そんな中でも工夫すれば何とかこう形は違っててもできるのではないかと、できる方策を考えてほしいとずっとこのあとお願いをしてまいりました。子どもたちはこの中で何を学んだかという、二つの例をあげてちょっと紹介させていただきたいと思います。今学校行事の話もされました

ので、一つは小学校の修学旅行なんですね。小学校の修学旅行はもうずっと何十年も東京というふうに決まっていたんですけども、東京は早い段階からもう無理だと。次になって各学校が考えたのは、じゃあ関東地方はとか新潟だとか北陸っていう案も出てきたわけですが、こちらも次々とだめになって最終的には県内っていうふうになったわけですが、この選択肢が狭まっていく中で県内という最終判断をさせていただいたときに、ならば一層子どもたちの意見を聞いて旅行を作ろうと。そうしてすべての小学校ではなかったわけですが、コースを子どもたちに投げかけて子どもたちは長野県内を調べてどこへ行きたいのか、今までの学習の学びの発展としてね県内をこう見る中でコースを決めていったこんな学校もございました。小学生も6年生になれば与えられた条件の中で自分たちでいろいろ調べ、そして友達と話し合いを重ねて自分たちの考えを整理していく、そして一つのコースが決まってくると、まさに児童手づくりの修学旅行がコロナがあったためにできた、今までですともう最初から学校側からコースが決められて子どもたちはそれに沿って行動するだけだったわけですが、そうじゃなくて自分たちが作ったコースであることで、できたということで大変良い思い出になったとそんな感想をお聞きしております。もう二つ目ですけどこれ中学校の文化祭、榊樹鬘祭の話を見せていただきたいと思いますが、こちらのほうも例年どおりにはできない、生徒会企画だとか合唱コンクール、スポーツイベントなどもあるわけですが、そもそも体育館全校生徒が集まることのできるのか、そこから生徒たちは協議いたしました。その結果コロナ禍だからこそ今年だからこそできるものがあるはずだというふうな思いに至って、考えを進めていくようになったとお聞きしております。こんな中で外からね中学校に対して手を差し伸べてくれる方もあって、辰野町のほたる祭りが中止になったことを取り上げて、沈んでいる町民にもこのほたるの光を届けたいという気持ちが芽生えてきて、竹あかりで地域とつながろうとかほたる祭りが中止となった町を元気に明るくしようと、最終日ですね2日目の午後はバルーン・アートの製作をいたしました。バルーン・アート実は風船でほたるをいっぱい作ったんですね、ものすごい数のほたるを作って2日目それで榊樹鬘祭を締めくくったわけですが、そのあと役場のホールと町民会館のホールへそれが来てずっと展示されておりました。今でも町民会館の教育委員会事務局の入り口に2匹まだねとまっておりますけれど、閉祭セレモニーや生徒会の企画それから合唱コンクールさらにスポーツイベント、閉祭セレモニーこれはすべて例年とは違ったものであ

ったわけですが、逆にこれによって全校生徒の心が一つになったと聞いております。生徒会役員は最後この檮樹饗祭が終わったときにこんなふうに締めくくっています。諦めず挑戦すること、みんなで力を合わせることに、周りの人への感謝を忘れないことなど学ぶことができた、今年の檮樹饗祭は永久の思い出とこう語っている。そして辰野町民への感謝の言葉でこう締めくくっておりました。このような姿を見てますとね、中学生も確かにコロナ禍で従来の形はこんなものはできなかったんだけど、でも自分たちでできることを考えて工夫し行動してやり遂げた。子どもたち、生徒会の役員も終わった後挨拶に来ましたけれど、みんな満足感それから達成感に満ち溢れた大変良い顔をしておりました。例年どおりできなかったことに対するこの切なさだとかね悔しさあるいは寂しさってのは微塵も感じられなかった。社会変化や価値観の多様化、ICTの急激な進歩さらにはコロナ禍ということで現代社会はどんどんこう変化している中で、なかなか先が見えないわけですがこの例のように場に応じた臨機応変に対応できる力こそ、これから昨日の山寺議員の質問にもつながるわけですが、これからの子どもたちに必要な力ではないかなあとふうに思っております。むしろこういうときに臨機応変に対応できないのは私たちのような大人なのかもしれないです。中学生の姿など見てますとね立派な中学生、いずれ力強く社会を担っていただける大人になってくれるなあと頼もしく思ったところがございます。以上です。

○矢ヶ崎（10番）

今教育長に伺いました。今日の新聞でありますけれども、これも10代の子どもです。ここに以前のように当たり前が通用しなくなってしまった今は、少しでも自分の願いに近づく方法を考えなければなりません。やりたいことができる日を待つのではなくこの日の日常の中で小さな思い出をつくって失われた3箇月を取り返したいと、これは生の声であります。今教育長が言われたとおり子どもたちは我慢することを学び、耐えること協力することあるいはまた時間を大切にすること、大いに学んだ点は多かったと思います。この経験は今後の人生の中で大いに役立つものであろうとそう確信するわけでございます。雪を弾く青竹のように踏まれれば踏まれるほど強く逞しく生きる、伸びる青麦のようにこれからの人生を生きていくものであろうとそう思います。次に入ります。教育環境の整備についてであります。中学生議会のおり生徒会長さんから、辰野町は僕たちのことを大切に思い学びやすい教育環境整備のために力を注いでくれている、このことにありがとうございます、感謝の言葉がありました。

教育長もこの中学生議会に出られたわけでありましてけれども、この生徒会長のその言葉をどう捉えますか。

○教育長

はい。この中学生議会において生徒会長が話されたその言葉つうのは私自身も本当に胸が打たれた思いでございます。特にここ数年今まで想定しなかった事態が学校現場でも起こってきたわけですね。例えば数年前までは教室にエアコンが入るなどとは誰も考えていなかったわけですが、ここも一気に昨年度入れることができた、これもそうせざるを得なかったってことにもなるんですけど。そしてまた辰野町では国の方針もあって一人1台タブレット、ICT機器の整備の関係でですね、一人1台っていうのを3年計画くらいでこうやっていこうとしてたところが、一気に今年度中ということだったわけですが、それも進んでいくことができた。それから今年度厳しい中であつたわけですが、小学校のトイレのすべてこのね洋式化されたというようなこと、これも今考えるとこのコロナ禍のときに洋式化にして良かったなあと、手洗いも自動水洗ってねこうふうにして良かったなあと思っているわけですが、そういうこちらの思いが中学生に伝わっている本当にありがたいなあと。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけど、本当に健やかな子どもが育っているなあってふうに思っているところでございます。まだまだそうはいいましてね、小中学校環境整備してかなければいけない、老朽化に対応しなければならない施設いっぱいあるわけで、これからも本当に先を考えると財政面からみても非常に厳しいわけですが、この中学生のこの声これをやっばり糧としてねこれからもがんばっていきなあとと思います。なおこのエアコンそれからトイレの洋式化については、中学生だけじゃなくて一般の保護者からもね、学校へ行ったときにこうだったとトイレも非常に良かった、コロナで心配したけれど学校のトイレきれいになって良かったね、それからエアコンで一気にこう喚起などもできるそれもありがたいっていう声を、子どもたちだけじゃなくて大人からもいただいております。改めてそういうふうにご成果をっていうかね苦勞を認めていただける子どもたち、町民にもまた感謝をしたいと。

○矢ヶ崎（10番）

確かにそのとおりだと思います。私どもも11月にね小学校あるいは中学校いろいろ見させていただいて、先生方をはじめとして本当にこんなにすばらしくなつたと心から喜んでいる姿を見たときに、これは良かったなあと心から思うわけでございます。

そういう意味も込めて今後とも教育のより充実のために力を捧げていただくよう要望いたします。それでは最後になりますかね、次代を担う人材の育成、教育について質問をしてみたいです。昨日教育長は3つの言葉を挙げられました。力強く生き抜く力、自立できる力、目的を尊重できる健やかな心を持つふるさと郷土を愛する心、この3つを挙げられたわけですが、この3番目のふるさと郷土を愛する心、まさにこれは大切な教育のひとつでありましょう。私どもはそれぞれのふるさとに生まれそれぞれのふるさとで、ふるさとを愛する心を養ったわけですが、ふるさとに思いを抱いてまず始めに夢歩きであります。教育はまさにロマンであります。月に向かってロケットが打ち上げられ、月に人間が降り立つようなこんな時代であったとしても私どもが幼いときに夢見た、あの月にはウサギがいるんだというそんなセンチメンタルリズムの波うつ大河にひたりたいと思うこともあるわけですが、こんな遊び心を持った人生を子どもたちには送ってほしい、そんな思いではありますが教育長の思いをお伺いします。

○教育長

はい。自然を愛すということですが、昨日の山寺議員の質問に通ずるところもあるわけですが、現在と昔と比べますとね昔とは我々が子どもの頃ですが、昔は生活のすべてに自然が関わってそしてまた地域の伝統とともにこう生活が営まれていたわけですが、現在は自然とかけ離れた生活をして伝統文化なども意識しなくても生活できるようになってしまっていると言ってもいいかもしれません。ですから物心ついた頃から自然と関わり伝統と結びついた生活を行ってきた子どもと、これらから離れたかけ離れた生活をしてきた子どもたちでは当然、自然だとか伝統文化に対する思いってのはこう異なるわけです。自然や伝統文化とかけ離れた生活をしてきた子どもたちに、自然を愛しなさいとか伝統文化を守りなさいと言ってもこれは簡単にできるもんじゃあないわけですね。ここは昨日話をさせていただきました。やはり子どもたちがその中に入って浸かってそして体験をしてかないと駄目なんだということだと思いませんか。本を読んでいたなら信州大学の平野教授がこんなことを言っております。先生自身の研究なんですけれど、多くの自然体験や自然と関わる生活をした子どもほど体力に自信がある、得意な教科の数が多い、環境問題に関心がある、課題解決能力や豊かな人間性など生きる力があるというふうに、これは自分の研究からこういうふうに結論を出してるんですね。刺激がたくさんある自然の中において仲間

と一緒にこの楽しい体験をとおして一人ひとりが自主性を持ったりあるいは生きていくことの喜びを感じ取ったりしていくんだらうというふうに思います。そのような意味から自然体験だとか伝統文化と接する活動っていうのは子どもにとって極めて重要な活動だと思っているわけですが、なかなか今、日常生活の中ではこれらと接する機会ってのは非常に少なくなっているの、これはもう意識的に仕組んでいくしかないんだらうと思います。自然を愛しふるさとの歴史や文化、伝統を大切にする心はやっぱりこの教育まさに今辰野町の小中学校にも求められている一つであろうと思っております。実際町内の各小中学校ではかなり取り入れた学習を行っているのも事実でございます。小学校では稲だとかトマトあるいは大根を始めとするさまざまな野菜の栽培をしたり、川だとか地域に出て辰野町の姿を学ぶ実地見学や体験をしております。川遊びあるいはゆめ山、育ちの森などで活動も行っておりますし、辰野中学では例えば先日行われましたお仕事チャレンジ、これはまさに辰野町だからできたイベントだと思うわけですが、町内の企業や商店など丸ごと学ぶ機会であったわけでございます。確かに近隣の市町村もやっておりますけれど、これは広くこう企業を募集してこうアドバルーン的な大きなことをやっているわけですが、辰野町でやったのは町内に限定をして町内の企業、商店ってことで、地味ではあったんだけど辰野町を丸ごと学ぶことができたということで、私はこれ評価をしたいと思いますが、広くねこう上伊那全体を広げてじゃあなくてってのが良かったのかなあと思っております。また今年の2年生は西駒登山がコロナのためにできなかったわけですが、代わりに町内めぐりをし沢底から平出、下辰野それから大城山まで登って町の自然だとかそれから文化財など見学する、最後は大城山の頂上から改めて自分の郷土辰野町を見るというね観察をするってことをとおしたわけですが、これも登山はできなかったわけですが、逆に改めて辰野町ってことを認識する良い機会になったのではないかなとふうに思っております。やっぱり自分の目で直接見てそして自分で体験をしていって、始めてその良さってものがわかっているんだらうなと思います。書物だけでは感動も得られないと思います。郷土を愛する心ってのはまさに実際に自分で体験をしてみる、においをかいでみるとかね手で触ることができるのであれば触ってみるだとか、そしてこのようなことをとおして徐々に身につけてくんだらうと思います。このあたりはこれからも大事にしていきたいと思います。午前中の質問にもありましたけど、ICT 機器が進んできますと、ともするとこういうところが切り捨てら

れてしまうきらいもあるわけですが、そうではなくてやはり子どもたちにはこの実体験を大事にさせていきたいとふうに思っております。そして1番大事なのはやっぱり隣に友達があるいは先生、息遣いを感じる中で学ぶことができるとこれが大事だろうなと思っております。これからも大事にしていきたいと。

○矢ヶ崎（10番）

時間があと与えられた時間は5分でございます。ちょっと時間が足りないので全部まとめて話してまいります。最後に町長にお伺いをします。独教大学の創立者である日本を代表する哲学者、天野貞祐先生、西小学校にもありますね。この先生は学問を通じての人間形成を解かれたわけであります。日本民族の英知が物質文明をも支配し、科学技術とともに哲学、文学、芸術等が栄えうる人間性豊かな社会を目標としていかなければなりません。このために教育もまた民族の優れた伝統に支えられた人間形成に、重点がおかれなければならないと私は考えます。時間がありませんので次の、学校は単に教育の場だけではありません。地域にとってかけがえのない場所であり地域の拠りどころであります。学校を通じてまとまりが生まれ地域のすばらしい歴史、文化、芸術を継承する次の時代につなげていくまさに大切な場所であります。これは大切にしていかなければならないと思います。そして最後に例えば山にトンネルを掘る、トンネルを開ける、これは1,000人の利用者があるから開ける、これは官僚の考え方であります。たとえそこに必要とする人たちが少ないとしても必要なものは開ける、必要なものを残すこれが政治であります。以上最後に町長から一言お伺いします。

○町長

はい。何をお答えしたらいいかちょっとわからなくなってしまうかもしれませんが、まずですね先ほどの西小学校の天野貞祐先生ですかね、頭に浮かんだ額の文句がまず浮かびました。「過去には感謝、現在には信頼、未来には希望」本当に今の時代確かに便利な世の中にはなったんですけど、私最近特に思うのは昔の本当におそらくここにいらっしゃる皆さん、おそらくですね、子どもがどんどん増えてる時代で、どうしてったら平等に教育を受けさせるか、それをまず念頭において私たちが子どもの頃の大人の皆さんは一生懸命つくってくれた、そん中で私たちは学べてきたなという思いでございます。そういう点では本当に過去には感謝であります。現在には信頼、未来には希望という点で言えばですね、例えば各家庭も私にもおっかないじいさん、ばあさんがいて大家族の中で育ちました。ただその家族の中でいいこと悪いことしっかりしか

られながら教わってきましたし、近所にも怖いおじさん、おばさんがいて悪いことすると頭をこつかれたとか、そんなような経験もあります。やはり地域の皆さんがやはりそこにいる子どもたちをこう育ててくれた、そういった思いもございます。世の中本当に便利になって例えば今スマホであるいはメールですぐ感情を伝えられることができるけれど、昔はそういったものもない。手紙でのやり取り、電話も10円玉を入れてダイヤルで回す。人の思いをやはり想像しながら接する、何かひとつひとつ思い出すと何か今の時代忘れられた思いがいっぱいあるのではないかな、そういったものの大事さですかね。先ほど矢ヶ崎議員が言われた残すものは残すっていうか、形に見えなくても残すものは残していきたいという思いでは同感でもございます。いろいろ言葉足りませんが、何か失なわれたものをさらにここで見つけていきたいなあという思いに駆られました。以上です。

○議長

矢ヶ崎議員、時間がまいりました。

○矢ヶ崎（10番）

終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。

9. 散会の時期

12月9日 午後14時19分 散会